

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
本日をもって召集されました、平成23年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
7番 内田 恵子君、8番 川幡 宗宏君。以上ご両名を指名いたします。
日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は9月12日から9月20日までの9日間といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本定例会は9月12日から9月20日までの9日間と決定いたしました。
日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 会務報告につきましては、只今局長朗読のとおりでございますので報告済といたします。
・2番目 例月出納検査結果報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 例月出納検査結果報告につきましては只今局長朗読のとおりでございますが、別紙内容についてご質疑があれば発言を許します。
(なしの声)
ご質疑がありませんので、例月出納検査結果報告につきましては報告済みといたします。
・3番目 両常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。
局長をして朗読いたさせます。
局長 (朗読する。)
局長 両常任委員会合同所管事務調査報告につきましては、只今局長朗読のとおりでございますので報告済といたします。
・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
町長 本議会定例会にあたり、4件の行政報告を行います。
始めに、町立病院小児科医の確保についてご報告申し上げます。本年

5月31日付で退職しました竹内副院長の後任につきまして、札幌医科大学に常勤医師の派遣をお願いするとともに、北海道のご指導も頂きながら一般公募を実施してきたところ、9月1日付で、弘前大学医学部出身の小児科医古川秀嗣氏の採用を決定し、副院長として着任いたしました。古川医師の着任により、小児医療の提供にも対応できる体制となったことから、子どもから高齢者まで安全、安心な医療サービスを提供するとともに、更に経営改善に努め、信頼される病院の構築を図って参ります。

次に、南幌工業団地への企業進出についてご報告申し上げます。進出される企業は、現在、札幌市において操業しております株式会社ファクトリーライズで、業種につきましては業務用マットのクリーニング業であります。進出形態については、賃貸による進出となっており、面積2,884.45㎡で、去る8月30日に賃貸借契約を締結したところであります。今後は、9月に工場建設工事に着手し、12月には竣工の予定となっており、地元からも数人雇用したいとお話もあり、本町の雇用対策にも貢献されるものと期待しております。

次に、台風における本町の被害状況についてご報告申し上げます。この度の台風の影響に伴い、本町においては9月2日午前より降雨となり、その後千歳川水位が高位となってきたことから、出水時における非常配備体制をとり、9月3日午前9時40分より幌向運河排水機場をはじめとして、順次、夕張太排水機場、西17号排水機場並びに中樹林揚排水機場の運転をしたところであります。その後、各排水路において水位が低下したことから、6日午後7時20分をもってすべての排水機場及び揚排水機場の運転を停止しております。本町の総雨量は、降り始めから148mmに達したところであります。被害状況については、家屋の浸水、道路などの冠水の被害はありませんでした。また、農業の被害についても、水稻の部分倒伏が見られるものの、水没や滞水による被害には至らなかった状況にあります。今後においても災害時の対応につきましては、万全を期して参ります。

最後に、農作物の生育と収穫の状況についてご報告申し上げます。本町の基幹作物であります水稻につきましては、町内の一部では、既に刈り取りが始まっておりますが、空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、平年より生育は1日早く、一部でいもち病の発生が見られたものの、不稔粒の発生も少なく、登熟は順調に推移しております。また、8月31日付で農林水産省北海道農政事務所が公表いたしました米の作柄につきましても、南空知は平年並みとなっております。小麦につきましては、収穫期には好天に恵まれ、既に収穫作業を終えておりますが、収量、品質ともに、圃場間で差はあるものの平年並みの状況です。豆類及びてん菜も、現在のところ平年並みの生育状況が見込まれております。なお、野菜につきましては、特にキャベツと玉ねぎは、春先の降雨と8月に入ってから干ばつによる影響で、品質、収量とも平年を大きく下回る状況ですが、その他の野菜は、

概ね平年並みの収量が見込まれております。

以上のように、各作物間では多少の差はありますが、今後は、天候が順調に経過いたしまして、無事に出来秋を迎えられますように関係機関、団体と連携しながら、適切な対応に努めて参りたいと考えているところでございます。

議長 以上で町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。

日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 菅原 文子君。

菅原議員 みどりあふれる快適な都市環境づくりについて、町長にお伺いいたします。平成23年度も前半を終わろうとしている今、平成23年度町政執行方針の進捗状況を伺います。第5「安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちづくり」の中の「みどりあふれる快適な都市環境づくり」についてです。町の人口が減少している中、今後の町の発展に大きく関わる施策の一つとして、みどり野団地を中心とした人口増を図る取り組みが挙げられています。移住、定住してもらうためには快適な生活環境のまちづくりが、欠かせない条件となってきます。土・日曜日、祝祭日には、町外からゴルフやパークゴルフ、カート、キャンプなどたくさんの方が来られます。また、小さいお子さんを連れて中央公園に遊びに来ている家族もいます。しかし、中央公園、西町に隣接する防風林など、子ども達が安心して遊べるような状況ではありません。また、トイレも一部、閉鎖状態にあるなど、赤ちゃんからお年寄りまでの憩いの場として適切かどうか疑問であります。

また、学校付近や市街地の歩道についても「行政区・町内会が自主的に花植及び除草作業を実施し、緑の保全と緑化に取り組んでいます」とありますが、町の指導、協力が必要かと考えます。夢のマイホームを南幌に、と決めていただくための大きな要素の一つである公園の在り方をどのように考え、実施しているのでしょうか。また、市街地における歩道の清掃、緑化をどのように考えているのかを伺います。

議長 町長。

町長 菅原議員のみどりあふれる快適な都市環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

町内、外の方々に憩いの場、レクリエーションの場として広く利用いただいている都市公園は、現在指定管理者により効率的、効果的に管理されているところです。ご指摘がありました中央公園のトイレの一部閉鎖につきましては、便器等の破壊が続いたことや利用頻度が少ないため、平成14年度から閉鎖しているものでありますし、防風林の中にある散策路につきましては、国から貸付けを受け、町が管理をし下草刈りを年2回実施しております。なるべく自然のままにとの制限もあることから、現状に対してご理解をいただきますようお願いいたします。

今後の公園の在り方につきましては、遊具等の点検、整備、改修が必

要となってきますので、平成24年度公園施設長寿命化計画策定時に、快適な空間として住民が安全、安心に利用できるよう総合的に検討して参ります。歩道の清掃につきましては、幹線部分を年一回春に実施しており今後も現状どおりと考えております。

また、緑化につきましては、地域活動の意義を充分ご理解いただき、幹線道路におきましては行政区、町内会の自主的な活動により、緑の保全と緑化に取り組んでいただいておりますし、都市公園の整備と維持管理により緑地の保全が図られていると考えております。その上でこれからも田園景観に配慮し、まちづくりの一翼を担う、緑地の保全や緑化運動を進めるとともに、広報や植栽事業の支援により緑化意識を高め、緑についての環境づくりに努めて参ります。

議 長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子君。

今、ご答弁いただきましたことに対して質問させていただきます。まず1つ目の中央公園のトイレなのですけれども、やはり便器の破壊などが続いたということも私も理解はするところであります。しかし、周辺に住んでおられる方もやはり公園のトイレがないということで、通りすがりの方たちが使うにあたってご迷惑をおかけしているということもお話しを聞いておりますし、何らかの対応が必要かと思っております。

また、その中でトイレの新しい看板など設置が必要かと思っております。それと言うのもやはり、ここにトイレがありますよということを明確にしていただけなければ、通りすがりの方とかそのダンプの方も町内たくさん通っていますから、その方たちにも知らせるという意味で必要かと思っております。そのことについて1つお伺いします。

それと防風林なのですけれども、国の防風林ということをも私もよく理解はしておりますが、やはりその中にはごみがたくさんありますし、昔は散策路に木片が敷いてあって、こちらが散策路ですよとか、ここからどこに行きますという看板もありましたけれどもその看板も古くなり、また木片もいつのまにか雑草が生い茂り、とても散策路とは言えない状況になっておりますので、その中に子どもが迷い込んで大変危険かと。私もこの間、実際に行き参りましたけれども、やはりこれはちょっとひどすぎるかなという感想もしております。

また、公園なのですけれども、公園のいつも芝生がきれいに刈られていて、整備していただいている方には大変感謝申し上げているところなのですけれども、以前から指摘しておりましたちやぶちやぶ池に水がはって、そこからその水が池の方に流れてその水が循環して池も大変きれいで魚も住んでおりましたが、今ではその水が出る所が壊れているということで、そこは完全に閉鎖状態になっております。以前はそこが危険ということで立ち入らないようにという看板もありましたけれども、それもいつの間にか取られており、そこも子どもたちが遊んで滑って転んで危ないかなという私も感想をしておりますが、それよりもまず第1に、その池なのですけれども、今は水が循環していないということで、水の中がものすごく汚く濁っている状態です。そこには、私の背よりも高い雑

草も生い茂っている状態ですから、子どもたちが遊んでいてその沼に落ちて、そして知らないうちに、という大惨事が起こす危険性も大変はらんでおりますので、ここの所は早急に何かしらの対応が必要かと思えます。これについてのご意見も伺いたいところです。

それと、南幌町の目玉の1つであります高い遊具の1つなのですが、すべり台ですけれども、すべり台ももう年月がたいぶ経っているせいかペンキもはげ落ち、安全策のためのビニールもスポンジがもうゴワゴワになっていて安全かなとちょっと首を傾げる状態になっておりますので、こちらも危険防止という意味でも早急に対処していただきたいと思えますが、これについてもお伺いしたいところです。

あと、そのペンキですけれども、やはり南幌町にはこういう高い遊具があるということで、町外の方も小さいお子さんを連れて方がたくさん来ております。これは南幌町のシンボルであるとともに1つの大きな目玉かなと私は思っておりますので、これも早急にペンキを塗るなどやはり見栄えということも大切かと思えますので、南幌町のイメージづくりの1つとしてこちらも早急に対処願いたいところです。これについてもお伺いいたします。

それと、これも中央公園なのですが、入り口の所にありました大きな中央公園と書かれた立て看板ですけれども、これも腐っているということではずされましたが、これはどのように考えるのか、今後の設置です。

それともう1つ、そこに併設されておりますパークゴルフ場の案内がどこにもないということで、15線道路にないということで、これもやはり町外から来られる方には不親切なことなのかと思えますので、これのここにありますかというお知らせのどのような対処の仕方をするのか、それもお伺いしたいところです。

あと、道路なのですが、一部地域では黄花コスモスなどの花々や球根を植えてとてもきれいにされている場所も何カ所もあります。これは大変なご努力をされているのかといつも感心して通っておりますけれど、一方で行政区や町内会の諸事情により掃除や除草とか花を植えたりとかできずにいる地区が多いのかと思えます。あと、その地区に関係ないような所も、具体的に言うと7号道路ですけれども、その所もこれはどこに当てはまるのかとちょっと首を傾げる所も何カ所かありますので、そのところもお伺いしたいところです。

歩道の上の部分が長過ぎて除草作業が手間がかかり過ぎ、各町内会でも頭を悩ませているのが現状かと思えますので、例えば解決案の1つとして例を挙げると、土の部分を小さく区切り、そこをレンガか何かで区切ってそこに花を受けるとか、そしてあとは刈払機で短く刈るとか、そういう方法もあろうかと思えますので、やはり行政区とか町内会が抱える問題を一緒に地域だけでなく地域担当職員制度を活用して、地域住民と自治体が問題を共有し、協力して道づくりを進めていくことはできないのかをお伺いいたします。

それと関連しまして、15線道路というのはとても重要な道路かと私

は思いますので、行政区に頼らずにという思いと、それから具体的に言いますと青葉通りも一緒ですよ、そのところもどこが管理されるのかという植樹帯で土を入れ替えましたが、今は雑草が生い茂り、とてもひどい状態になっておりますので、イメージづくりという観点からも以上のことをもう一度お伺いいたします。

議 長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

只今のご質問にお答えをしたいと思います。中央公園のトイレの関係、また、公園の池の関係、すべり台の関係等々でございますが、安全についてはこれから確認をして参りたいと思いますが、平成24年度に公園施設長寿命化計画を策定することになってございます。この計画につきましては、遊具の施設の更新、それから撤去するかということと、施設も同様でございます。そういうようなことから、この点につきましては、平成24年度に公園全体の安心、安全を含めまして、専門業者に発注して検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思ます。

また、入り口の柱等々でございますが、こちらの方も今、ご指摘ありましたように腐っているということで、本年予算計上をして撤去してございます。この柱につきましても、色んな所でご質問を頂いておりますので24年度の計画策定時にどのような形にしていくかということで検討をして参りたいと思ます。

それと防風林についてお答えをいたします。防風林につきましては、只今、ご指摘もありましたが、貸付を町が行っておりまして管理をしてございます。今、町長からも説明がありましたが年に2回、下草刈りをしてございますが、あくまでも自然のままの状態ということでご指導いただいております。というのは、例えて言いますと、倒木があっても持ち出すことはできません。ただ、散策路にかかっている場合は処理ができますが、それを外に持ち出すことはできませんし、草刈りをした草も持ち出すことはできません。また、立ち木が散策路にかかっている場合、枝が邪魔だということでこれも切ることはできません。一応、考え方につきましては、自然観察のためである散策路ということで私どもも承知してございますので、自然そのままである姿が必要かと思っております。ただ、議員がご指摘の下草刈りは2回やってございますので、ただ状況によっては悪いような状況に見られるかもしれませんが、私も2回で適当かと考えているところでございます。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。公園等々の在り方については24年度にいろいろ検討させていただきます。その中でやらなければならないものと、それから現在もう一度確認をしていただいて、早急なものが必要あれば早急に対応しなければならないというふうに思っておりますが、どちらにしても来年度は点検、整備、改修等々の策定に進めていきたいと思っております。それから、看板の設置につきましては、これから検討させていただきますがそれぞれ道路によっても管理者が

いますので、町道と違いますので、今ご指摘いただいた分は国道だとか道道につきましては、そういう所の許可等々がございまして、それが可能かどうか探りながら進めさせていただきたいというふうに思っています。それから、道路は国道と道道と町道がありますので、7号は道道が入っているかと思えますし、15線も国道と道道が入っておりますので、管理は国と道であります。草の7号道路の歩道横の緑地について草が生い茂っていると、私もちょくちょく見掛けて、これは職員の方から道の方に管理、あるいは国の方にきれいな管理をお願いしているところではありますが、道、国ともども財政難の折、作業回数を減らされておりますので、そんなことがありましてなかなか思うようにいっていないというようなことでもあります。

それと、道路の横の緑地につきましては、各町内区、行政区でそれぞれ自主的に取り組んでいただいて本当に感謝を申し上げたいと思います。このことにつきましては、以前は町からも出しているいろいろなやっていたのですが、町内会、区長会の要望として地域活動の中で取り進めさせていただきたいということで、変更させていただいておりますので理解いただければと思いますが、それぞれ行政区、町内会、いろいろ実情がありますので地域担当の職員も入りながら地域として何ができるのかというそれぞれ議論は進んでいるところでありまして、やっていただいている所、いろいろ検討しているという所の実情があります。その中で、町としても入らなければならないものについては、また考えていきたいというふうに思っておりますが、地域の皆さんのやはり考え方を重視しながらみんなでつくる協働のまちづくりへ私は進めたいものと考えております。以上です。

議 長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子君。

ありがとうございます。今、ご説明いただきましたけれども、1つ目の答弁の中でも平成24年度公園施設長寿命化計画策定ということでお話しいただきましたけれども、やはり公園というのはその町のイメージですから、その前になんとかできないものかと私も思っております。というのもやはり24年度に計画に立て、実行するのはその後になるのかと思うのです。土地を見に来る方、それから遊びに来る方、その方たちの中でも南幌町って住みやすいよねという話しもかなり聞くこともあるのですよね。ただ、残念なことということで、道路とか公園のこととかもいろいろ聞いております。あと、先ほど言いました防風林につきましても、以前はこうだったんだけど久しぶりに来たらこうだねという話しもしていただいているところですので、やはり小さいお子さんをお連れになったご夫婦にこの南幌町に来ていただくためには、公園はとても大事なことかと思っておりますので、それともう1つ先ほど言いました沼のことです。池が沼に変わったと。これは、もう本当に大変な問題に発展する可能性もありますので、これはもう明日にでも早急にさせていただけるものか、これは、再度ご質問させていただきます。

あと、それと看板ですけど、これも24年度ということですけど

も、これもやはり南幌町の目玉の大きな1つでありますので、これも仮の看板になろうかと思いますが、それまでの間、それも早急にご検討いただけるのかお伺いいたします。

あと、それと町内会の自主的な、というお話しを頂きましたけれども、やはり集まっていた方が非常に少なく、手間がかかる道路には手をつけられないという声もありますし、実際に除草作業もままならないままに大量のお花の種を植えた所もあります。それは1つも芽が出ませんでした。やはり、そういう町内会は町内会なりに頑張ってもおりますけれども、それだけでは片付かない問題も多々あると私は聞いておりますので、そのことに関して町としては何らかの手助けと言いますか、協働と町長は謳われておりますのでそれも1つの協働かと思えます。地域、住民、それと行政と、色んな方たちが関わってその15線、それから7号道路、国道、町道、道道含めまして、やはり格差がありますとなおさら見苦しいということもありますので、これは町道、道道、国道に関わらず早急にしていただければと思います。以前は、道道の所でもポピーが咲いていてとてもきれいにいただいているということもありますが、それはどなたが管理していただいたかはわかりませんが、それは国でも道でもそれをしてはいけないという、そこまで規制はないのではなかろうかと思えます。もしも、きれいにして文句を言われるのであれば、町としてもこれは南幌町のイメージダウンですということで再度お話しいただければいいのかと思えますが、そのところももう一つお願いしたいところです。

あと、地域担当職員の方にも大変ご努力いただきまして、色んなことの問題に関わっていただいておりますけれども、ここはもう一つ踏み込んでしていただけないかどうか、そのところをもう一度お伺いさせていただきますと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。ご指摘がありました池等々につきましては、即ち確認をさせていただいて対処方法を考えていきたいというふうに思っております。

それで緑化の部分、花植えいろいろやっていた、これは本当にありがたいことではありますが、町としても道道あるいは国道で地域から要請があったものは、もう既に改良するために土の入れ替え等々もさせていただいています。要望のあった部分については、そういうふうにさせていただきました。その中で、地域の自主性ということでこれは言われている、強制をしないでくれと、そういうことで元は町が主体でやっていたのですが、今、菅原議員がおっしゃったとおり町内会さん、区長さん、それぞれ悩みを抱えながらの問題であります。ですから、私どもも相談を頂いていると担当職員も含めて相談をさせていただきながら、その年その年の状況の中でやっていた、ということに聞いております。

それから、今年もいろいろ植えていただいたようではありますが、何か

種の発芽率が悪かったみたいでなかなか生育がしなかったという話しを聞いております。ですから、それによって草がまた生い茂ってきたという話しでございますから、また来年はどういうお話しになるかは別として、行政としても手伝えるものについては、手伝っていきたいというふうに思っています。

それから看板については、仮看板というのはどうだろうと、今まで色々な看板を作った中で仮看板というのは余計批判を浴びたという過去の例もあります。やはりやるのならきちんとやらないと、せっかくの公園をまたおかしなことにイメージになってはいけないのかというふうに考えていますが、どちらにしても来年そういう策定をするということでもありますし、緊急性のものについてはやはり即やらなければならないものがありますから、それらを勘案しながら計画策定をしていきたいというふうに思っています。

議長 以上で菅原 文子君の一般質問を終わります。

次に5番 石川 康弘君。

石川議員 私は町長に2問質問をさせていただきます。

まず1つに、町の夏祭りについて。今年も夏が終わりました。今年の夏は例年になく晴天の日が続き、本町でも商工会やJAの恒例イベントをはじめ盆踊りなどにたくさんの人たちが訪れ、にぎわっていました。しかし、本町には町外にアピールするような夏のイベントがありません。商工会やJAのイベントは町民向けが主であり、そのような企画がありません。町では、なんぼろ夏祭りとして、それらのイベントに協賛する形で玉入れ大会や物産展などを実施していますが、今年はそれも縮小してしまいました。かつては、米まつりやリバーサイドフェスティバルなどがあり、何万人もの人々が町外から訪れ、にぎわっていました。近隣の町でも行われているように、町民はもとより町外の人々も気軽に訪れるようなイベントを実施することはできないものでしょうか。主催は町民有志での実行委員会としても、町がしっかりサポートする夏祭りが必要だと私は思います。開放的になる夏祭りを通じて町の情報を発信することはもちろん、町民の交流の場として町の活性化につながるのです。確かに町財政が厳しいことは理解します。でも、立派な職員がいます。アイデア豊富な町民もいます。そんなメンバーで実行委員会を編成し、お金は協賛金を募って行えば、町負担も少なく済むはずで。あとは、やる気だけです。

町に活気を、住民に元気を取り戻すためにも、今こそ町が音頭を取って夏祭り開催に向けて動き出すべきだと思うのですが、いかがお考えかお伺いいたします。

議長 町長。

町長 石川議員の町の夏祭りについてのご質問にお答えいたします。

始めに、例年開催しておりました「なんぼろ夏まつり行政区対抗玉入れ大会」につきましては、多くの行政区、町民が参加できるよう、チーム構成を拡大し、行政区長会議に説明、ご提案をいたしました。4行

政区の参加申込みであったことから中止をさせていただいたところでございます。なお、南幌町観光協会での特産品の販売並びに姉妹町熊本県多良木町の物産展、南幌音頭の披露につきましては、J A夜まつりにおいて実施したところであります。来年度につきましては、多くの町民が集い楽しめる、賑わう、歓声、笑う、活気のある祭りの開催ができますよう競技種目などの見直しを含め検討して参りたいと考えております。

次に、行政が主体となり、町外向けのイベントの実施につきましては、現段階では考えておりません。ただし、町民有志が実行委員会組織を形成し、主体的にイベントを開催する提案がなされた場合には、町の活性化につながるイベント内容であるか否か判断をさせていただき、町としても協力して参りたいと考えております。

議 長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘君。

町長から今答弁いただきましたけれども、町長もご存知のとおり昨年まで私は米米まつりが13年間続いた、それが途切れて町民にとってはなくなって寂しいという声があったことから、町民有志を募り米米まつりパート2という形で3回ほど開催したものであります。米米まつり開催に対しては、多くの町民からやはり復活してくれたんだということで、期待やら励ましの声も受けておりました。町長も先ほどもおっしゃっていましたが、町民有志が組織し主体的にやるならば町も協力するというようなお話しであったがゆえに、そういうふうな形で仲間を募ってやったところであります。でも、資金集めやボランティアスタッフ集めには、正直言って苦労しました。しかし、協賛金というふうな形で資金を募る形で実施したのですが、提供してくれた人たちはとても好意的でありました。参加した人たちは、どろんこゲームだとか出店だとかステージイベントなどに町外から大勢訪れて楽しんでくれていました。隣の長沼町では、J Aと商工会と町がそれぞれ行っていた夏祭りを一本化して盛大なお祭りにしようというので実施したのが、現在行っているマオイ夢祭りだと聞きます。本町も商工会青年部主催で今まで行っていたわくわくビールカーニバルですか、その運営自体の負担が大き過ぎるということで、今年は親会の商工会が主催となってお祭りを実施していました。これをきっかけに、町とJ A、そして町民有志が加わった新たな一大夏祭りイベントを、実行委員会という形で発足して町外にアピールできるイベントを今年から企画するべきではないか。その音頭を取るのが町であっていいのではないかというふうに私は申し上げる次第です。資金の関係では、かつての米米まつりでは総予算450万円かかっていました。その内の80%の360万円をふるさと創成資金やら知名度向上資金から補助金で賄っていたという事実があります。しかし、例えば十勝管内の更別村で行われているトラクターばんば大会、これもあの村では一大イベントなのですけれども、その総予算の9割は村内外の企業やら個人からの協賛金を募って賄っている現状にあります。お金をかけなくても盛り上がるイベントはいくらでもあると言いますけれども、本当

に町がすべて出さなくてはいけないというものでもない、というふうに考えていただきたいと思うのです。そこでは、事務局は商工会がやっているという現状でありました。また、栗山夏まつりも同じような形でやっていると聞きます。特徴あるお祭りイベントを企画して町をアピールして活気を生むことで、町民に元気を与え、地域経済に灯りをともすことになるのではないかと思いますけれども、それについていかがお考えなのか再度お伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをさせていただきます。対応について、町としてもできる限りのことをさせていただいたところであります。当然、道からの助成金というか補助金というか頂いて、これは継続するもの、主体的に町民の人たちが継続してやるということで町が申請をしていたいただいたと思います。そういう努力も入っているわけであります。そんなことを含めながら今、町でできる部分をいろいろやってきたところであります。石川議員がおっしゃるとおり商工会、JA、町と一緒にこの夏祭りを含めてイベントの開催、なんとか一本化をできないかと以前からも話しをさせていただいておりますが、それぞれ独自の考え方を持っております。その中で、町として今一本化にできない現実、それぞれのやはり団体の思いがありますので、その辺が一緒になればこれは当然、町として一緒にやっていきたいというふうに思っていますが、協賛金を集めれば簡単にできるではないか、去年、協賛金を集めて非常に苦労されているのも十分聞いております。そして、企業からは後に、なんでこんなに何回も南幌町の関係者がお金を集めに来るんだ、という苦情も数多く私のところに寄せられたので、なんとか一本化にならないのかと。そして、今年はその声はまだ届いていません。そんな現状があって以前のように集めればかなり集まった、リバーサイド公園のイベントも含めて、それはかなりの額が協賛金という形で色々な形のご協力を頂いてできたのも事実であります。しかし、うちの町は今、どうでしょう。議員は当然その部分については、わかっていたかと思いますが、なんとか今我慢をして町民の負担も頂いて一生懸命やっているところであります。その中で、町としてできるものを皆さんのご協力を頂けるものについてはやろうということで進めてきておりますが、今回については残念ながら行政区、町内会、いろいろ骨を折っていただきましたけれども、参加チームが非常に少ないということで中止をさせていただいたと。農家地区の若者、それから商工会の若者も現実的には10何年前、20何年前と比べるとその人数が相当落ち込んでいるのも事実であります。ですから、商工会も商工会でやるようなイベントになります。そのことも踏まえながら、そういう若者が一緒になって協力してくれるイベントが開催できるかどうかは、これからまた検討させていただきたいと思いますが、石川議員も米米まつりパート2でそういう若者を集めるのに大変苦労しているのも去年言っていましたので、そのことも踏まえてまして大きなイベントをやるということには、そういう人力的なものも

非常にうちの町には不足しているのではないかと。早くそういうできる環境に世の中がなっていたらいいなと、それはもう私も思っています。イベントというのは、やはりみんなで作るものです。特に若者が活気あるイベントをやっていただく町というのは、非常に伸びていくわけでありますから、できるだけそういうことができるような体制作りは今後考えていきたいと、そんなふうに思っています。どちらにしても今の状況の中では、そういう有志がせっかくやっても今年中止を余儀なくされた背景もございまして、そのことも十分踏まえながら町としても考えていきたいと思っています。

議長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘君。

町長の今の答弁も理解するところがありました。町長自身もそのイベントの必要性はわかっているけれども、できないというジレンマもあるということですが、でもやはり、さっきの同僚議員の質問にもありますけれども公園管理もそうでしょうけれども、移住促進につながるという意味では、かつてのあのそういったこういうイベントというのも大きく影響して功績を上げてきていると思うのです。今、こうやって移住促進が滞っているというのは、そういった面での外に対してのアピールが足りない、アピールするにはやはり色々な話題性を持つということで、こういうお祭りというイベントというのは効果的なものであるということはわかるかと思えます。ぜひともなんとかその実現に向けて、早期に対応していただきたいと思うところですので、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、現段階では考えていないということですが、ならばいつぐらいになったら可能なのでしょうか。自立プランがある程度終わるころなのでしょうか。ある程度めどというのがお示しできるのならば、お聞かせいただきたいと思えます。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

まちづくりの思い、あるいはイベントを通じてというのは、これは私も同じであります。しかし、うちの今、先ほども申し上げましたが若い人たちの活動状況を見て、何日もそれに携わってられる環境かどうか、私があるいは石川議員が若い時と違う環境の背景があります。いくらお金を出してもできない部分もありますから、そのことも十分感じながら、それから我が町としては、お金をかけないでやっていこうという皆さんの思いで、多分米米まつりパート2もそういう思いで町には負担をかけないからやるので後援してくださいと、それで協力できるものは町として協力するというお話をしていただきました。そういう部分を含めて、やはり町が今やっている部分、ある程度見通しがついて、あるいは町民の方々の行動というか動向を見ながらみんなでやろうという雰囲気が出てくればこれは当然、どこともなく声が挙がってくるものと私は信じております。ただ、今そういう商工会あるいは農業者の環境が大変厳しい状況という判断をさせていただきますので、例えば町が音頭を取って町がすべてをやるということは非常に難しい、特に協賛金集めに町の職員が入るとこのこれはいかなものかというご指摘、色ん

なとこで争い事になっておりますので、そのことも含めると非常に難しい問題ではないかというふうに思っています。ただ、そういうイベントを、あるいはお祭りをみんなで楽しむ、年に1回それくらいは必要だろうと私も思っています。今、それぞれの団体がやっていただいておりますが、なんとか町も含めて見通しがつけられればと、そんなふうに両者と協議させていただきながら、うちとしてできるものを執り進めていきたいというふうに考えております。

議 長
石川議員

5番 石川 康弘君。

それでは、2つ目の質問に入ります。交通事故を防ぐために道路改良をということで質問させていただきます。

今年になって7月、8月と相次いで町内で死亡交通事故がありました。亡くなられた方及びご家族の方々には謹んでお悔やみ申し上げる次第ですが、その場所がともにきらら街道であることに何がしかの問題はないだろうかと思うのは、私だけではないと思います。警察によると事故の原因は、スピードの出し過ぎと運転操作のミスによるものと言われておりますが、道路の構造にも問題はないのかと思うのです。道道江別長沼線の西13号道路との交差点は、鋭角交差を緩和するためきらら街道側がカーブしていますが、それが原因で路外転落やスリップなどを起こしやすくなっており、通勤ドライバーの間では魔のカーブと言われているのです。直線道路が続くきらら街道には不似合いなS字カーブに多くのドライバーが困惑しています。特に冬の凍結した時には、まさに恐怖のカーブとなるのです。きらら街道は農水省の事業で建設した道路、広域農道なので、設定走行速度や道路の勾配などの構造が一般道路と違うと言われますが、そんなことは一般ドライバーにはわかりません。せめてガードレールを付けるとか、一般道路並みのカーブ勾配をつけるなどの対策を打つべきではないでしょうか。

また、このカーブだけでなく他の箇所においても、危惧される箇所がないか見回っているのか、あるとしたら、どのような対策を行ってきたのか、今後行っていく考えはないのかを伺います。

議 長
町 長

町長。

交通事故を防ぐために道路改良をのご質問にお答えいたします。

始めに、亡くなられた方のご家族には謹んでお悔やみを申し上げます。本町では、警察、交通安全団体、関係団体などの協力を頂き、住民挙げての交通安全に取り組んでいる中で事故であり非常に残念に思うところです。今後もいっそう運転者の運転モラルの厳守を切実に願うものであります。この事故に伴い8月11日に札幌方面栗山警察署、交通安全運動推進協議会、交通安全協会、立会いのもと、道路診断を実施しており、結果として道路構造上及び交通規制標識、警戒などの表示を含め支障がないものと判断されております。このことから、ガードレールの設置につきましては、現在設置の予定はありません。議員ご承知のとおりきらら街道は、農林水産省所管の事業で施工されたため広域農道と言われておりますが、道路構造令に従って作られており、一般道路となん

ら変わらないものであります。公安委員会とも協議し現状の構造となっているもので、カーブ勾配についても基準内であると考えております。

また、通常パトロールにおいて、路面状況、標識設置の具合、草刈りなどを実施しており、毎年10月には、交通事故状況などを分析し、必要な箇所について札幌方面栗山警察署へ交通安全施設の設置要望を申請しており、今後も継続して要請して参ります。

重ねて申し上げますが、運転者の運転モラル厳守が何よりも重要であり、節度ある運転を心がけていただくことを願うとともに、栗山警察署をはじめ町内関係団体と協力して交通安全活動の推進に努めて参りたい考えであります。

議 長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘君。

町長からの答弁を頂きましたが、町長の答弁にもありましたけれども、このきらら街道のカーブ勾配については基準内であるというようなことで、改良する考えは持っていないというようなことでありました。道内には、このきららに限らず、まだ他にも広域農道がございます。8線道路もその1つだというふうには聞いておりますけれども、先だって後志管内の余市町の方に行ってきました。向こうにはフルーツ街道というのがございます。実は、あそこの道路もかつては結構事故が多いというようなことで報道されていたところから、どういうふうな状況なのか、また何か対策はしているのかということでちょっと行って見て参りました。あそこは、果樹園地帯を通る道路ですけれども、上ったり下ったり右へ左へと、きらら街道とは本当に対照的な構造になっておりました。交通量は観光シーズンになれば大型バスやマイカーなどでにぎわうのですけれども、普段は通行の少ない静かな田舎道であり、やはりそれもきらら街道とは対照的な環境にあります。一時は交通事故が多かったということですが、最近は随分減ったと言われております。実際に車で走って見たのですけれども、他の一般道路と違い、曲がり道のコーナーで勾配が少ないかついていないため、路外に重心が流されそうな感じがありました。実際、余市町の担当者に聞いてみたところ、実際交通量が少ないので、そのカーブ勾配などの何かの改良はされているのかというようなことでちょっと聞いてみたのですけれども、交通量が少ないから特別に道路改良はしていないと、またこれからする予定もないというようなお話しでありました。しかし、うちの町のこのきらら街道はさっきも言いましたように、いくら広域農道といえども圧倒的に交通量が多い所にあります。札幌圏とつながる本町の幹線道路であるがゆえに、この道路をきっかけに宅地造成やら住宅販売などを行ってきたのですから、欠くことのできない道路であるということでもあります。それだけに交通事故の危険性があつたり、事故が多発することがあってはならないわけであり、そういったいくら同じ広域農道といえども利用量がかかるに多いということから勘案した場合、今のままでいいのかというふうには私としては思うわけです。確かに基準としてはあるのでしょうか。広域農道という基準の中では適応されるのでしょうかけれども、既にこの道路

は一般道路なみの交通量であるということ認識した中で何らかの対応が必要ではないかというように思うのです。本町の場合、そういったことで交通事故に対してこのS字の直接的な、今回の事故はS字のこの交差点が直接的な原因ではないですけれども、これからもやはり事故が起きる可能性があるというふうに私は危惧するところであります。何らかの形で対応するべきではないかと思えます。

また、その他の一般道路においても事故の多い所がございます。きらら街道にこだわらず町内の町道として見るならば、事故の多い所がまだあると。本町はとにかく直線道路で碁盤の目の道路であると、町であるということから交差点事故が特に多いわけですけれども、例えば、きらら街道の近くにあります南12線西14号、晩翠の消防車庫ですか、番屋のあの交差点、あそこはよく事故があり、死者やけが人など昨年もそういった形で事故が起きておりましたけれども、そういった交差点に対して何らかの対策は行っているのでしょうか。点滅信号が今回設置されましたけれども、それだけではなく更に例えば、速度を落とせなどと警告表示を出す電光掲示板を設置するなど何かの対策は必要ではないかと。個々に住んでいる人はわかっているのですけれども、町外から来る人たちが知らないでどーんとぶつかるという町民にとってはもらい事故というような形の事故もあるわけですから、そういったこともある程度察知して対応すべきではないかというふうに思うのですけれども、そういうきららの交差点につきまして、またこの12線の14号の交差点につきましても、どういうふうな形で考えておられるのか再度お聞きします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。先ほども答弁させていただきましたが、所管が農水省あるいは国土交通省という名称の違いで道路がなっていますけれども、構造上は道路構造令という施行令に基づいてやっていますので、一般道と全然変わらない、同じ形の中で作らせていただいていますから構造上は全然問題ない、その辺はもう一度確認いただければと、そんなふうに思っておりますので、ただ、交通事故が多いというようなことでいろいろ庁舎内でも検討をさせていただいておりますが、特にきらら街道のS字は議員から提案があったガードロープなりガードレールというお話もありますが、それを設置することによって今度対向車とはずみでいく可能性が非常に高い道路と、むしろ自損で入った方が大きな被害にならない部分でもあります。ただ、道路幅が今の現状でありますので、議員も車運転しますから横にガードロープでもガードレールでもありますと運転者というのは中央に寄ってしまいますよね。だから、そういうことも踏まえていきますと、これはもう栗山警察署等々と相談させていただいて現状の方がむしろいいのではないかということで今そのように、それで交差点は常に直角ではなければならぬので、あそこがS字になると、これは前にもお話しさせていただいたところであります、勾配等々、十分道路の構造令に従って

私どもはやっているところでありまして、そのほか、町内、議員ご指摘のとおり直線道路がほとんどであります。私も休みの時は運転します。非常に危ない目に遭います。ただ、見ていると最近では町民の方が気を付けていただいておりますので、町民の方のそういう所の事故は多分少ない、町外の方が非常に多いというのが実情であります。多くあった所については先ほど議員からご指摘ありました点滅信号等々付けていただいて、先ほども答弁で申し上げたとおり栗山警察署にいろいろお願いしている数はかなりあります。なかなか実現に至るのが少ないのであります。うちは今4カ所くらい、特に大事な所ということで要望はしておりますがなかなかこれも、はいそうですかとすぐ言っていただけないのが現状であります。町としてはやはり命を守るという部分で危ない所については、そういう設置あるいは標識等のお願いを今しているところがございますので、その方、また強く要請して参りたいと思っております。

議長
石川議員
(再々質問)

5番 石川 康弘君。

そのような調査をされて、そのような結果だったということですが、ちょっとしつこいようではありますが、確かにガードレールとかガードロープとかそういった面の道路を広く使えないというそういったものもあるかもしれません。でも、実際あそこを走ってみてください。40キロで減速しなさいという標識はありますけれども、でも、100人が100人みんな40キロで減速すればそれは問題ないのですけれども、たまたまそういうような形でいる人が突っ込むだとかそういったものがあるわけです。それによって命を落とすだとか車だとか色々な物損事故ということも起きるわけです。そういったものを考えると先にして対応すべきではないかと。あえて詳しく言えば、あの交差点があってS字になっていきますけれども、なってしばらくしてからカーブ勾配になっているのですよね。本当だったらもうちょっと手前からカーブ勾配になっている方が、重心を路外に引っ張られる心配はないですし、そういった構造の改良をしていただけた方がもっと安全に通過できるというふうに私は思うのです。ですから、確かに警察やら公安委員会の対応もあったのでしようけれども、もう少しそれを調査していただいた中で、できるならば50キロでもちゃんとすんなり通れるような道路に改良するように検討していただけないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えをいたしますが、道路標識ってちゃんと付けておりますよね。その法定速度って何で守られるかと言ったら当然、車の運転手さんはおわかりかと思いますが、そういう部分を変えて要請するということは非常に難しいと思います。何らかの別の方法があれば別でしょうけれども、道路標識をきちんと40キロ制限等々表示しておりますので、それらの中であとは運転者がどう判断をするか。あそこは40キロなのに50キロも60キロも飛ばしている人が多いから付け

てくれという話しは、うちとしては要請はできない。だから、何らかの
ういうふうな方法がいいか常に検討をしながら、そして当時それが一番
ベストという状況の中のあのS字カーブを作っていたという背景
もございますので、何度か色んな形で啓蒙活動等々しながら、当然あ
そこに信号があるのですよね、信号があるということはそんなにぶっ飛
ばしていくというのは普通あり得ない、運転手のモラルとして、そうい
う状況であります、もっと手前からなんとかそういう表示だとか色ん
なことを考えながらできないかどうかは検討してみたいと思えますが、
スピードを出し過ぎるからという表現はちょっとできないかと思いま
すので、何らかの対策ができればまたそれぞれの団体に要請しながら考
えて参りたいというふうに思っています。

議 長

以上で石川 康弘君の一般質問を終わります。

次に移る前に、場内時計で10時55分まで暫時休憩をいたします。

(午前10時41分)

(午前10時55分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に6番 佐藤 妙子君。

佐藤(妙)議員

高齢者への聴覚検診で認知症予防の充実を。超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加しています。高齢者が尊厳ある生活を維持するためにはコミュニケーションの維持が必要ですが、それを妨げるのが認知症です。埼玉県では、「聞こえ」はコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであることに注目し、取り組んでいます。加齢性難聴の発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳では80%を超えと言われていています。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立するということにより生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症へと発展させないためには、定期的な検診を地域で行っていくことが有効です。先ほどの埼玉県坂戸市での定期健診実施の結果、平成19年に9,653人が受診し、575人に異常が認められ専門医への再受診を勧めたということです。加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴です。連続した音が途切れて聞こえるために、聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるため、ちょっとおかしいかな、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで早期発見を逃し、治療を困難にしています。高齢者が尊厳ある生活を維持するため、介護予防の充実のため、我が町でも特定健診に聴力検査の導入は可能かお伺いいたします。

議 長

町長。

議 町 長

佐藤議員の高齢者への聴覚検診で認知症予防の充実をとのご質問にお答えをいたします。老人性難聴は加齢現象によって引き起こされる感音難聴と言われていています。感音難聴は、内耳の蝸牛の機能の低下により音が聞こえにくくなり、また中枢神経の機能も落ちるので言葉の判断力も悪くなります。老人性難聴は治すことができないと言われ、治療とし

ては補聴器を用いて低下した聴力を補うようにします。

特定健診への聴力検査導入可能かとの質問であります。特定健診は生活習慣病の発症を未然に防ぐためにメタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、対象者の生活改善指導をすることを目的として、各保険者が実施するものとなっており、特定健診での聴力検査はできないものと考えます。

なお、本町においては、高齢者の日常生活の支援に、介護予防事業や健康教育、健康相談、各老人クラブへの出前講座等を行い、高齢者の状況把握や指導、相談を行っています。聞こえが悪く感じた場合、まず耳鼻科医の受診をお勧めしていますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

今ほど町長がおっしゃられましたけれど、現在国による高齢者の基本健康診断には聴力に関するチェック項目は含まれておりません。早期に専門的な聴力検査を必要とするかどうかを見極める取り組みが必要かと思われ。そして、問題点が見つかれば先ほどおっしゃったように耳鼻咽喉科での本格的な検査を勧めるように行えばいいと思います。先ほどの話しでは、各々の検診をした方がよろしいかそのようなお話しでございましたが、早い段階でも本人の自覚というのは、本当に大変難しいものがございます。最近発売された簡易聴覚チェッカーというそういう器具でございますが、これは本当に低価格でコンパクトな商品でありまして携帯電話ほどの持ちやすい小型聴力検査機でございます。これは、従来の鈍い音だけではなく聞き取りづらい単語や年月日の質問と認知の検査も一緒にできる物です。遠いのですけれども、こういう形の物なのですけれども、簡単にどこにでも持参できるので定期健診や介護施設での利用、訪問介護と活用は様々です。住民の健康予防推進を図る物だと思います。厚生労働省の調査によりますと、4人に1人はこの難聴を自覚しております。元気なお年寄りに認知症テストと言うと尊厳性を傷付けることも考えられます。人が言うと腹が立ちますが、機械に言われるとそうでもないようです。これらは、将来の町の国民健康保険負担の軽減にもつながるのではないのでしょうか。我が町もこのような物を使い、初期的な対応ができないか見解をお聞きいたします。

議長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

只今のご質問にお答えいたします。老人性難聴の場合ですけれども、当然聴力検査を行う場合については、聞こえの検査では40デシベルを基準として聴力の低下のある人については補聴器が勧められるということでございます。今、お示しいただいた簡易聴覚チェックですか、こちらの方の精度についてその辺、私どももまだ認識しておりません。ただ、保健師が常々各地域、家庭の訪問あるいは答弁を町長が申し上げましたように出前講座等でその都度聞こえの悪い方、こういった方については耳鼻科検診を勧めているところでございます。また、介護認定の時点におきましても、聴力部分についてのチェック項目がございます。従

いまして、耳の聞こえが悪くなった、あるいは疑いのある方々については、その都度保健師等が指導して進めているところでございます。そういったことで、ご理解願いたいと思います。

議 長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子君。

様々な問題はございますけれども、ぜひ前向きな取り組みをよろしく願いたいと思います。

それでは、2問目に移らせていただきます。2問目ですが、町民団体等の事業に対する公用車の貸し出しについてです。

我が町の公用車で町の団体へ貸し出しできるものは、マイクロバス、ボンゴ車です。貸出対象は、学校やスポーツ少年団等のスポーツ大会の送迎や、社会福祉協議会主催の催し物の送迎を必要としている団体です。町民の自主的なボランティア活動やサークルでの地域活動、PTA等の団体などが町の道路や河川、公園などの美化活動や清掃活動、他市町村への見学、交流等をするために町が公用車を貸し出しすることは、更に協働のまちづくりを推進するものと考えられます。町民が自主的に町おこしや活性化を願って行動を起こすために、行政はできるだけバックアップをする必要があると考えます。第5期南幌町総合計画の基本構想にある町民協働に支えられる自立したまちづくりは、多様化する地域の課題や町民ニーズに対応したまちづくりを進めるため、自立性が高く、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な行政経営に努め、地域の魅力や個性を生かし、町民力や地域力を合わせた協働のまちづくりを進める、とあります。このような素晴らしい基本構想がもっと町民の中に浸透するために、町も細やかな対応をすることが必要かと思われまます。町の財政健全化のため、現在ある物を利用した中での地域住民へのサービスを拡大すべきと考えます。その中で、貸出車両を軽トラ、トラックまで範囲を広げられるか。また、貸出対象をボランティア団体、PTA、子ども会、老人会、町内会等に広げられるかについて町長の意見をお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

町民団体等の事業に対する公用車の貸し出しについてのご質問にお答えいたします。

始めに、マイクロバス及びワゴン車の使用について申し上げます。10人乗りワゴン車の使用につきましては、本年度より新たにスポーツ少年団の大会参加についての使用を認めることとして範囲の拡大を行ったところであります。マイクロバスの使用につきましては、過去よりバス事業者から町の行事などにおける民間バスの積極的利用について強く申し入れがあることから、町マイクロバスの使用範囲を拡大することは、民間バス事業者の経営を圧迫することにつながり、町内の路線バスの運行にも影響を及ぼしかねないことから、町主催行事のほか、スポーツ少年団大会、老人福祉・障がい福祉の事業に限定して車両の使用を認めているところであり、今後においても現在の使用範囲を拡大する考えは持っておりません。

次に、軽トラックなどの町公用車の貸し出しにつきましては、町公用車は、基本的に役場の業務に使用するための車両であり、特に軽トラックについては、車両台数も限られ、事故や災害などの非常時に出勤することが多く、また、自動車保険についても町職員が運転するものとして加入しているため、新たに地域へ貸し出し範囲を拡大した場合、不特定多数の方が運転することとなり、自動車保険の変更などに伴う経費の増加や車両の維持管理の面などから、貸出対象をボランティア団体、PTA、子ども会、老人会などに拡大することはできないものと考えているところであります。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

只今のご回答で難しいというお話しでしたが、北海道の清水町という所では町民の自主的な地域活動を支援するために使用予約の入っていない公用車を無償で、それも燃料代も無償で貸し出しをしております。対象は町内会、老人クラブ、PTA、ボランティアなどです。現在、南幌町のボンゴ車の貸し出しについては町の職員対応の場合は、保険の方の問題はありませんけれども、職員以外の運転時の保険は現在どのようなになっているのでしょうか。

そして、また特にこの南幌町は公共交通の便が少ない町であり、高齢者同士で車を乗り合い、高齢者の事故も多発しております。しっかりと南幌町としての一定の規律を作成し、町の共有財産としても前向きに考えていただくことは可能かどうかお伺いいたします。

議長
町長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。保険については、職員限定の共済保険に入っております。それぞれ町によって、それぞれ違うかと思いますが、私どもは職員が使うということの限定の中で保険に入らせていただいているところでもあります。そこで、ワゴン車あるいはマイクロバス等々の使用については、できるだけ範囲の拡大は行っているところではありますが、先ほど申し上げましたように、うちのバス、路線バスにもいろいろご苦労いただいて民間業者にも入ってきていただいております。それらのことも十分勘案しながら、今貸し出しを進めておりますので、先ほど申し上げた答弁のとおりでありまして、町の主催行事だとか少年団だとか、そういう老人福祉だとか障がい福祉等々に限らせていただいて使用させていただいているということでございます。

それから、軽トラあるいはトラックについては台数が本当に限られているというような状況の中で今進めておりますので、中には町内会の行事の中には、町職員がそこに居住したり、あるいは担当職員かどうかということの中で、街路の清掃等々あるいは花壇の除草の後の始末について職員が利用しているのは支援をさせていただいているのですが、それも限定があるかと思いますが、その中で今、町の持っている車両台数も相当減らしながらやっておりますので、ご理解いただければと、そんなふうに思います。

議長

6番 佐藤 妙子君。

佐藤(妙)議員

本当にこのような問題は大変に難しい問題かと思えますけれども、どうぞこれからも町民中心の南幌町ということで前向きにお考え願いたい、そのように思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

高齢者対象のパソコン講習会の実施を。パソコン、インターネットをはじめとした情報通信は私たちの暮らしに欠かせないものになっています。高齢者の方々においてもパソコン所有者の増加と同時に生活の一部として利用され、毎日の生活において必需品として定着しつつあります。パソコンを使い自宅で買い物をしたり、遠くに住む友達や親戚とメールをするだけでなく、更に日常のコミュニケーション手段として電子メールなども普及し、地域活動や趣味の交流を目的としたコミュニティーサイトの利用が今後も普及、拡大すると思われれます。外出が不自由になった高齢者の新しい生きがいの一つとしてもインターネットや電子メールは役立っています。しかし、実際に購入し使用する時に、説明書を見ながらの操作は高齢者には大変難しい作業になります。以前に我が町でもパソコン講習会は数回開催されたとお聞きいたしました。現在では実施されていないようです。他市町村において実施されているパソコン講習会に申し込みをしても、そこに住んでいる住民のみが対象と断られるケースもあり、意欲があっても前に進むことが難しいようです。パソコン講座等で、ある程度マスターした人が、他の初心者の人に操作方法を教えていただければ、高齢者の交流が図られるとともに、教える側の生きがいと教わる側の励みにつながります。それぞれがネットにつながり、趣味やサークルや生きがい活動、ボランティア活動に生かされれば生き生きとした交流の輪がますます広がります。今後、我が町においてパソコン講習会の実施の計画はあるのか、あるとしたら、どのような形でやっていくのかをお伺いいたします。

議長
教育長

教育長。

佐藤議員の高齢者対象のパソコン講習会の実施をの質問にお答えいたします。

パソコン講習会につきましては、平成9年度から平成16年度までの8年間、公民館講座として、各小学校、中学校の協力を得て開催してきたところであります。講座の内容としましては、初心者を対象としたパソコンの基本操作を中心に行い、平成13年度以降は、インターネット、メール送信などの操作についても取り入れた中級者向けの講座も実施したところであります。特に高齢者の方に限定して実施したわけではありませんが、殆どの受講者が年配の方でしたが、一定の技術が習得されたことと受講者が減少傾向にあったことから現在は実施してはおりません。

昨今のパソコンを含め電子機器の普及は目を見張るものがあり、当時との社会環境も変化していることから、今後においては、住民からの公募や各団体の代表者などにより組織され、主体的に生涯学習の教室や講座の企画、運営にあたっているふるさと南幌みらい塾運営委員会の中で、

高齢者の交流が図られるようなパソコン教室の開催について、充分検討を進めて参ります。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

隣町の長沼町では、町の事業としてパソコン教室を平成10年から開催しています。その内容というのが、町民会館の一室を利用しまして、常時20台のパソコンを無料で、火曜日から金曜日午後1時から5時、水曜日から金曜日は午後8時までやっているそうです。講師は町民で、パソコン技術をマスターした方が委託で教えているそうです。町外からの申し込みは受け付けてはおりません。わからないことがあれば気軽に聞きに行くことができ、一緒にパソコンを操作しながら教わることができるので、高齢者であっても理解しやすいと好評を得ているようです。そのほかに1月に3日間の講座を定員20名で1年を通して開催し、基本操作から始まって1年である程度のパソコン操作は習得できるそうです。それで担当の方にお聞きしたところ、インターネット普及とともに多くの住民がパソコンに触れて親しんでほしい、また高齢者の場合、その都度、気軽に聞きに来られるようにこのように工夫しましたと言われておりました。また、通信メール、あいてますクラブ通信も発刊し、広く町民に声かけをしているようです。我が町も高齢化に伴い健康増進のために、パークゴルフや社交ダンス、またノルディックウォーキングなども計画されているようではございますけれども、健康意識の高まりは年々広まってはきていますが、中には体を動かすのは苦手でもパソコンであれば交流を図りたいと、そのような方もいらっしゃるのではないかと思います。例えば、あいくるなどにインターネットサロンなどを設置することも1つのアイデアかと思えますけれども、健康福祉を目指すこの南幌町の取り組みにおいて更に大きなきっかけになると思われますけれども、そのこととお伺いいたします。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

前段でお答え申し上げましたけれども、社会環境が随分変わりました。そのために今後におきましては、お話しいただきました内容を含めまして、ふるさと南幌みらい塾運営委員会がございまして、その中で十分検討いたしまして高齢者の皆さんが生きがいのある、そういう生活が少しでもできるように環境づくりに十分検討を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、2、3、お話しをさせていただきますけれども、パソコンにつきましては子どもたちにも大きな影響を与えている環境であります。その子どもたちに与えている大きな影響の中で、一番私どもが心配しているのは、ネット上で子どもたちがやりとりをするのです。そして、特定人物の中傷だとか差別的な発言がパソコンを通して載る場合があります。北海道教育委員会は、サーバー検討をやっていきますのでそちらの方で拳がってきて各市町村に連絡がいきます。南幌町の子どもたちがそれに関わっていることもあるのですけれども、そんなことから極めて考慮しなければならない点があります。そんなことも中心に検討していき

ますけれども、主にネット上で注意しなければならない点は5つあるかと思いますが。1つは、個人情報です。個人情報をきちんと保護しなければならないという観点を持たなければなりません。2つ目は、有害な情報を避けなくてはならない。ここで大変申し訳ないのですけれども、学校で管理しているパソコンを使って有害情報にアクセスするつもりではなかったのですけれども、他の関連でそこに入ってしましましてパソコンのウィルスに感染した例もあります。それは指導者である教師がやってしまいました。そんなこともあるのですね。それから、そういうことではコンピュータウィルスには十分気を付けなければならないということがあります。4つ目には、インターネット上のネットワークエチケット、これがやはり大事なことだと思います。最初にちょっと触れさせていただきましたけれども、特定人物の中傷だとか、それから差別的な用語を用いないようにしようだとか最低限のルールはきちんと守らなければならないことだと思います。それともう1つ最後に、著作権の問題があります。安易に触れますと著作権違法になりますし、それらのことを十分今後、今、頂きましたご意見のもとにふるさと南幌みらい塾で検討させていただきますけれども、極めて憂慮しなければならないことに対応できるような組織でなくてはならないと思っています。安易にやりますと大変な問題もありますので、そんな気がいたします。

それともう1点、お話しをさせていただきますけれども、高齢者の生きがいということでのお話しがございました。私ども、この件から子どもたちを通して振り返ることが多いのですけれども、寒い時に寒いと感じる、これはものすごく大切なことだと思っています。そして、汗を流した時に、その流した汗というのは大変やはり素晴らしい、人間として素晴らしいことではないかと思っています。果たして、文明がどんどん科学技術によって進展した今、寒い時に寒い、暑い時に暑い、そういうことを感じられないような世の中になってきているような気がいたします。冷暖房装置が管理していますから。おまけに、疲れることが当たり前だろうに疲れないようになってしまっています、世の中は。車を使ったり、エレベーターを使ったり、エスカレーターを使ったりします。働ける人が働かなくてもいいような世の中になっているような気がいたします。一方でです、全面的には言いません。結局、科学技術によって様々な仕組みだとか仕掛けがどんどん用意されてきております。人が生きる、生きているという実感をできるそういう証が、どんどん減っていつているような気がします。簡単に言いますと、生きている実感をどんどん少なくしている、そういう世の中になってきたということは、逆に言えば、生きがいは抱きようもないそういう世の中になりつつあるのではないか。そういう半面をどうしても見過ごすことは私どもはできないのではないか。文明の科学技術による文明の発達の側面だけから世の中を見ますと、老人の生きがいの問題も同じだと思います。私たち自身の生きがいにもなるのですから。本当に生きているのだという実感を、私どもはどこかで感じなければならない時期にきていると思います。そんな意味

も含めまして、ご指摘のありました内容については十分素晴らしい内容もたくさんありますので、ふるさとみらい塾運営委員会の中で検討させていただき、そういうことでございます。

議 長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子君。

只今、お話しをお聞きしまして、本当に私も子どもたちに影響を与えるネット情報は懸念をしております。今、高齢者に向けてのパソコン講習会の質問でしたので、その答弁をお聞きしまして、前向きな教育長のご答弁を頂きましてぜひ実現のほどよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議 長
熊木議員

以上で佐藤 妙子君の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 恵子君。

質問をさせていただきます。質問の前なのですがけれども、昨日で東日本大震災からちょうど半年、6カ月になりました。私も、今思い起こすと3月11日は、ちょうど予算委員会の真っ最中でした。すごく揺れる中で不安を覚えました。今なお避難所で生活されている方とか、あと今6カ月経った中で札幌とかいろいろ北海道に避難されている方々の声とかも、随分新聞紙上にも載っています。なんとか早く収束するように願っています。

質問に入らせていただきます。1問目は学校給食材料に放射能測定器による検査を。福島第1原発の事故により、放射能汚染の恐怖が全世界に広がっています。事故直後、福島県内だけではなく広範囲に目に見えない放射能が飛散していることが研究者のデータからわかってきています。25年前に起きたチェルノブイリの原発事故でも100km離れたベラルーシで大量の放射能の汚染があり、多くの子ども、妊婦の体内被曝が報告されています。本町の学校給食では、地産地消に早くから取り組み、できるだけ国産の食品で賄っていると、以前の質問にお答えいただきました。福島から離れているとはいえ、遠くに飛んだストロンチウムは粒子が細かく、植物に吸収されやすく食物連鎖に取り込まれやすいとの報告も出されています。本町の学校給食で使われる食材については、ガイガーカウンター(放射能測定器)を導入し検査を行い、安心、安全な学校給食を提供することが必要と思いますが、教育長の見解を伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

熊木議員の学校給食材料に放射能測定器による検査をのご質問にお答えいたします。学校給食に使用する食材につきましては、地元産、道内産、国内産の順で使用しており、特にお米は全量南幌産、野菜類につきましてもできる限り南幌産及び道内産を使用しております。

この度の福島原発事故による放射線物質汚染により様々な食品に影響を及ぼしていることは承知しておりますが、議員ご指摘のガイガーカウンター(放射能測定器)を導入することにつきましては、一般に市販されている測定器では、空気中に自然放射線が含まれていることから、食品や水などの検体は測定されないとされており、高精度の放射能測定

器でなければ正確な数値は把握できないと言われております。この高精度の測定器で食品の放射能を測定することは、専門知識を有し、費用も高額になることから町独自の導入は難しいと考えておりますが、国や指定された自治体及び食品メーカーによる検査により放射線物質が暫定基準値以下とされているものについては、安全性が確認されており、基準値を上回るものについては、市場に出回らないことから、安全性に疑いのある食品が学校給食に使用されることは原則ないものと考えております。

今後冬期間、町内産、道内産食材の不足が予想されますが、国や北海道などの動向や情報に注視し、学校給食で使用する食材の選定を行い、安心・安全な給食を提供して参ります。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

流通の広域化で福島のことを、全国に本当に波及しています。稲わらを食べた乳牛が北海道でも販売された例もあり、大問題になりました。その後、放射能検査が行われたというニュースは、私たち町民にとっても、多くの国民みんなに衝撃を与えたと思われます。目に見えない放射能の危険に世界中がさらされています。そのことを考えると、新聞報道もいろいろありますけれども、やはり一番被害を受けるのは年齢が低ければ低いほど被害を大きく受けます。先日、「チェルノブイリへのかけはし」という被災した方をずっと20年間、北海道とか福島とかに招いてその子どもたちを除染するという、そういうような行動を取り組んでいる団体があるのですけれども、たまたま7月に江別で子どもを受け入れていた方のお話を聞くことができました。その時に、まさに福島の原因のいろいろその色んな被害が出ているという時だったのですけれども、北海道は安全だとかそういうのはなかなか言えないと思うのですね。本当に目に見えない、風向きによってもどこまで飛ぶかわからないという状況があります。ベラルーシという所も100kmも離れているという所で突然出て、映像とかでもいろいろ見せていただきましたけれども、本当に人が全く住めない状況になっているとか、あとそこを一度出て違う所に住んでも、結局生活の基盤がないということでそこに戻って行く人も多いという話も聞きました。受け入れている方が、子どもたちを受け入れて、その子がだんだん成長していく時に、やはり小児がんとかいろいろがんに侵されているという子どもが少なくないということでした。受け入れていた子どもが、結婚して子どもを産む時にもそこで被害に遭っているという例とかを見ると、人ごとではないということもみんな思っていることだと思っております。私は、学校給食、今、教育長の答弁の中でもありましたように、以前も質問した時にもまず町内産、道内産、国内産ということで、なるべく輸入食品は使わないということをして教育委員会中心に給食の方でも心して本当に取り組んでくれていることは、町民みんなの喜びだと思います。ガイガーカウンターは、今、本当にピンからきりというか2万円前後で買えるものから20万円近くもするものとかいろいろあって、それが食品の分析に即有効かという

と、やはり教育長が言われたようにそうではないということは思います。ただ、昨日の新聞にもちょっと載っていましたが、福島とかその近隣の所で野菜の検査を行政に頼んだら、行政の方ではやはりそういう食品分析機がないのでと断られたということなのです。ただ、民間とかでも市民の測定所を作る運動とかも盛んになっていて、資金を広く募って高性能の装置を買って、東京とか福島に置いてやっているということでした。1台2,000万円近い分析装置とか、1台500万円ほどでできる装置とかもいろいろ導入しながらやっているということで、私もこの南幌町で厳しい財源のもとで、そういう物を買って検査するということはまずできないということは予想はしていました。だけれども、例えばそれをうちの町が他に呼び掛けて、空知管内だとか近隣だとか、あと空知振興局とかにも話しをしてそういう物を導入することを呼び掛けるということを、我が町からしていくことは必要ではないかと思えます。みんな保護者の方々は、南幌町の給食は以前から評判が良くて味もいい、色んな物を使っているということで、それを目当てにと言うか、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、そういう南幌町だからここに引っ越してきたいとか、そういうことが増えればいいなということも本当に思います。やはり安全、安心な食物ということは誰もが願うことで大事なことなので、そこのところでなんとかできることはないのかと思いますので、再度質問させていただきます。

あと、保護者からの相談とか、いろいろ意見だとかそういうものが現在寄せられているのかどうか、それも伺います。また、もし寄せられていけば、そういうことに対してもどのように相談を受けて行くのか。

あと、町民に対しても、今回のこういう福島原発事故によることで何か啓蒙することとかあるとお考えか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

熊木議員の再質問について、お答えできる部分だけお答えすることになろうと思いますけれども、お許し頂きたいと思えます。

流通が広域化したことは、やはり大きな私どもに不安を抱える問題がたくさんあると思います。ガイガーにつきましては、先ほどお答えしたとおりなのですけれども、私どもなりにいろいろ調べてみました。公的機関が実際に使っている検出機は、数千万円いたします。これは、安いのは実は外国製がほとんどなのですけれども、外部被曝、当てることによってそこから放射線が出ているかどうかだけを確認することはできるようです。それも、様々な値段の物があるようです。そのようなことで考えますと、内部被曝されているものが、やはりきちんと調べることができないと給食に関わって大きな問題だと思っています。外部被曝だけのものでしたら、いかがな物でも調べることが出来ますけれども、その肉なら肉の中に放射線を出している物があるということを探るためには、ゲルマニウムを中心とした物がなければだめだということですね。ゲルマニウム半導体を検出機の中できちんと使っている物でない、内

部被曝までは測定できませんということなのです。わりかし変わらないのですけれども、8日のテレビでも出ました。今、お話しあったように新聞でも出ましたよね。一定のそういう報道で私どもがやはり心掛けなければならないことというの、示唆を受けているつもりです。ただ、それにどの程度まで対応できるかということでは、最初にお答えいたしましたように公的機関を通してくるものですから、それなりの対処がなされているというふうに考えざるを得ないと、今のところですね。そう思っております。併せて、道内産でも危ないのではないかと言ったらそのとおりかもしれません。ただ、それを検出するためにはやはり数千万単位のお金がそこにかかってくるということですので、最初のお答えでご理解を頂けなければならないと思っております。

それから、父母からそういう質問があったかということについては、今のところ教育委員会あたりには1件もありません。それから、今後どうするかについては十分今ご意見を頂きましたことでもありますので、更に煮詰めた検討をしていかなければならないと思っております。

啓蒙活動についても、同じようにその検討の中でできるものならば啓蒙していかなければならないものがあるべきではないかというふうに考えております。それもちょっと検討を要しなければ、今のところ明確にお答えはできないと思っております。ただ、頂いたご意見は十分検討させていただきたいというふうに思っております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

近隣、空知振興局とかにそういう声を挙げていくということではできるとかどうか、そこをちょっと答弁なかったと思うので、そこをお願いしたいのと、それから、町の中というか役場でピンからきりまであるガイガーカウンターなのですけれども、それを今現在、導入しているのか、今後それを導入するつもりがあるのか。食品分析だけではなくて風の流れが変わってきますから、それと福島第1原発がまだまだ收拾されている状況ではないということがありますので、その辺の考えを教育長並び町長に伺います。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

空知振興局含めまして、近隣市町との連携に対してをどう取るかということについては、これは一応検討させていただきます。市町村、それから空知がどういうふうに考えているかということをお私どもが知らなければならない立場ですので、併せて今後の方向をどうするかということでの連絡調整はどうしても必要になりますので、それがどういう形になるかということまでは、今はちょっと、こうなりますよというふうにはならないと思います。そんなことでちょっと、調整はさせていただきますということでご理解ください。

それから、町内にガイガーカウンター機があるかどうかということですのでけれども、ないと思います。はっきりと確認したわけではないのですけれども、今、課長と相談した結果ないということだと思います。以上です。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

只今、熊木議員からガイガーカウンター含めて今後どうだと、これは今後の推移を見ながら考えなければならないと思っておりますが、農業団体はこの対処法を今考えているようでありますので、それらも併せながら、相談をしながらやっていきたいと思っておりますが、毎日皆さんも新聞を見ていただいているかと思っておりますが、それぞれ総合振興局、振興局管内で測定を毎日していただいております、3回。その中で基準値を超える数字はずっと出ておりません。従いまして、この間もうちに私のところに、それに関わる業者も見えられてうちの町の測定値、速報値でありますけれども、基準以下のずっと低い数値、これは空気中に当然含まれる数値の範囲内ということでご指導いただいております。先ほど、教育長が答弁申し上げたように、その業者も測定器というのはどれを取ってもいろいろ異論があるのです。特に、食料品をやるということは、先ほど答弁いただいたように中身をやるわけですから相当高額なものではないと、それでも測定できるかどうかというもののようであります。従いまして、いち町でそれを作るとか買うとかという問題ではなくて、これは国だとか道の方にもしそういう不安があるとすれば国のこの事故に関わる関係の中で要請して参りたいと思っておりますが、それぞれの全国の農業団体、農家等を含めて、あるいは水産、色んな食料に関して今やっておりますので、そこで測定されたものが無事ということで流通になっているわけでありますから、それを信じないとなるとまたおかしな問題になりますので、それらを含めて国には、そういう吟味するような要請はしていきたいものと考えておりますが、うち単独で今、測定器を早急に買って計って、そうしたらどうなるのかということまで私は今考えておりません。その安全基準等々もまだまだこれは定かではありませんし、国の方ではっきり基準が出た時点でうちの町としてやらなければならない事態があれば、これは考えなければなりません、色んな測定器があるということと言われておりますので、どれを取っても90%以上の確立の高い物はないようであります。ですから、どこを信じるかということでありますので、非常に難しい判断だと、そんなふうに考えております。

議 長

昼食のため午後1時まで暫時休憩をしたいと思います。

(午前11時48分)

(午後1時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

引き続き2問目の質問に移らせていただきます。町立病院の改善計画を進めるためにと題して町長に質問いたします。

町立南幌病院の運営について、現在3カ年計画の改善計画が進行中で、今年9月で折り返し時期になります。この間、総務省公営企業経営アドバイザーの改善計画に基づき、病院長を中心に計画が進行中です。今まで、病院運営については、町民に明らかにされてこなかった感がありま

すが、広報で病院の危機を発信するなど、少しずつ取り組みが広がりつつあります。現在、多くの自治体病院は、国の医療制度改革などにより運営や経営状態が悪化しています。また、小児医療や救急医療など、民間の医療機関では取り組むことが困難な不採算分野が大きく占められています。町民の命を守る医療体制について、現在行われている改善計画を進め、病院を存続させるために、患者、利用者のニーズに応える医療が求められています。接遇の改善や訪問診療、薬剤の見直しなど評価する点も多く見られますが、計画に掲げられていた福祉との連携や第三者委員会の設置の検討や提案が進まない要因は何か、今後の見通しをどのようにお考えか伺います。

また、行政、病院、町民が三者一体となってこの危機を救うため、説明会や懇談会の開催、病院を会場にした医療講演会の開催、福祉、介護との連携で健康教室を開催するなどの取り組みをしてはどうかと思いますが、改善計画の1年半の検証や、新たな取り組みを計画的に盛り込むことなどについて考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

熊木議員の町立病院の改善計画を進めるためにのご質問にお答えをいたします。

町立病院は、南幌町の総合医として町民の生命と健康を守るという使命があり、不採算の医療サービスも担っています。しかし、不採算部門を抱えながらも、町民の医療ニーズに応え、将来にわたって町立病院を存続するためには健全な病院運営が必要であり、そのためにも経営改善計画の取り組みを着実に実行する必要があると考えております。

1点目の福祉との連携についてのご質問ですが、町保健師やケアマネージャーを含めた協働カンファレンスによる、患者、家族を含めて退院後の生活、診療について協議の場を、個別の事例ごと必要に応じて設けて進めています。

次に第三者委員会の設置については、平成22年度に病院利用者とその家族及び町内関係団体代表などで構成する病院評価委員会の設置を模索しておりましたが、病院へ改善事項の意見が出しづらいなど人選が進まず、設置に至らなかったところです。しかし、町立病院に対する町民の声を把握した上で病院運営の改善を進める必要があるため、本年4月から行政区長などで構成する住民自治検討会の協力を頂き、意見、要望を募っているところであります。更に、今後は全世帯を対象にした町民アンケートの実施も検討して参りたいと考えております。

説明会や懇談会の開催については、町立病院に対しての単独開催は予定をしておりませんが、故郷ふれあいミーティングなどの機会を活用して町民の声を聞いて参りたいと考えています。

医療講演会や健康教室の開催については、まずは院内での健康教室の開催について医師、医療技術者と検討を進めて参ります。

病院経営改善計画の取組状況はまだ不十分ではありますが、1年目の検証を踏まえて、新たな取り組みを探りながら更なる経営改善に向けて

議 長
熊木議員
(再質問)

執り進めて参りますのでご理解をお願いいたします。

1 番 熊木 恵子君。

只今の町長の答弁の中で、全世帯町民アンケートの実施とか福祉との連携も進めているということを伺いました。この間、病院長が特別委員会なり全員協議会の中に来られて、今の取り組み状況とか成果といういろいろな挙がっていることなども私たちは報告を受けていて、まず病院の改革について前向きに進めているということには評価をしたいと思います。その中なのですけれども、地域医療を支えているということから、やはり採算だけではその在り方を議論するという事は、なかなかできないのではないかと私は思います。しかし、町立病院を守り持続させるためには、安定的で自立的な経済基盤を確立するという努力のもとで良質の医療サービスを提供できる体制を早急に構築することが課題だと思えます。これまでの改革の経過を考えると、早急に解決すべきことと一朝一夕で解決できるものでもなく一定の期間がかかる、そして努力が引き続き求められるものなど今回の1年半の折り返しにあたって、区別して整理して取り組んでいくということが必要ではないかと思えますので、その辺の考えを伺いたいと思えます。

また、今、現在取り組んでおりますが、自治体病院をまずはなくしてはならないということが私は常々思っていますし、町長の方針の中でも一致するところはたくさんあります。近隣にたくさんの医療機関がありますから、そういう意味では車とか運転していくと近隣のたくさんの病院にかかるということはできるのですけれども、将来を考えた時に高齢化率もどんどん上がっていくという中では、やはり町の中に自治体病院があるということの意味というのは、それを考えるとなんとしても守っていく必要があるのではないかと思っています。患者の立場に立った医療体制に改善するという事と、質を高めるということが極めて重要になってくると思えます。その中で、先日も新聞などで報道されていますけれども、再建を目指す多くの自治体病院での取り組み、そこを大いに学んで取り入れるべきことは取り入れる、それで、最近の明るいニュースの中では滝川市の市立病院の市民による「菜の花」応援団という市民ボランティアが、市民みんなで自分たちの病院との意識を持ってPRや患者への案内業務を行うということが新聞でも報道されていました。あと、赤平の市立病院もすごい赤字だったのをやっとなんと克服しているということも、それはやはり市民の参加がなくてはあり得ないことだと思えます。それが滝川市とか赤平市とかのように、うちの病院が即そのまま当てはめて改善できるというものではないかもしれませんが、だけれども、質問の中でも先ほど言いましたが、計画の中にあつた第三者委員会とかボランティアに参加してもらう形とかというのが、なかなか手がかからないと。今の答弁の中では、改善事項の意見が出しづらいなど人選が進まず設置に至らなかったということでしたけれども、ではその3カ年計画の中で掲げたことが実際にこれからどれくらいのスピード感を持ってやっていこうとしているのか、そこを伺いたいと思えます。

あと、委員会とか予算、決算とかそういう中でも、各議員、私も含めていろいろ意見とか提案を今までしてきていると思います。それが、例えばPRの仕方にしてもやはりもっともっとアピールする、そういうことが必要ではないかと思うのです。今回、小児科の医師が、今日の町長の行政報告でも示されましたけれども、9月1日から医師が決まり、今実際に診療を行っている状態です。今年度、執行方針の中にも掲げられている子育て支援の政策、そこは小児科の医師なくしてはやはりあり得ないと思うので、そこが決まったことは本当に嬉しいことです。新しく来た医師の評判もいいと聞いていますし、また、私は直接はちょっと聞いていないのですけれども、わざわざ新札幌にいる今こちらに来た医師の所に、南幌からも患者さんが通っているということもお聞きしました。それであれば、もっとやはり、3人の医師が揃っている、そして小児科も南幌は子育て支援の町として大きくPRして、高齢者にも優しい町だということとか、いろいろをもっと打ち出していく、それがすごく必要ではないかと思います。

それから、提案にしています病院を使った病院を会場にした医療講演会の開催などということも、今、病院の内部での学習会とかいろいろとおっしゃいましたけれども、やはりそれを今年度の中で計画を組んではどうかと思います。私は、何よりも町立病院から遠ざかった人たちが色々な形で一步病院に足を踏み入れる、そのことがすごく大事だと思います。そういう意味で今改革を進めるということは、私は支持をしていますけれども、一步進んでできなかったことはどういう原因か、それをできるためにはどうしたらいいのかということをお話しく、お答えいただきたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきます。町立病院を存続しながら、なんとか町民の健康、命を守るということには、これはもう変わらないし、前から言っていますように高齢化率がどんどん上がってきているというのも実情であります。また、介護計画の中で、介護者の話しの中でも半数以上が町内の病院を利用していると、そんな状況から考えますとなんとか正常な経営にして町立病院として残すのが私の使命かというふうに思っています。それで、以前皆さんにお示しをした改善計画、アドバイザーより作っていただいた部分を含めまして、改善計画を出しております。ただ、その時点と少し違うのは、医師がこんなに変わるという考え方は持っておりません。正常な形でやれるものというふうに思っていましたけれども、2年で2人の先生が変わってきているということでございますので、これによって患者さんがどういうふうになったのかという部分も踏まえながら、なおかつ先ほど熊木議員から言われたようにPRの仕方等々も含めながら、なんとか自分たちの努力で病院が残れる手法に、あらゆる角度から町民の方々にお話しをしていきたいというふうに思っております。そんな状況下でありますから、直ってきている部分は、多少はあります。それはそれでいい部分として伸ばし

ていきたいと思っておりますが、まだまだ足りない部分がございます。それは皆さんもご承知のとおり利用される町民の数が、全体で利用している病院からしますと少ないということでもあります。それは、今いろいろ他市の状況を話していただきましたけれども、その医療環境とうちの医療環境は非常に違うという問題がございます。ですから、札幌医大なり北海道の協力、ご指導を仰ぎながら今、改善計画を併せて進めているところでございますので、なんとかこの当初設定をしました3年間の中で、なんとか正常な道に早く進めていきたいものと考えているところでございます。そのためには、やはり町民が医療にかかる、具合が悪くてかかるだけではなくて色々な検診が人間ドック含めて町で作って開催をしてやっておりますので、町の助成措置も講じながら色々な検診をさせていただいております。そこに、まずもって町民が利用していただくというのが、一番私は近道ではないのかというふうに考えております。そこで、第三者委員会というのは、私は、聞いたとか、この人、隣の人がかこう言っていたという話は聞きたくないのです。あくまでも利用者あるいは利用者の家族がうちの病院をどう思っていたかと、それから改善できる方法を当時アドバイザーのご意見を頂いて、そういう意味の第三者機関が作りたかったということでもあります。しかし、それぞれ患者さん、あるいは利用者の家族にあたりますと自分が利用している病院のことについてなかなか意見が言いづらい、ましてや公の中でそういう話しというのは非常に発言しづらい、そんな環境であるということから団体や利用していないような人方の意見もこれは大事でありますけれども、私はやはり利用している方々がどう思っているのかということが一番大事であろうと、そのことについて医師がどう判断できるかという話しも、私ども、皆さんからご意見をいろいろ頂いて、院長はじめ医師にお話ししていますけれども、やはりそこについては非常にパンチ力に欠けるといことから、それでアンケートを取ったり、院内アンケートを取ったり、いろいろ改革をさせていただいておりますが、まだまだ不十分であります。ですから、もっと多くの町民にこの病院のことをわかっていただくために、先ほどPRもありましたけれどもアンケートも必要なのかという思いをしながら今、ちょっと検討をさせていただいているところであります。そういう中で、みんなでやはり守る町立病院、これがあるとならないのでは、やはりあと10年後いきますと高齢化率がもう30数%になる予測がありますので、その時の対応がきちんとできるような病院経営ができないとまずいのかと、そんなことを含めながら検討させていただいております。

それから、院内の会議については、いろいろ院内会議だとか研修会をやって、それぞれやっておりますので、その中で今ご提案がありました講習会だとか等々、これは医師やら医療関係者の協力がなければ、それは即開催していきたいものと考えておりますが、まず働いている皆さんが町立病院のこの危機的な状況をみんなで共有して、少しでも改善していくの

でと、それから一生懸命汗をかいている姿が利用者や家族に認めてもらえるような病院づくりに取り組んでいきたいものと考えておりますので、当然、議員の皆さんからも色々なことで院長はじめ私どもに声を頂いて、それを改善する方向で今、執り進んでおりますのでその部分を含めてなんとかやりきれるように、皆さんに当初からお話ししていただけるように交付税の算入の中でなんとか終われるような病院経営を、まずは目指していくということでありますので、そこのところができるように今進めているところでございます。以上です。

議長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

何点か再々質問させていただきます。今、町長のお話しの中では、第三者委員会の設置が極めて難しいということでした。やはり、第三者委員会なり病院評価委員会という表現も確か計画の中にはあったと思うのですが、やはり第三者も入った形で、もっと町民に開かれた病院というか、利用しやすくなるような形にするのには、第三者の意見というのは絶対不可欠だと思うのです。今、現在かかっている人、それから今、家族の方だけではやはりそれを懸念されることで、これを言ったら何かいやなことになるのではないかという思いもあると思うのですが、やはり公平な目で見てこの自治体病院を守り発展されるという意味では不可欠だと思うので、何としても取り組んでいただきたいと重ねて申し上げます。

それから、病院ボランティアの機構作りということも謳われていたと思うのですよね。それが、当初その3カ年計画の中ではどういう形でボランティアが参加できるような形になるのかということは、説明とかの中に、前事務長だったと思いますけれども、伺ったら、いっぺんに町民がボランティアとして登録して参加するということは難しいので、まずは町内のボランティア活動をしている、そういうものに加わっているとか、そういう団体に声をかけてその人方に集まっていたら、まずは作りたいたんだというお話しがされたと思うのです。そういうことが事務長が交代する中で、その計画にあったものはもう現在取り組まないということになっているのか、今後も引き続き取り組もうと思っているのか、そこを伺いたいと思います。また、先ほどもちょっと繰り返しになりますけれども、色々な提案が、病院を残す残さないの議論から始まって提案とか意見とか出されていたと思うのですが、そういうことについて残り1年半を本当にどうしようと思っているのかというのが、私はできれば現事務長が4月からまた新たになっているので、そういう意味では決意というかそういうのがもし聞ければいいと思うのですが、それをちょっと伺いたいと思います。

あと、先ほど滝川とか赤平の例を出して環境が違うということを今、答弁で言われました。私も先ほど言ったように、規模から何から全く市の体制からも違うということは十分承知です。でもやはり、そういう形で町民に啓蒙してなんとかそういうものに加わってもらえるような下地作りというのは、行政中心にやっていかなければ生まれてこないの

はないかと思うので、その辺のもし考えとかがあれば伺いたいと思います。

それから、もう1つです。病院を会場にした講演会とかというのは、それも江別市立病院とかと出してしまうと、全く環境も規模も違うと言われてしまうかもしれませんが、例えばロビーを使った形でたくさん人が集まらなくてもいいと思うのです。今、一番関心のあることでの講演会というか学習会というかそういうものを取り入れて、もしそれができれば来年度に向かって、何月はどういうことをしますという形のものがそれも含めて宣伝、アピールができれば町民の皆さんに関心を持ってもらえると思うのです。関心を持つということがやはり自分たちの病院だ、この町立病院は自分たちが守っていかなければだめだということにつながっていくと思うのです。それは、本当に一朝一夕ではできないと思うのですけれども、やはり計画を掲げてそれを達成させるということは目標ですから、それに向かって努力をしていかなければならないと思います。その辺の考えを伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。病院の経営の関係につきましては私でございますので、事務長に言ってもこれは答えられる問題ではございません。私は、その思いで今やっている就先ほど申し上げたとおりでございますので、努力をしていくということに間違いのないのであります。これは、将来のことも含めてなんとか町に公的な病院を残していくために今、努力をさせていただいているということでございます。

それから、第三者委員会的なものについては、先ほど申し上げたとおりであります。しかし、今、議会の皆さんはそれぞれ第三者の色々なご意見を頂いて、私どもに意見を頂いていると思っております。個人的な意見ではないと思っておりますから、そういう全体のご意見を頂きながら、あるいは行政区長、町内会の声を頂きながらそういう部分を声として届け、そして直せるものは直して行こうという考え方でありまして。ただ、それでない、やはり皆さんも聞いた話しではなくて、やはり実際に利用している人によって色々な声もあるわけでありまして。それをなんとか聞けるような機会をまた考えてみたいと思っておりますが、これが先ほど言ったように公になるとなかなか難しい問題がある、デリケートな問題もございまして。今の医療制度から言うと非常に難しい問題もございまして。その辺も上手に図りながら、これはやはり医師あるいは働いている人たちは、利用者の方の声というのは非常に強いものであります。ですから、その声をきちんと伝えられるようなお話しも、また色々な形で私の方からもしたいと、そんなふうに思っておりますので、この部分、それが併せてボランティアや何かで来ていただいて色々なことが出てきたものを率直に言えるような場も当然していきたいというふうに考えております。ただ、普通のボランティアと病院のボランティアはちょっと違うものですから、やはり資格等々の問題がございまして、それらのことも併せながらそうしたらどういふのができるのかということ、受付に

居て待合室に居てお話しをしていただくだけのボランティアで本当にいいのかどうか、そのことが可能かどうかというのも当然ありますので、いろいろ検討しながら声がもらえるような仕組み作りは考えてみたいというふうに思っています。

それから、先ほど言いましたように院内の色んなことを考えるには、まず健康教室みたいのが一番いいのだろうと思っています。ただ、これは医師だとか技師だとか色んな人が協力していただけなかったら、どんなに私たちが言っても色んなことが出てきますので、そういう体制作りを早くしてアピールはできればと、そんなふうに、その中でこういう検診だとか人間ドックだとかちょっと健診だとか色んな手法もやっているわけでありますので、そんなことも含めて検討して参りたいと、そんなふうに思っているところでございますし、当然何回も申しあげて申し訳ございませんけれども、町民のための病院として残すために今、努力をさせていただいているところであります。

議 長
熊木議員

1 番 熊木 恵子君。

3 問目に移らせていただきます。3 問目は非核・平和のまち宣言を生かした平和教育の取り組みは。

本年3月定例会において、町民の永年の願いでありました「非核・平和のまち宣言」が提案され、全会一致で採択されました。その後、役場庁舎に掲げられた垂れ幕は、多くの町民や町を訪れる人々から賛同の声が寄せられているところです。採択された宣言文には、すべての国の核兵器がすみやかに廃絶され、戦争のない人類永久の平和が確立されることを願うことが明記されております。また、水と緑にはぐくまれた南幌町の自然を大切に守り、未来を担う子どもたちと町民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することが誓われています。この宣言文は、広報に掲載されましたが、庁舎内外に宣言文の設置をすべきと思いますがお考えを伺います。

また、戦後66年を迎えた我が国は、今回の福島第1原発の事故により、再び放射能の脅威にさらされています。平和な社会を築くことは、未来を担う子どもたちへ、私たち大人が責任を持って伝えていかなければなりません。平和教育について、教育現場では具体的にどのような取り組みがなされているのか伺います。また、町内には戦争を体験した方がおられますが、再び悲惨な戦争を繰り返さないためにも、体験を語り継ぐ機会を設けるなどの活動も必要ではないでしょうか。町として、今後どのような行動を計画しているのか伺います。

議 長
町 長

町長。

非核・平和のまち宣言を生かした平和教育の取り組みはのご質問にお答えをいたします。

始めに庁舎内外に宣言文の設置をすべきとの考えにお答えをいたします。私は平和を保つことは何よりも大切であると確信しております。「非核・平和のまち南幌町」を呼びかけるため垂れ幕を設置したところですが、より目に見える形で町民の意識を啓発するためにも、学校など

の施設に宣言文を設置するよう取り組んで参ります。

次に平和教育について、教育現場での具体的な取り組みについてお答えをいたします。各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示すところに従い、地域や学校の実態及び児童、生徒の心身の発達の段階や特性などを十分考慮して教育課程を編成しており、平和教育につきましては、教育課程すべてが該当すると言っても過言ではありません。特に、学習指導要領に示された平和教育に関連する教科は、国語で扱う戦争教材、道徳で培う心情、判断力、実践意欲と態度、社会科で扱う歴史を通じて学ぶ平和な社会の実現、特別活動、総合的な学習の分野で取り組んでいます。また、南幌小学校では、昨年、4年生の児童が特別活動の中で、地域のお年寄りから戦争体験を学ぶ授業を行っております。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

素晴らしい宣言文がありますので、設置するよう取り組んでいくということだったので、ぜひ早く取り組んでほしいと思っています。私は、南幌町で今年、秋で6年になるのですが、南幌9条の会というのを作って私もその会員としていろいろな啓蒙活動などをしています。そういう中で去年に続いて今年も、去年は公民館で、今年はビューローで原爆パネル展を開催しました。今年は、役場の方からも声をかけていただき、会場の提供とかいろいろ協力をしていただきました。そのことにまず感謝したいと思います。その時に私も、ビューローに何度か足を運んで写真を見ている方とお話しをしました。印象に残ったのが、最後の日に中学生の男の子がちょうどバスを待ってそのパネルを見ていました。そうしたら、ちょうど泊原発とかの話とかになって、俺たちもここおっかないよなという話しになったのです。学校で何かそういう話しをすることがあるのと言ったら、やはり町長がさっきの答弁の中でおっしゃっていたように教育全般で色々なそういう学ぶ機会があるということで、頼もしいなというかそういうことを素直に感じてくれる子どもたちが育っていくということは、素晴らしいことだと実感しました。そのパネル展をした時に、宣言文が広報にしか載っていなかったので書道をやっておられる方に大きな紙に書いてもらいました。それを1週間ビューローの所に展示させていただきました。宣言文は予算をかけて立派なものを作っている所もたくさんありますけれども、色々な形があっていいと思うのです。だから、例えば、子どもたちがいろいろ教育の場でやるのは難しいのかもしれないけれども、書初め大会だとか高齢者のカレッジだとかそういう中で書いていただいた物を展示するとかという形もとれるのではないかと思います。

また、道内の政務調査で本別町に伺った時に、本別町は平和教育というのを独自に取り入れていて町を挙げて7月、8月は行事をしているということで、ちょうど伺った時に図書館で説明とか受けました。南幌も先ほど町長が力強くおっしゃっていたように平和を保つことは何より大切だということで、今回、平和宣言の垂れ幕が庁舎の所にどんと揚が

ったことで、やはりみんなそこを通る方々が改めて平和を意識するという事になったと思います。だから、これ自体は本当に素晴らしいことなので、更にそれを広げるということで今、答弁にありましたように宣言文の設置が1カ所とか2カ所とかではなくて、公共施設とか他から南幌町に訪れた方が、いろいろ先ほどから看板の話があってその看板がなかなか仮の看板でいいのかということもありましたけれども、やはり町を歩いて、ああ、ここにこういうものがあるのか、この町はこういうことを取り組んでいるのかということがわかるような形で設置していくのがいいのではないかと思います。それを、ちょっと答弁は頂いたのですけれども、再度どれくらいの規模で考えているのか伺えれば伺いたいと思います。

あと、最後の方で、小学校4年生が特別活動の中で戦争の体験をした方からお話しを聞いたということでしたけれども、この取り組みは毎年、小学校4年生にそういう機会を与えられるのか、またそのお話しを聞いたものを何らかの形で文章にして公民館の図書室に置くだとか、そういうことを考えておられるのか、そこについて伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えします。先ほど申し上げたように学校などの公共施設というのは、今考えられるのは10カ所程度あるのではないかとということで検討しております。我が町としてできる範囲の中で、掲げていきたいというふうに考えているところであります。戦争教育の学校については、教育長にお願いいたします。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

まず、お話しのありました小学校4年生の件ですけれども、これは学校教育の中で国語、それから社会を中心として戦争教育、戦争教材を扱う教科がたくさんあります。それらのことを形として表わす上で1つ、昨年度、南幌小学校が地域のお年寄りから戦争の体験を聞く会というのを開いたことです。これを、今後続けるかどうかということは、特になんとも思いません。もう少し、概要を説明いたします。それで分かりただけではないかと思しますので。本町における具体的な内容なのですけれども、小学校では今ありました特別活動の時間にそういう取り組みをいたしました。南幌小学校です。社会科では、6年生の歴史の中でビデオ教材を使って戦争の悲惨な状況を学ぶことを、だいたいどの学校でも全部行っております。それから、国語教材の中で4年生の「一つの花」という教材がありますけれども、これも戦争教材であります。それから6年生の「川とノリオ」というのも同じくどこの学校でも扱っている戦争教材の1つであります。それと、昨年度のことですけれどもみどり野小学校の6年生が学芸会の折に「はだしのゲン」、ご存知だと思いますけれども、それを学芸会で演じております。中学校は義務教育の最後の段階になりますけれども、国語教材では1年生が「ベンチ」という題材、これはユダヤ人の強制収容所の話です。これを扱った学習をしております。2年生では、「夏の葬列」、これは戦争末期の物語を題

材にした教材です。それから、3年生では「ウミガメと少年」、これは沖縄戦争の物語です。このような形で国語の中で取り組んでおりますけれども、ただ、中学校は来年度から教科書が変わります。それで、来年度の教科書を調べてみました。そうすると、1、2年生は同じですがけれども、3年生の教材の中で「無言館の青春」というそういう教材になります。これは、ちょっと説明しないとわからないと思うのですが、戦没画学生慰霊美術館ということですが、この美術館は、美術学校に通う生徒が戦争に出ざるを得ない状況に追い込まれます。それで、その生徒たちが描いた作品を展示しているということです。詳しくは、また質問があればお答えいたしますけれども、そういう中身です。それから、中学校では今年の学校祭で、壁新聞、3年B組ですが、「原子力発電所のこれから」というテーマで壁新聞を発行しております。それから社会科では、歴史で「近代の日本と世界」というタイトルで第二次世界大戦と日本の敗戦ということで勉強しております。同じく公民では、日本国憲法、国民主権、基本的人権、平和主義ということで学習し、更に、新しいエネルギーということで原子力発電所のことについて学んでおります。以上、そういうような小、中学校で取り組んでいる中身の総体、その中で例えば南幌小学校4年生では戦争の体験をお年寄りから聞きましたということで、町長の方から報告があったと思うのです。それで、これだけかと言ったら、実はこれを機会にちょっと調べてみました。そうすると、特に義務教育9年間の最終年度になりますから、中学校の3年生の国語、社会では、総仕上げの恐らく段階になると思います。様々なことを学習しております。それは、1つは読みの深さをその中から感じるだとか、それから書くことの大切さだとか、それらを戦争教材の中から子どもたちに学ばせていっているのです。例えば、それらに関するものでは皆さんよくご存知だと思いますけれども、吉永小百合が原爆の詩、歌と言いますか、それを語りますね、あの人は。それらを通して考えさせております。それから、司馬遼太郎の作品なんかを掲げて、そして戦うことを通す、あの人は映画監督だとかいろいろやっていますが、そういうことから考えられることというのを子どもたちに問いかけております。もっと深く言えば、漢詩も子どもたちは勉強しますね、漢詩も勉強します。杜甫だとか李白の勉強をするのですが、結局、杜甫の詩「春望」ですか、「国破れて山河在り、城春にして草木深し」という、この詩から何を学ぶか、何を言っているか、そしてそこで戦いに巻き込まれて、首都の長安の町ががちゃがちゃになってしまうわけですね。めちゃくちゃになってしまうわけですが、その、そこに春が訪れてそれでも町は大変な目に遭ったけれども、そこには春を通して自然がよみがえってくる、その中で色んなことを学ぶ詩だと思うのですが、そんな形で戦争の悲劇だとか、それから平和の大切さだとかというのを特に中学校の3年生は総仕上げの段階として学んでいくような気がいたします。そういうことで、特段失礼な言い方になるかもしれませんが、非核・平和のまちを宣言したからと言って何を

というようなことを学校で考えているわけではないと思います。ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、ただ、町としてこういう形で何かやるということであれば、それに協力することはやぶさかではないと思いますけれども。以上です。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子君。

ちょっと教育長の最後の部分は、やはり非核・平和のまち宣言が採択されたことで町内外にもアピールして、町民もそれに触れることで改めて平和の尊さを学ぶというか、だと思ふのです。だから、あるとないでは私は大きな違いだと思います。町長のお話の中でも、公共施設10カ所くらいに宣言文を設置していくということなので、更にそういう意識が高まるのではないかと考えています。今、教育長のお話の中では、小学校、中学校、義務教育の9年間の中で様々な形で平和について、戦争について学んでいるということで、私も先ほどのお話にありましたみどり野小学校6年生の、6年生だけでなく少し5年生とかも協力したというようなこと、6年生だけですか、その演劇はを見せていただきました。そういう中で、長い物語をあの時間にまとめて本当に精一杯演技していた姿が脳裏に焼き付いています。だから、色んな形で取り組みはできると考えています。先ほど、4年生の学習の中でということが継続されるわけではないってことでしたけれども、例えば昨年の中で戦争の体験を語っていただいて聞いたことの感想文とか、そういうのは子どもたちは書いたりしているのでしょうか。それで、そういうまとめた物を何らかの形で残して、町民がそれに触れることができるというようなことはお考えでしょうか。近隣でも北広島とかでも、いろいろそういう活動をしている団体が冊子を作って市民にお配りして、更にまた自分も体験を語りたいたいということが出てきて第2集、第3集と発行の予定だということも伺いました。だから、色んな形でその町の特徴を生かしながら色んな形の活動はできると思います。そこをちょっとお答え願いたいと思います。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

南幌小学校又はみどり野小学校で学習した内容をどうまとめて、そしてそれを成果として発表するか又は知らせるかという取り組みについては、全く考えておりません。と言うのは、子どもたち一人ひとりの段階でその問題を捉えます。9年間の過程の中で様々なことを子どもたちと一緒に学び、そしてそれぞれの子もたちがその子どもたちの能力に応じて、そのことを学習していくわけです。それで何でそんなことを言いますかと言うと、この中学校3年生の教材の最後にヘルマン・ヘッセの言葉が引用されております。それは、こんなことなのですね。「馬で行くことも、車で行くことも、二人で行くことも、三人で行くこともできる。だが、最後の一步は自分ひとりで歩かなければならない。」と、そういう言葉で結んであるのです。これから、義務教育が終わって高校に行くなり、社会に出て行くと思います。その時に今まで学んできたことの総体を子どもたちは背中に負いながら、自分なりに理解をした範囲

の中で生きていくと思います。時には、みんなと一緒に歩きます。でも、最後の一步だけは自分で歩まなければいけないという、そのヘルマン・ヘッセの言葉で結んでいるこの重さというのは大事にしなければならぬと思っています。そういったことで、子どもたちをその時その時の状況の中でどのように巻き込むかという考え方はしません、学校教育の中では。特定の方向を示すことに活動させるだとか、そういう取り組みはしないでいいと私は思っています。以上です。

議 長

以上で熊木 恵子君の一般質問を終わります。

次に7番 内田 恵子君。

内田議員

道央圏連絡道路整備に伴う交通安全と進捗状況について伺います。

道央圏連絡道路が江別・当別地区で開通したことにより、町内の国道337号線は大型車両が増え、家で窓を開けていては会話もできないほどです。また、赤信号により交差点からかなりの距離で大型車両が数珠つなぎとなり、事故の心配が絶えません。今も工事車両が増えており、50台以上のダンプカーが1日3往復すると聞いています。このような工事車両に対して、町からの交通安全に対する申し入れはどのようにされているのか伺います。

また、道央圏連絡道路は当別町方面で2車線の工事も進んでおり、更に交通量が増えることが予想されます。住民の安心、安全のために南幌町内の整備区間の工事を1日でも早く進めていただきたいと考えていますが、整備の進捗状況を伺います。

議 長
町 長

町長。

内田議員の道央圏連絡道路整備に伴う交通安全と進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。議員ご承知のとおり、現在国道337号線は道央圏連絡道路の一部が開通していることから、大型車両などの交通量が急激に増加している状況であります。そういう中、国及び北海道が発注する工事で、多くの工事車両が国道337号線を通るものにつきましては、事前に内容等の説明があり、その折に徹底した交通安全の取り組みを要請しております。

道央圏連絡道路の進捗状況につきましては、整備区間である中樹林道路におきまして、本年3月28日に事業説明会を開催しており、現在、用地測量調査を実施しております。

また、長沼南幌道路区間につきましては、本年4月に整備区間指定となり事業化が決定され、7月20日に長沼町におきまして、札幌開発建設部によります両町合同の道路計画説明会が開催されたところです。

今後も整備区間の早期完成を目指して、関係自治体からなる期成会において、要望活動を行って参ります。

議 長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子君。

大型車両に対しての交通安全の取り組みを要請していただいていることは、本当にありがたいことと思っております。このようなことも早めに町民に連絡等ができれば、なおありがたいと思います。

道央圏連絡道路について3点ほど再質問させていただきます。

まず1点目、道央圏連絡道路、江別、南幌区間が通行できるまでの間、大型車両の交通規制と緩和策は今後どう図るのか。また、できないとしたら既存の国道337号線の整備、例えば歩道、途中まではあるのですけれども、このような交通量が増えて歩道のない国道というのはいかがなものかと考えますので伺います。

2点目、9月1日、農業委員さんと懇談をさせていただきました時に、農業委員さんからの質問で再質問させていただきます。道央圏連絡道路、江別、南幌間の道路の形態を伺います。1車線か2車線、当別地区の方では2車線工事も進んでおりますので2車線になるのかと思っておりますが伺います。また、町道横断部について現時点での構想について伺います。高架になるのかアンダーパスになるのか信号機になるのか。農作業の不効率になると懸念されております。

3点目は、私も関わる私も含めてのことなのですが、道央圏連絡道路建設により南幌町通過型道路となることも懸念され、国道337号沿い商店、また商店街に及ぶ影響と対策も同時に考えなければならないと思っておりますが、町のお考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。今、当然、現状の337号線、大型車両含めて交通量が増えているということで、私どもも交通事故の心配、特に町中は通学路であります。そのことの心配を早くからしまして、国の方に要望しているのも事実であります。幹部の方も見に来ていただいたり、いろいろしておりますが、なかなか国の方も厳しい状況でありまして実現になかなか時間がかかっているということで、ようやく中樹林道路、江別から南幌の南15線までが今やっと用地測量に入ったということでございますから、当初の私どもがお聞きしているのは、平成の20年代で繋げたいという希望を持っているようでありますが、昨今の大地震や状況を見ても、それもちょっと厳しくなっているのかと思っておりますが、これはもう期成会共々、早期に完成されるよう要請はして参ります。そして、当然、今の状況からしますと、道路の形態からしますと歩道が全部付いているわけではございません。これは、早くからそういう部分を指摘をしながら、それも同じ要請をしているところでございます。なかなか実現に至るまでになっておりませんが、今後も引き続きそういう面の運動をかけながら、安全を守りたいと思っております。そんなことから関係機関には期成会共々、南幌町としても要請をして参りたいというふうに思っております。

それから、高規格道路につきましては、最終的には片側2車線ということではありますが、今、暫定で片側1車線で工事があちこちで進んでいるところでございますので、これは国の財政状況等々にもよるかと思っておりますが、まずは私は早く繋げてください、そういうお話しをさせていただいて、繋がらないうちに片側2車線か4車線かの工事というのは、いかがなものかという話しも指摘をさせていただいておりますが、なかなかそのことも理解を頂いているのですが、まだまだ交渉に進んでいない

ということでございます。それで今、用地の測量等々調査をやっておりますので、道路の形態がどうなるのかという問い合わせもさせていただいておりますが、高架にはではないということでございます。それから、そうだとしたら町内で行き来できる道路、インターというのか、そういうのが最低も2カ所以上あってほしいという要望はしておりますが、それとてまだ確定ではございません。そんなことから、この用地測量が確定をしない新たな形の中で示されるものと思っておりますので、またその時にお話しをさせていただきたいと思っておりますが、今の状況としては非常に厳しい状況でございますので、江別の美原大橋から当別に向かってああいう高架にはならないというお話しを聞いているところでございます。それから当然、今通っています337号線、この高規格道路ができますと国道が振って替わって国道でなくなるということでございます。現在は、大型車両が通って非常に町民が迷惑をするような状況になっておりますが、高規格道路が開通しますと、かなりの車両が減ってくるのではないかと、そうすると今もどのくらい町内の店に通行車両が寄っていただいているかちょっとわかりませんが、そういう部分の多少は影響が出てくるだろうというのと、今心配している交通安全対策については、逆に車が少なくなるのでそっちの方では効果としては出てくるのであります。商店にとってはちょっと厳しい部分も想定はされるかと思っておりますが、どういう車両形態がうちの町の道路を通るのか、ちょっとまだ想定ができませんがそういう懸念されることも当然出てくるのではないかと。というふうには、私なりに今、予測をしているところであります。まずは早く完成を頂くというのが私どもの一番の願い、そしてより安全なまちづくりを進めていきたいので、また皆様のご協力を頂いて要請活動に入って参りたいと、そんなふうに思っております。

議長
内田議員

7番 内田 恵子君。

ありがとうございます。町長の力強いお言葉で、また新しい話題がありましたら早めに公開してくださいますようお願い申し上げます。

2点目の夢の持てるまちづくりについて伺います。

まず1点目として、町長は自立のまちづくりとして町民、議会、行政の協働のまちづくりを掲げられていますが、表現があいまいで難しいように思います。私たちも今、まちづくり、地域づくりのために町民として何かをしなければと思い、行政からの発信を待っているところです。特に3.11の震災以降は防災面からも地域コミュニティーの大切さを感じておりますので、夢を持てる南幌町のまちづくりのため、子どもからお年寄りまで誰にでもわかる思いやりのある言葉で、具体的な政策を力強く発信する時と思っておりますが町長の考えを伺います。併せて、自治基本条例等々、今まちづくりのルールづくりについて学び、検討する時が来ているように思いますが、自治基本条例等の制定についてはどのようにお考えか伺います。

2点目として、町民参加による町民自らの手づくりで知恵と勇気を表した南幌町自立緊急実行プランは、平成25年度に検証するとされてい

ますが、夢を持てるまちづくりを目指すためにもしっかりと検証をしていただき、平成26年度以降に実施される固定資産税の見直し等の事業を、少しでも早く前倒しで実施することも必要かと考えますが、町長の考えを伺います。

議 町 長

町長。

夢を持てるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、私はこれまでの行政主導のまちづくりではなく、町民自らの活動やまちづくりへの参加意識のもと、町民からの発想や行動力、そして行政が町民に理解され、協力いただくことが、協働のまちづくりへの重要なステップであると捉えています。協働という表現がわかりにくいというご意見もあるかと思いますが、第5期総合計画において描いた、まちづくりの基本理念である「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」をスローガンとして、町民が積極的に行政や地域活動などに参加できる仕組みづくりを進めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

また、自治基本条例の制定については、以前の議会定例会でもお答えしていますとおり、町民、議会、行政が一体となって、それぞれの役割や責務を明確にした実効性のあるものが求められていることから、町民にも理解され、まちづくり活動が促進されるよう、制定の是非や条例によらない仕組みづくりの必要性も含め、十分に時間をかけて検討する必要があると考えているところであります。

2点目の自立緊急実行プランにつきましては、東日本大震災の影響や国、道の厳しい財政状況下ではありますが、これまで町民や地域、企業などのご理解ご協力により着実に財政の安定改善が図られているところであります。

私は、実行プランを進めながらも、総合計画で描いたまちづくりを着実に実行するため、財政状況を勘案の上、後半の年度に予定している施策や事業であっても、実施年度を前倒しすることや新たな施策などに取り組むことが、活力ある南幌町の発展に向けて必要なことであれば実施すべきと思っております。

以上のことから、夢の持てるまちづくりを目指すためにも、町民や議会、行政が同じ目標や視点を持ち、ともに目に見える行動が求められているものと考えているところであります。

議 町 長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子君。

再質問というよりも、本当にこの協働のまちづくり、夢のあるまちづくりの1つとして最近、神社のお祭りで若い方が担ぎ手として担いでくれるという神社からの報告も頂きました。本当に小さなことですが、大きなことだと思っております。このようなことから本当に力のある町、南幌町になればいいと思い、続けていただきたいし、私たちも協力したいし、協力していかなければならないことと思っております。お礼を申し上げて終わります。

議 町 長

以上で内田 恵子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

日程5 報告第7号 平成22年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、報告第7号 平成22年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成22年度の決算を基に算定した、南幌町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは報告第7号 平成22年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましてご説明を申し上げます。

資料によりご説明をしたいと思います。別途配付しております報告第7号資料、財政健全化法に基づく南幌町の健全化判断比率等について、これをご覧いただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられております。平成21年4月からは同法が完全施行になり本年3年目となります。これらの早期健全化基準及び財政健全化基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられております。それでは、平成22年度決算によりますそれぞれの指数につきましてご説明をさせていただきます。

まず1点目、実質赤字比率でございます。これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。下の表をご覧になってお分かりのとおり、赤字は発生しておりません。

2点目、連結実質赤字比率、これは全会計を対象とした赤字比率または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましても同じく赤字は発生しておりません。

3点目、実質公債費比率、これにつきましては一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。特別会計並びに一部事務組合を含めたものでございまして、過去3カ年の平均数値を表しております。本町の数値につきましては22.4%となっております。過去の数値につきましては、裏面に記載しておりますのでご覧をいただきたいと思います。平成21年度が24.3%、平成20年度が24.8%でございます。平成21年度対比では、1.9ポイント下がっております。この要因は、表の下に米印で記載をさせていただいておりますが、新たな起債の発行抑制及び公債費の減少並びに標準財政規模の増加が主な要因でございます。参考までに、この22.4%の単年度の比率でございますが、平成20年度が24.2%、平成

21年度が23.4%、平成22年度が19.9%となっております。表面に戻ります。

次に4点目でございます。将来負担比率、これにつきましては一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましては公社、第3セクター等も含めたものとなっております。本町の数値ということで123.3%となっております。早期健全化基準の350%を226.7%下回っている状況でございます。過去2年の数値につきましては、裏面に記載しておりますのでご覧をいただきたいと思っております。平成21年度が175.9%、平成20年度が166.4%でございます。今回大きく下がった要因は、先ほどご説明したように表の下に米印で記載しておりますが、新たな起債の発行抑制による地方債残高の減少及び事業完了に伴う将来負担額の減少が主な要因でございます。このようなことで、南幌町の財政状況は早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、2の資金不足比率でございます。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定しなければなりません。本町の企業会計といたしましては病院事業、下水道事業、農業集落排水事業、この3特別会計がございますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのようなことから、資金不足比率が該当ないことから経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づきます南幌町の健全化判断比率等につきまして説明をさせていただきましたけれども、いずれも健全化計画及び再生計画の策定は必要はありませんが、厳しい財政状況には依然変わりはないことから、今後におきましても行財政改革を更に推進し、個々の比率の抑制に努めて参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 監査委員より平成22年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書が提出されておりますが、補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第7号 平成22年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済といたします。

日程6 報告第8号 平成22年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。教育長。

教育長 只今上程を頂きました、報告第8号 平成22年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告につきましては、地方教育行政の組織

議 長
生涯学習課長

及び運営に関する法律の規定により、平成22年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検評価について報告するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

報告第8号 平成22年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてご説明いたします。

別途配布いたしました平成22年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず1ページでございます。1ページでは、点検評価の基本的な考え方でございます。

(1)趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、平成20年4月から教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないというふうな制度が改正されたところでございます。今年につきましては、第4回目になるところでございます。この報告書は、この規定に基づきまして結果をまとめたものでございます。

(2)の点検・評価の対象といたしましては、確かな学力の向上をめざす教育の推進、豊かな心を育む教育の推進、健やかでたくましい心身の成長を育む教育の推進、魅力ある学校づくりの推進、南幌高校に対する支援、夢を育む姉妹町締結、少子化の進行に伴う小学校教育のあり方、地域全体で子ども達を育てる体制づくり、本町の特色を生かした生涯学習社会の実現、健康や体力づくりをめざす身近なスポーツ・レクリエーション活動の振興、地域に根ざした芸術・文化活動の振興、新たな時代に向けた社会教育のあり方、これにつきましては、平成22年度教育行政執行方針に示された施策の柱12項目について実施をした38の事務事業について評価をしたものでございます。

(3)の点検・評価の方法につきましては、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育委員会自らが点検評価を行ったところでございます。

2ページからにつきましては、教育委員会の活動状況です。

(1)の教育委員会の開催状況では、毎月開催の定例会議12回の会議を開催しております。開催日、付議案件等の詳細につきましては、2ページから3ページに記載しておりますので、説明については省略させていただきます。

(2)として教育委員会のその他の活動状況では、学校訪問の実施、社会教育審議会委員、体育指導員との懇話会の開催、教育文化功労賞、教育文化奨励賞等表彰、成人式、各学校行事等でございます。

5ページから13ページにつきましては、先ほどご説明申し上げました点検評価の対象とした平成22年度教育行政執行方針に示された施策の柱、12項目に基づき実施した38の事務事業の取組状況、成果課

題等を具体的に記載しておりますので説明は省略をさせていただきます。

いずれにいたしましても教育委員会では、この点検評価の実施を通して、より効果を高めるための取り組みや実施方法等について更に検証を深め、課題の解決を図り、より充実した教育行政の実現を目指して参りたいと考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第8号 平成22年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については報告済といたします。

場内時計で2時40分まで暫時休憩をしたいと思います。

(午後 2時25分)

(午後 2時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程7 認定第1号 平成22年度各会計決算認定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、認定第1号 平成22年度各会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

まず、平成22年度一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで8,181万6,584円の残額となったところであり、主な事業としては熊本県多良木町児童交流事業、南幌温泉バイオマスボイラー設備導入事業、戸籍総合システム導入委託事業、農地・水・環境保全向上対策事業及び保健福祉総合センター外壁等改修工事などを実施したところです。なお、国の地域活性化対策に関わる事業を繰越したため、繰越明許費繰越額1,179万5,000円を差引くと実質収支額は7,002万1,584円となります。

次に、平成22年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで8,889万1,834円の残額となったところです。

次に、平成22年度下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで167万5,661円の残額となったところです。

次に、平成22年度老人保健特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで残額は0円となったところです。

次に、平成22年度農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで30万6,141円の残額となったところです。

次に、平成22年度介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1,393万718円の残額となったところです。

次に、平成22年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、

歳入歳出差引きで74万2,124円の残額となったところです。

以上、平成22年度各会計の決算につきまして、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

監査委員より平成22年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査報告書が提出されておりますが、補足説明があれば賜ります。

監査委員。

監査委員

それでは、私の方から22年度の審査結果報告を申し上げますが、既に各議員には2日の日に議案とともに審査報告書がお手元に届いておりますので、既にはご覧をいただいてそれなりにチェックされている部分もあろうかと思いますが、決算認定の重要性をかんがみまして重複をいたしますが私の方から順次、特異的な所だけ説明をさせていただきますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

まず、1ページ目につきましては只今事務局からお話しがありましたようなことで特別補足は要りませんが、ただ1点、審査の手續の中で隠れている部分と言いましょ、特に毎回と言ってもよろしいのですけれども、特に22年度の決算にあたりましては一般会計から他会計への繰入というようなものがあるわけですが、それらの根拠性を特に重要視して審査をさせていただいております。その分について、補足をさせていただきたいと思っております。

次に、2ページから重複いたしますが一部説明をさせていただきたいと思っております。これは4で審査の内容及び結果ということで(1)財政規模(歳入、歳出)についてというふうに書いてございますが、このページでも数字が羅列されますけれども、ここで申し上げて見ていただきたいことは、予算と決算がどうであったのかということをご覧いただければ結構なわけでございます。そこで、歳入、歳出ともに予算現額ということで補正後の予算額が書いてありますが、この前に既にご承知のとおり当初予算があったわけです。コメントの冒頭にありますように、一般会計の当初予算というのは46億2,100万円ですが、補正等々がありまして予算現額は52億7,200万に修正をされてございます。従って、当初より約6億5,000万円、約3.3%当初予算から見ると増額になっているわけでございます。当然、当初予算と最終的な予算が同じであることが理想でございますが、これは不可能な数字であります。そこで一般会計の22年度の補正を見て参りますと、補正第3号で財政調整基金の積立が8,000万円、それとエネルギー村一炭素おこしが2,880万円の追加、4号では病院事業会計の繰出金が3,000万円、5号では地域活性化対策事業の関係で5,200万円、補正7号では土地開発公社に対する補助金の2,600万円というようなことから、今申し上げましたように補正がされておりますので、当然こういった予期せぬことの補正というのは、これは当然起きてくるわけでございます。そのことで議論をする必要はないのかなと、このように思います。従ってここに書いてありますように、一般会計の補正後の予算額52億7,200万円に対して決算額が52億200万円ですから、収入

率又は歳入率が98.7%、歳出の方は予算現額が同様にありまして、決算額が51億2,000万円で執行率が97.1%と非常に高い率で最終決算がされております。このことは、結果的に補正が議会に提案され議決をされているというように、ご覧いただいて結構かと思えます。以下、国保、下水、老人、農集、介護、後期ということで特別会計が6つございますから、その合計で見ますと予算現額が18億8,600万円、決算額が19億3,500万円で、これは予算額よりも若干多く歳入があったということでございます。その歳入の多かったというのは、国民健康保険、後ほど国保の特別会計の中で詳しく説明したいと思えますが、21年度の繰越金が8,700万円ございました。それが大きく歳入を膨らます数字に相なっております。執行率が97.0%ということで、一般会計及び特別会計を含めて71億5,800万の予算に対して決算額が71億3,700万円、99.7%、ほぼ100%ですね。それから、歳出の方の決算額は69億5,039万1,000円で97.1%ということで、非常に的確に補正がなされ決算がされたというようにご覧いただきたいと思えます。

その次、3ページにいきまして実質収支、只今町長の方から提案説明の中でもありましたが、ここでは全体を書いてございます。一般会計と特別会計に分けてございます。そこで一番左端に区分ということで形式収支と書いてありますが、これは単純に歳入から歳出を引いたものです。一般会計では8,181万7,000円、それでは前年度はどうであるかということと前年度よりも1,000万円程度少なくなっています。そして、今年もこれも町長の説明がありましたように、繰越明許が1,179万5,000円ありましたから、実質的な収支が7,002万2,000円、これは一つの形式と言いましょるか、形の中で出たものでございまして、コメントの中くらいに財政調整基金として1億3,263万8,000円を積立しているの、ここで言っている実質収支の単年度収支は実に1億2,300万円、これだけ残ったと言うのですかね、収支の残があったということですから、素晴らしい数字に22年度はなっております。それから、特別会計については形式収支が1億500万円、繰越等々もございませぬのでストレートに1億500万円が収支残になっていると。そのほとんどが、先ほど申しましたように国民健康保険の8,000何がしというのがその大半を占めているというようにご覧ください。

その次、下段の方に(3)で財政構造の弾力性ということで載せてございますが、要するにどれだけ我が町が余裕を持って財政運営をしているかということで取り上げてございます。これは18年度から取り上げてございますが、当然この財政力指数というのは1に近い方がいいわけですね。1を超えていると交付税をくれないという、例えば東京とか何かそうですね、あそこは1を超えていますから国からの交付税は頂いていないわけです。ですから、1に近いほど財政力はいいですよと、こう言っています。ところが我が町は0.25ということでございますが、

だいたいこの近年はそのような数字で財政の数字を示していると。その次は、経常収支比率ですね。これが、81.7ということで相なってございますけれども、これも財政構造の弾力性の判断する指標なのでございますけれども、だいたい町村では70くらいがいいだろうというように教科書には書いてありますが、なかなかそういう状態になってございません。この指数が高いほど硬直化しているわけです。要するに融通が利かなくなっていると。だから、教科書は70と言っておりますが、その70の、管内のを見ましてもそう70台の財政経常収支比率というのが見てございません。その次は、経常一般財源比率ということで書いてございます。これは逆に、歳入構造の弾力性を見ておりますので100を超えるほど経常一般財源の余裕があるということに相なるわけでございます。これが本町が96.4が22年、これはそれでも若干よくなっています。それから、途中は除きましょう。次は公債費比率です。でございますが、これについては先ほどの指数の出し方とは違いますけれども非常によくなっているというような、先ほど提案説明でありましたようなことの内容がですね、非常によい状態を作り上げていると、このように見てください。

それから(4)で、これも非常に捉え方としては、ただ主観的な言い方でございますけれども、余裕資金、単純に歳計の差引残と基金の残高を対比して見ているわけでございますが、22年度の歳計現金、ほとんど全部が預金ですけれども1億2,700万円、基金の方が12億1,700万円ですから歳計の収支残高は若干8,400万円落ちてございますけれども、基金の方の預金は1億8,600万円程度増えていると、従って差引前年度よりも1億円程度多いというように相なってございます。

次が、こうやって説明していきますと非常に時間がかかるので申し訳ございませんが、中を飛ばしますのでご勘弁いただきたいと思えます。

5ページに一般会計の歳入ということで出ておりますけれども、それから区分行って合計が52億200万円、そのうち中くらいに一般財源小計ということで38億2,000万円と書いてありますが、この一般財源小計、改めて言うと失礼でございますけれども、これは使い方に特定されていない、要するにひも付きでない財源ですね。ですから、町の考え方でどう使おうが構わないというわけです。財源が38億2,000万円、逆に下段の2番目に特定財源小計ということで13億8,100万円、これは逆ですから用途が特定されているというものです。これを見て参りますと、自由になる金は前年度より1億500万円、2.8%、ひも付きが逆に8億500万円、36.8%実はマイナスなのです。そこでこれを見ていただくと、その様がすぐわかるのですが、その特定財源の国庫支出金が2億5,000万円、それから町債が6億4,700万ということで定期償還等々もありますけれども、こういったものを入れておりませんから、要するに起債を起していませんので、従ってこういったものが大幅に少なくなっていると。ですから、歳入構造として

は非常にいい構造に変わりつつあるというように見てください。

それから6ページでございますが、ここでは自主財源と先ほどとやや似たような感じの表現なのですが、これもコメントの一番上に、自らの権限で調達できる自主財源、要するに税金なんかですね、町税とか、自らが集められると言いましょか、使用料だとか手数料だとか、そういったものが自主財源で12億2,900万円。それから依存財源、一番大きいのはご承知のように国庫の補助金とか道の補助金とか、それから町債、要するに起債なんかありますのがそうですよね。お金が足りないですから起債を起こして借金をしてということですから、これは依存財源、これが約40億円。この構成比を見ると自主財源が23.6%で、前年度よりは約2ポイント程度、従って依存財源は逆になるわけでございますから、当然2ポイント依存財源の方が少なくなっていると。これも先ほどの関係と同じように非常にいい傾向でいっているでしょうと。

次が、一番問題視して再度整理をしなければならないのですが、町税の収納状況でございます。ここで、個人町民税が調定額3億3,300万円に対して、実際に徴収できたものですね、これが3億円。それで不納欠損という、当町の場合、合法的な方法以外では不納欠損は出しておりませんが、要するにもう徴収できないから、これが515万9,000円。それから全部、納期がありますから納期が既に終わっていて、要するに未納になっている部分、これが2,772万4,000円。従って収納率は90.1%と、22年ですね。21年が若干良かったのですが90.6%と、こういうことでございます。そうやって見て参りますと、当然と言えば当然でございますが、次の1つ置いて固定資産税、これが調定額が4億2,400万円、実際に入ってくる金が3億8,800万円、不納欠損で処分したもの、これは後ほど出てきますが850万円、それから未納になっている固定資産税、個人町民税とほぼ同額の2,700万円。こういうように、最後トータルの中、町税計と書いてありますけれども調定額9億300万のうち収入として入ってきたものは8億3,300万円。その上、もう欠損処理してしまったもの1,400万円、それから未納で計上されているもの5,500万円。ですから、単純に不納と未納を合わせますと約7,000万円が入っていないわけです、町税関係だけですよ。これも後ほど中で申し上げたいと思います。

その次が、触れております町税の不納欠損の処分ということで、どんな内容で処分されているのかということでございますが、停止3年継続で102万4,000円、単位すみません、これ千円でございます、あと人数ということで。あと即時消滅が414万6,000円の47人。失礼しました、停止3年継続では22年はございません。22年はございませんので、今申し上げたのは21年度でございます。それから時効到達が991万6,000円で174人ということで、合法的に処理されておりますけれども結果としてこういう結果に相なっていると、こうようにご覧ください。

8ページに歳出、今は歳入をやりましたので今度は歳出なのですが、

これも一部だけの紹介に終わりたいと思いますが、まず報酬、給料、職員手当、これは前年比を見てわかるとおり200万円、3,200万円、1,600万円ということで、前年を下回ってございます。それはもう既に皆さん方もご理解と言いましょか、承知の上の推移であると。ところが共済費、要するに法定福利費ですね、一般的表現は。2億5,500万円ということで、前年度よりも2,700万円、12%程度実は増えております。これも分類的には人件費ですから、職員の生活費なりうんぬんになる給料は減っていると、ところが、職員1人当たりの人件費は、こういう法定福利費が上がったことによって町の負担が増えるという、非常にある意味で矛盾したと言いましょか、これが国の財政事情があってどんどん事業主負担と言いましょか、町の負担にしたり個人の負担にするから結果としてこうなっていると、こういうことです。それから、中ほどに工事請負費、それから負担金補助金の関係が減額であります。それから当然、償還金利子についても減ってございます。積立金については、先ほど申し上げたようなことで増えてございますが、ここで構造的なものもちょっと見ていただきたいのですが、やはり特徴的なのは今申し上げました人件費関係、これは特徴的に構造的にも、全体の歳出、歳入ともども数字が減ってございますけれども、こういった関係が固定的に数字として出ますので、構造的にこういったものが上がらざるを得ないということに相なっているというようにご覧ください。

その一部として9ページの下段の方に、性質別歳出の構成比の状況というようなことで書いてございますけれども、やはり22年は人件費で16.2%、扶助費で8.3%ということで扶助費については非常に上昇の形がはっきり表れているというようにご覧ください。

次については、地方債の でございますが、これはもう先ほどからずっと話しが出てきていますように、11ページの方にわたって合計が出ておりますのでご覧いただきたいと思いますが、22年度の残高で起債部分については62億3,900万円。実に前年度と比較しますと、8億1,800万円、12%程度、地方債は、要するに借金でございしますが、減ってございます。かつてない状況が22年から今後も表れてくるというように見ていただいて結構かと思えます。それで、22年度の償還元金は21年度末に対して14.7%と、それから償還利子については1億500万円で12.7%というような数字がこの中でまた出ているわけでございます。中段の方にありますように、元金利子の負担比率、これを一般会計の歳入総額に対して元金と利子のウエートがどうかというように見たわけでございますが、22年は19.9%、20ですね。それから利子が2.0%です。利子については、さほど大きな下がり方はしません元金については、本当に下がっていると、要するに歳入総額に対するこういう負担が落ちているということでもあります。

有価証券並びに債権関係等々については、これも議会でお決めいただいております土地開発公社に対する貸付金1億1,300万円が12ページの中ほどに入っておりますが、このようになっております。

次に起債と同様、非常にいい結果と言いましょうか、状況を生み出しているのが基金であります。重複しますけれども、先ほど言いましたように一番上の財政調整基金、22年度は約1億3,300万円、それから国保の財政調整基金も4,600万円というように22年度は非常に結果としてすばらしい基金を積めるような状況にあったと。従って、13ページが一番上ですが、12億1,700万円、21年度の残高、右端になりますけれども10億3,100万円ですから実に約2億円、先ほど借金で8億減って、基金、貯金では2億円、そうすると両方合わせますと10億円、財務の好転が10億円あるということですね。そのようにご覧いただいて結構だと思います。

それから、債務負担行為、先ほどの将来負担率の下げというのもありましたけれども、これもどんどん償還と言いましょうか、終わってきておりますので、ここに書いてありますように22年度末で見ると10億700万円の残高になって前年度よりも1億800万円減少しているということで、債務負担行為の残高もどんどん減っているということが顕著に今、出始めているというようにご覧いただいて結構かと思ひます。

次、14ページですが土地、建物関係でございましてここで特別、強いて言えば特徴的なのは昨年度ですから、職員住宅を子育て住宅への用途変更ですね、これが普通財産から公共財産へ移ったということをやちょっと触れてございしますが、その関係です。それとその後4行ほどあるのですが、実は我が町の財務規則というがございしますよね。財務の処理はこうこうしなさいという規則があるのですが、その中に「不動産、船舶その他登記又は登記を要する公用財産を取得した時は、遅滞なくその登記又は登録しなければならない」と規定している。そして、土地以外の建物についても事務の実態を考慮し、その整備を検討する必要があるということにしてあるのですが、実はすべての建物の登記をしなければならないことに規則がなっているのです。それで担当ともお話ししたのですが、実態としてその必要性があるのかと、お金がかかりますのでね。従って、その辺の整理をしてそれから今の規則のように全部を登記しなくてもいいのではないかという選択ができるような規則に変えてはどうかというお話を実はさせていただきました。

14ページの下段から特別会計の関係でございまして、国保が最初に出て参りますが、先ほど言いましたように収支はこのようになってございします。特に22年度の収支においても21年度の繰越金、これは実に2,400万円、21年度も大変多かったのですが更に2,400万円が上積みされて22年度には9,700万円の繰越金歳入があったと。従って合計が10億8,000万円。歳出では約6割が、もう当然の話でございしますが、保険給付金ということで重なってございします。保険給付金も22年度は若干下がってしましょうか、そんなような傾向にあります。それから共同事業の拠出金ですね、共同でやっている部分の高額補償なんかですかね、これについては前年度よりも下回っていると。それから、基金の積立金としては、本年度4,657万7,000円の基

金の積立をしていると、これも先ほどちょっと触れた部分でございます。そして、収支の残高が8,800万円ということで、昨年に引き続いて国保会計は非常に収支はいいと言うか、非常に私も詳しいことはわからないのですが前年度、いわゆる給付のからみですね、非常に単年度だけで把握をしづらい部分、国保会計の中でございまして、そんなことを非常に掌握も担当も大変なのですが、決算はこのようなことでそのようになっていますが、要するにここ2年ほどの国保会計の収支は非常に結果としていい結果になっているというようにご覧をいただいでよろしいかと思えます。

次、16ページでございます。16ページは国民健康保険税、保険料、今は保険税になりましたが、それらを含めておりますので一応ここで書いてございます。調定額が3億7,800万円、これは22年度ですね、現年度分と過去から21年度以前から繰り越している分と合わせて3億7,800万円。そのうち収入で入っているのが2億8,700万円、不納欠損したのが1,600万円。合わせて未納になっているのが9,000万円と。従って実際に入っているお金は、保険料、保険税ですね、これが76%、これだけもらえますという調定額に対して76%しか入っていないのです。要するに24%は、不納欠損若しくは未納なのです。このことが、くどいようですが後ほど出て参りますことと十分考えていかなければならない大きな問題であると。なぜ、こういうことの未納が起きるのか。

次、下水道の特別会計であります。ここでは特別申し上げるのでございますが、歳入の方で町債として7,310万円、これは過去の借りたその利息を軽減するために、ちょっと17ページの方の中くらいに入っておりますが、それを借り換えする、要するに足りない分を借り換えさせるというようなことで資本費の平準化債なのです。国ってありがたいのですが。それらが増額になってこのような結果に相なってございます。それから、下水道の使用料の収納状況、調定が9,700万円に対して収入が9,400万円、従って国保と20%ほど違いますが97%くらいが下水道では入っていると。これは長幌上水道企業団の方に徴収と言いましょか、それを委託をしておりますが。それから、下水道の地方債、これあたりが非常に大きな問題として、自立の関係で討議されて下水道料金を上げてございますけれども、22年度末が11億7,700万円、そのうち22年度の返した借金が1億4,700万円、利息が2,800万円。前年度の元金だけで見ますと、それでも7,400万円返しているわけです。下水道というのはご承知のとおり公共事業がやる中で特徴的なものです。最初の投資が何百億かかるのです。それはどこの自治体が経営している下水道でも、最初に要するに投下費用がものすごくかかると。ところが、金がないから起債を起す。それで今、色んな問題が起きているから、さっき言ったように資本費の平準化資金というのを国がまた再度貸してくれると。今年度その交付税で入れますと。こんなことで頂いていると。これは、下水道はくどいようです

が、我が町の問題だけではございません。日本中どこもこういう問題を抱えて今経営をやられている。余計なことですが、配管ですね、40年も50年も経っていますから、この更新期に入っています、どこの町村も。それが大きな下水道事業の問題。ですから、国が相当な力をかけなければ大変な問題が実際に大災害で起きると、こういうことです。

それから18ページの老人保健特別会計については、これもご承知のように20年の4月に老人保健制度が廃止になってございます。これは、長寿医療制度、要するに後期高齢者医療制度ですか、ということで変わってございますので、これはあくまでも財務、この会計の残務処理というだけのものが22年度会計に起きたというようにご覧ください。

次に、農業集落排水の関係が入ってございますけれども、これについては特別申し上げることはなく、若干一般会計の繰入金の内訳としてここに書いてございますが、このような状態で農集については規模的に小さいですから特に大きなお金が動いているわけではございません。これについても、使用料の収納状況、それと地方債の動きということで相なっております。

次、20ページの方にいきまして介護保険でございますが、最初に出ておりますのが歳入、歳出ということで、歳入の合計が4億8,400万円、前年度より635万2,000円の増、それから歳出の方は4億7,000万円、差引きすると約1,300万円の介護保険収支はプラスですということに相なっております。ご承知のとおりこれは連合組織で相なりますので、保険給付の内訳をちょっと21ページの方に書いてありますが、非常に特徴的な部分が一部出ているのです。全部で保険給付が4億3,800万円、実は支払いしてございますが、これは全体、昨年より3.9ポイントほど増加してございます。その増加要因で見ますと居宅サービスですね、これは意外に見たのですが居宅サービスが2億400万円、前年度より2,100万円増えてございます。約11.5%。それから、主な増加サービスのサービス給付ですね、これを見ますと通所介護が約3,000万円、前年度よりも27.4ポイント、それから認知症対応型共同生活介護、これが7,100万円、前年度よりも400万円、6.1%、それと福祉用具貸与の673件、720万円、こういったような保険給付が増えてきていると。国が言っているようにできるだけ在宅介護をさせようというようなことも、こんな形で我が町も表れているのかというように見ればよろしいのかと思いますが、そんな傾向が22年度の収支の中で出てきているということです。だから逆に、医療型施設ですね、こういった関係については減少傾向にあると。例えばみどり苑なんかですね、施設サービス、あれらについては若干ですが減少傾向にあるというのが介護保険の特徴であります。先ほどちょっと私、言いちがいをしましたが、介護については連合でございませぬので、次にあります後期高齢者の関係ですね、これについては連合組織でやっておりますのでほとんどが、次の21ページですね、歳入、医療保険料4,800万円、それに対して歳出の方では広域連合納付金、

こちらで全部やっていますから約7,000万円がこちらの方に今、納付金で差し上げてこちらの方でお支払いをいただいていると、こんな関係に相なります。

それから22ページに至りましては、今私が申し上げたように後期高齢者医療制度は広域連合組織によって運営されているということで、歳出の医療費に対応すべき納付金6,900万円ありましたが、これらについては言いましたように連合の方の負担金というような形で納まっていると、このように納付金になってございます。それから次は、保険料の収納状況、これについては非常にいい形と言いましょか、納入状況で入ってきているということでございます。

それで、一般会計、特別会計、最後の審査結果に基づく指摘・改善事項ということで、1点目は耕地防風林の監視人の報酬の問題であります。これについては当然、我が町の耕地防風林の育成管理については、耕地防風林管理条例それを補完する規則として南幌町耕地防風林管理規則等々がございまして、その中でこういったことをやってもらいますと言いましょか、そういうのが定めてございます。そこで、今回の決算審査として取り上げたのは報酬です。報酬というのは対価ですから、その対価の認定をしないで報酬を払うということは正しい方法ではないということで改善をするようにしてございます。

次に2点目に先ほど来から何回も申し上げて申し訳ございませんが、町民税をはじめ各保険料の収納状況の公表の問題。実は、自治法と条例の中に財政事情説明書の作成及び公表に関する条例というのがあります。自治法の243条第1項に年2回南幌町の財務状況を町民にお伝えしなさいという条例があるのです。それから規則があるのです。自治法があるのです。その内容については、後ほど申し上げる機会が出てくると思いますが、それらと併せて考えても我が町は決算結果を10月ですかね、広報に出していますよね、この広報を改めて私も見させてもらったのですが町民の負担にかかる関係については一切触れていないのです。公表の内容に収入及び支出の概況、要するに歳入、歳出の概況、それから住民負担の状況、その他3番目ですね、財産、公債及び一時借入金の現在高その他というのが義務付けられているのです。そのこともありますし、ここまでこの状態が続くとすれば少なくとも何らかの方法で公表すべきだと、我が町はこういう状況にあるということを私はすべきということで、今回この監査の指摘事項に載せました。議論があるかもしれないかもしれませんが、もう隠している時のものでありません。それに併せて、誰とは言いませんが少なくとも行政の指導の立場にある人が、者が、未納だ何だというような状況は、後は言いませんが、知って知るであろうと、そういう状態で町民に納めてくださいと何とか言えるような状況下にはありません。

以上、一般会計と特別会計の審査結果の報告を終わります。大変長く、くどくなりまして申し訳ございません。

議長 只今上程されました、平成22年度各会計決算認定についての取扱い

についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 只今上程されました、平成22年度各会計決算認定にあたりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置し、本案を付託し休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。只今の佐藤 正一君からのご発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して、本案を付託し休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

只今設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 只今設置されました決算審査特別委員会の委員長には志賀浦 学議員、副委員長には川幡 宗宏議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。只今、佐藤 正一君から提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学君、副委員長には川幡 宗宏君とのご発言であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学君、副委員長には川幡 宗宏君と決定いたしました。

日程8に入る前に、場内時計で3時40分まで休憩をいたします。

(午後 3時30分)

(午後 3時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程8 認定第2号 平成22年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、認定第2号 平成22年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、入院患者並びに外来患者とも前年度に比べ減少したことにより資金不足が懸念され、一般会計繰入金を増額したことに伴い、収益的収支では1,041万1,103円の純利益となったところです。平成22年度病院事業会計の決算につきまして、ご審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 監査委員より平成22年度南幌町病院事業会計決算審査報告書が提

出されておりますが、補足説明があれば賜ります。

久世監査委員。

監査委員

それでは、一般会計、特別会計と同様、病院事業会計の決算審査報告書がお手元にいらっしゃいますので、これも既にご覧を頂いているわけですので、一部重複になりますが補足説明をいたしたいと考えております。

執行的な内容については今、事務局の説明がありましたので省略いたしますが、2ページの審査結果の關係の業務概要から入りたいと思いますが、これも大変今、町長の報告でもありましたが業務概要の入院外来の患者数のことをここでは書いてございます。そこで、ここでは入院患者、22年が1万4,907人、前年度より74名、率にして0.5%、外来患者が1万9,232人、マイナスの1,141人、5.6%、合計で3万4,139人、入院、外来合わせてマイナスの1,215人、率にして3.4%落ちています。病床の利用率については22年が51.1%、21年が51.3%で0.2ほど落ちてございますが、ここでちょっと見たのが病院の改革プランで22年度の病床率をどれくらい見ているかといいますと、55.6%を見ているのです。従って、4.5%程度、改革プランから見たら目標に達していないということに相なるわけでありまして。それと、コメントに書いてありますけれども、外来患者の中には眼科、昨年1,061人を含めておりますので、従っていかに外来患者がここにマイナスに1,061人足せばいいのですから、2,200人ほど減っていると、単純計算でそんなことになるかということになります。病床利用率ですが、18年67.0%、19年55.8%、20年55.4%ということで21年以降は病床の利用率も落ち込んでいるというのが今現在続いているというような状態でありまして。

次に、診療科別患者数の状況ということで、これも3年間書いてございますが、内科が1万6,582人、前年度対比すると3,571人、約18%のマイナス、外科は1万3,398人、前年度より2,543人、23.4%のプラスと。典型的に内科は減りましたと、外科が増えましたというような典型的な科別の診療者数が表れている。これあたりは、原因はある意味はっきりしているのですね。そこは私も自信がなくて表現してございませんが、少なくともはっきりしていると。そこで内科なのですが、こうやって見ていただいて、コメントだけに書いてございますね、失礼しました、17年度以降前年度をクリアしたことは1回もないのです。そんなこともコメントに書いてありますが、原因は何なのかということを実際に突き詰めていかないと、何とはなしでまた来年くるという結果でなからうかと監査ではそのように見させていただきました。

それから収益的収支と資本的収支のここで概要とことと書いてありますが、収益的収支、要するに損益計算書の方の収益部分、病院事業収益が当初予算5億5,386万円、修正を加えて5億4,000万円、決算額が5億3,700万円、当初予算の達成率97.1%。そこで、

特に今回の監査で申し上げたい点がございませう。補正をやっているのですよね。それで先ほど申し上げました一般会計と特別会計は的確な補正をやっているのです。ところが、病院はなぜこういう補正が起きてくるのか。これも原因ははっきりしております。ここで、病院事業収益の予算現額5億4,070万4,000円ということを書いてありますが、全部医業収益なのです。医業収益の補正なのです。入院収益と外来収益とか、その他ちょっと入りますけれども、そこで書いてありますが、あえて申し上げます。1号補正、病院事業収益の(医業収益)、補正で5,155万円、これ6月ですよ、6月の補正ですよ。そうすると4、5とわずか2月しか経っていない。そこで医業収益の補正がマイナス5,100万円してあります。次に、2号補正は12月ですよ、これが逆に今度は920万1,000円加算補正をしているのですよ、医業収益。そうして3月の補正、3月補正は23年3月8日、従ってこれは完全な決算調整ですよ、これ。ここでマイナスの3,100万円を起こしている。もう一度言います。1号補正では医業収益5,100万円マイナス、2号では900万円ほどプラス、3月では3,100万円マイナス、マイナスは1号と3号で8,200万円です、医業収益の落としたのは。それで2号で約1,000万円にならないですけど900万円プラスしています。これを差引きしますと7,300万の単年度です、1年の医業収益を修正している、こんな予算ありますか。これは議会も責任があるのです、議会の議決なしにやらないのだから。そういう実態であります。

次に4ページ、毎回、私独特の言い方かもしれませんが、収支差の推移ということを出してございませう。22年は町長が冒頭に言っておりましたが1,041万1,000円の要するに直接収支の収支差が出した場合は、全体のです。21年が6,400万円のマイナス、20年が8,200万円のマイナス、19年が6,600万円のマイナス。18年はプラスなのです、1,300万円。ということでこの段階ではこのように見てください。22年が1,000万円の黒字になりましたと。

その次、の収益的収支の関係、これについては当然収入の方が、医業収益が22年度3億7,200万円、前年度より1,200万円のプラス、その内容として入院収益が640万円のプラス、ただし外来収益は800万のマイナス、その他収入で1,300万円プラスなのです。この1,300万円のプラスでありますけれども、要するに交付税絡みであります。それから、一般会計、医業外収益、一般会計から1億6,000万円、前年度が1億2,100万円ですから約4,000万近く3,800万円、3,900万円一般会計から病院会計に繰入れた分が多くなってございませう。これは、ちょっとここには書いてありませんが、一部会計の科目的に出て参りますけれども、一般会計負担金ということで22年264万円前年よりも220万円少ないわけです。これは企業債の利息になります。それから、一般会計の繰入ということで普通交付税、従来部分ですがこれは今年6,200万円、昨年が4,000万円で2,100万円のプラス。同じく特別交付税の不採算地域というこ

とでくるのです、これが6,560万円同額でございます。それから、特別交付税で改革プラン分ということで50万円ですが、これも21年と同じです。合計しまして、この部分だけでは1億3,004万6,000円で前年度よりも約2,200万円プラスです。そこで、更に3,000万円足さなければなりませんから、一般会計から3,000万円、これは病院事業の運営負担と言いましょか、赤字補てんであります。3,000万円を繰入れて1億6,000万円、合計5億3,700万円、前年度よりも約5,000万円近くプラス。その大半は赤字補てん分の3,000万円ということに相なります。次に医業費用、給与から材料費、経費、やはりこれも冒頭に触れておりませんでしたけれども、やはり院長をはじめとする院内での色んな改革プラン、的確に実行しております。行ってはっきりそのことは伺いできました。そんなようなことで、給与費のうんぬんについては若干医者の絡みがありますのでストレートに見るべきでないかもしれませんが、全体的にコストの引き下げについては大変な努力をしていることは監査を通して伺えました。以上がコメントに書いてある数字内容になるわけですが、一番下段にここに収支差1,041万1,000円と書いてあります。これは、今申し上げましたように、一般会計からの1億6,000万円のうちの3,000万円は赤字補てんですから、これを除くと約2,000万円の赤字なのです。22年度の単年収支差は2,000万円の赤字というのが数字的に出て参ります。

次に眼科の収支ということで書いてありますが、眼科につきましては既にご承知のように21年、去年おとしに開設しました。従って21年は9カ月の計算でありましたが、22年は通年診療になりますのでまるまる1年を前年と対比できると。それで、22年の診療収益は、眼科ですね、これが438万3,000円、うち人件費が636万4,000円、薬品、材料費、ほとんど人件費ですね。従って眼科収益よりもコストの方が200万円多くかかるわけです。ですからマイナスと、こういうふうになるわけでございます。23年は更に改革と言いますか、診療日の減少的なことがありますから、定期監査でまた見ますけれども、こんな形にはならないだろうと思えます。

そこで、これまでは全体の収支を申し上げて参りましたが、病院そのものの本来の業務と言いますか、地方自治体病院ですから先ほど言いましたように交付税で入ってくるとか何とかというのは、一応本業の収入と捉えて全く同じような捉え方で考えると、それでいきますと22年が約1億5,000万円のマイナス、21年が1億8,000万円のマイナス、20年が1億6,000万円のマイナス、19年が1億4,000万円のマイナスということで、今年減ったのですよね、22年は。本来の、そのことはさっきも言いましたように交付税絡みの入った分が多いからです。従って、前年増減で赤字減少、要するに黒字という表現になるのですけれども、赤字が減少したのが3,500万円でこの4年間では22年だけなのです。前年度に赤字を減少させるような利益が出た

と。

それから は資本的収支、これもご承知のとおり22年の場合は一部、業務用冷蔵庫等の固定資産を取得した分、無散瞳眼底カメラの400万円というようなことの買うお金として調達としては繰入金、これは一般会計の繰入金ですが、そういったものを頂いて今申し上げました固定資産の取得の部分と、それから22年度の償還の元金分を収支して約2,600万円なおかつ資本収支が足りないのですが、これは毎年のございますけれども、これまでの利息金から充てるといようなことになるわけですから、ただ言えることはやはりこういった不足金がかかるということは金繰りを悪くすることですから、確保できても結果的になんらかの形で借金をするというに、病院収入が上がりなればさういうことにもなるということですから、注目をして見てください。

3番目は貸借対照表ということで財産の関係を示してございます、中ほどまでは資産の合計11億1,200万円、前年度よりも1.2%、1,200万円の増、それから負債がきまして資本、剰余金ということで、今現在の自己資本と借入資本、起債ですね、合わせて12億700万円、それに対して借金の剰余金の方はマイナスになりまして欠損金が7億1,100万円、資本剰余金が5億ありますから差引き1億6,800万円ということで、かなりの欠損金が出てきていると。ただし、これは今年の場合、一応形の上では黒字ですから前年度よりも1,041万1,000円減っているというようにご覧いただきたいと思ひます。次に8ページにいきまして、今申し上げたようなことがこのコメントの中では書いてございます。

それから の有形固定資産の状況については、これも触れましたようなことの医療機器の固定資産の異動ということで2,800万円増加していますし、2,600万円減少しているのは今までの備品、要するに更新しましたから現在使っていた分を除去、要するに落とした、それが2,600万円あると。

次に9ページですが、企業債の関係についてはどんどん減る方向で進んでおりますし、借換債、要するに金利負担の減少を図るために入れてい部分のございます。これについては、未償還のうちの借換債が約7割近い2億100万円あると、ですからほとんどもうコストの低いと言ひましようか、そういった関係の部分しかないというふうにご覧いただきたいと思ひます。

それから企業債の償還推移ということで、各年度ごとに入ってございますけれども、18年が約6,700万円で、22年よりも若干少なくございますけれども、19年から見てください、19年が2億5,000万円、20年が1億8,100万円、21年が9,700万円ということと、これからどんどん単年度の償還元金が減っているということも、これから顕著に表れてくるということとございます。

決算審査の指摘、改善事項というようなことで、1つは職員の雇用保険料を間違って事業のその他医業外収益で受けておりました。これは本

来、仮勘定で処理して納めるものでございますので、そのように修正をしてくださいと。22年度既に決算が終わっていますので、手続も、従って今年度23年度の特別損失の過年度損益修正損で出して修正を起こしてくださいと、このようにしてございます。

それから(2)残高確認の問題なのですが、これまで私も何回も病院の決算審査をやってきておりますが、今回初めてお願いですね、というように出していますが、やはり公営企業でございますから、未収金、未払金の残高というのは対外部の問題ですので、この残高証明をもらおうと。例えば、決算時の未払金残高2,300万円ありました。何社かあるのですが、その50社あれば50社の残高確認を取るということです。それと併せて、未収金もそうです。これについても残高確認を取って、そして決算を処理するというのを今回お願いをいたしました。

それから3点目、一般質問等にもありました病院評価委員会の未設置の問題ですが、声を出して言う元気もございません。監査委員の一人としてこれが執行方針に出た時には、非常に期待をいたしました。従って昨年の定期監査でもなぜできないのだということを問いたわけですが、はっきりとしたご意見を聞けずに、早期に設置してくださいということで監査を終わったわけでございますが、決算審査の段階でも未設置ということでありまして。少なくとも、町の執行方針が議会の議決をもらって、5月ですか6月ですか広報なんぼろに公表したわけです。あれは、私はもう地方版のマニフェストですよ、町と町民と約束した事項です。それが、年度中にできなかったことについては誠に残念であります。以上です。

議長 只今上程されました平成22年度南幌町病院事業会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 只今上程されました平成22年度南幌町病院事業会計決算認定にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮りを願います。

議長 お諮りいたします。只今の佐藤 正一君のご発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するというご意見であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

日程9 議案第44号及び日程10 議案第45号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

日程9 議案第44号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第4号)

日程10 議案第45号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

以上2議案を一括して議題といたします。

局 議 町
長 長 長

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第44号から議案第45号までの2議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第44号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳出では、財政調整基金積立金の追加、地域公共交通活性化協議会交付金の追加、環境保全型農業支援対策事業の追加、小学校閉校事業補助金の追加。歳入では、普通交付税確定に伴う減額並びに平成22年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。

次に、議案第45号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、農業集落排水施設機能強化実施設計に伴う委託料の追加並びに一般会計からの繰入金の追加が主な理由です。

議案第44号につきましては副町長が、議案第45号につきましては都市整備課参事がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは始めに議案第44号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。

始めに歳出から説明を申し上げます。16ページをご覧いただきたいと思っております。2款総務費1項1目一般管理費、補正額21万円の追加でございます。8節報償費で町政功労表彰用盾21万円の追加でございます。当初5名分を計上しておりましたが、対象者の増が見込まれることから更に5名分を追加するものでございます。

3目財産管理費、補正額2,924万4,000円の追加でございます。25節積立金で財政調整基金積立金2,924万4,000円の追加でございます。今回の補正で余裕が出た財源を積立てるものでございます。

4目企画振興費、補正額136万9,000円の追加でございます。これにつきましては、デマンドバスの実証運行に伴う経費を補正するものでございます。なお、運行期間につきましては11月、12月の2カ月間、週3回、1日4便を予定をしております。19節負担金補助及び交付金で町内巡回バス負担金26万6,000円の減額でございます。2カ月分を減額するものでございます。南幌町地域公共交通活性化協議会交付金163万5,000円の追加でございます。デマンドバスの運行経費並びにコンサル料を追加するものでございます。

7目防災諸費、補正額107万7,000円の追加でございます。11節需用費で消耗品費107万7,132円の追加でございます。本年、東日本大震災において支援物資として提供した防災備品を今回、補充するものでございます。

次ページに参ります。3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額5

5万4,000円の追加でございます。13節委託料で障がい者福祉システム改修39万9,000円の追加でございます。障がい者自立支援法の改正に伴うシステム改修を行うものでございます。23節償還金利子及び割引料、過年度返還金15万4,109円の追加でございます。平成22年度自立支援給付費の精算に伴う返還金でございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額409万5,000円の減額でございます。11節需用費で消耗品費5万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金とせず、持続的農業農村づくり促進特別対策事業の3地区につきましては、事業の名称が下段で説明いたしますが、食料供給基盤強化特別対策事業に変更になったためそれぞれ3地区分減額をするものでございます。キャベツキムチ町民還元事業10万円の追加でございます。当初、年2回で1,500個分を計上しておりましたが、8月に実施した分で1,373個の販売があったことから1,000個分を追加し、2回目を10月に実施するものでございます。食料供給基盤強化特別対策事業につきましては、先ほど説明した名称変更によるもので、青葉地区、南幌地区、晩翠地区につきましては事業費の変更も含め追加するものでございます。また、清幌地区につきましては新規採択によるもので追加するものでございます。環境保全型農業直接支援対策事業補助金337万1,600円の追加でございます。新規事業でございます。減農薬又は有機農業に取り組む農業者に対し、10アール当たり8,000円が補助されるものでございます。なお、2分の1の4,000円につきましては、直接国から農業者へ交付され、残りの2分の1を道から半額の補助を受け補助するものでございます。なお、町内1法人と10戸の農業者が対象となっております。23節償還金利子及び割引料、過年度返還金347円の追加でございます。平成22年度事業費の精算によるものでございます。

次ページに参ります。3目農地費、補正額827万円の追加でございます。1節報酬から13節委託料につきましては、道営経営体育成事業換地業務における晩翠地区の面積の確定と、清幌地区が今回追加になったことにより精査を行うものでございます。19節負担金補助及び交付金、負担金として農業農村整備事業推進本部544万9,800円の追加でございます。これにつきましても、同じく換地業務の委託分を追加するものでございます。空知地区農地集団化協議会2万6,000円の追加でございます。換地業務の団体負担金でございます。南7線排水路改修50万円の追加でございます。南7線西8号、9号間の約18メートルにわたり補修を行うものでございます。実施につきましては、推進本部で実施を行う予定となっております。28節繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金34万2,000円の追加でございます。これにつきましては、後ほど特別会計でご説明を申し上げます。

4目機場施設管理費、補正額が612万2,000円の追加でございます。11節需用費で修繕料612万1,500円の追加でございます。

明年度予定をしておりました夕張太排水機場の主ポンプ用エンジンの分解整備につきまして、前倒しで本年度補助採択となったことから実施をするものでございます。

21ページをご覧いただきたいと思います。7款土木費4項1目住宅管理費、補正額70万円の追加でございます。11節需用費で修繕料70万円の追加でございます。公営住宅給油ボイラー3戸分の修繕と併せまして退去時の修繕費の増によります追加を行うものでございます。

次ページに参ります。8款消防費1項1目消防費、補正額186万4,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金といたしまして南空知消防組合南幌消防団費186万4,000円の追加でございます。内容につきましては、消防費の明細で説明を行います。

26ページをご覧いただきたいと思います。消防費、南幌消防団費、補正額が186万4,000円の追加でございます。4節共済費で公務災害補償等組合負担金186万4,000円の追加でございます。この度の東日本大震災による消防団員殉職者に対する負担金を追加するもので、これにつきましては本年度限りとなります。なお、追加分の経費につきましては、特別交付税で処置されることとなっております。

23ページをご覧いただきたいと思います。9款教育費1項1目教育委員会費、補正額75万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で小学校閉校準備事業補助金75万円の追加でございます。1校当たり25万円を補助するものでございます。2項1目学校管理費、補正額155万9,000円の追加でございます。需用費で修繕料155万9,250円の追加でございます。みどり野小学校の校内テレビ放送で使用しておりますヘッドエンド装置が故障したため修理を行うものでございます。

次に歳入の説明を行います。9ページをご覧いただきたいと思います。10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額425万4,000円の減額でございます。1節地方交付税で普通交付税425万4,000円の減額でございます。普通交付税の確定によるものでございます。なお、普通交付税の総額につきましては、23億4,574万6,000円となったところでございます。

次ページに参ります。15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額が2,664万6,000円の追加でございます。1節農業費道補助金で夕張太地区基幹水利施設管理事業補助金367万2,600円の追加でございます。主ポンプ用エンジン整備経費の6割が補助されるものでございます。環境保全型農業直接支援対策推進事業補助金173万3,800円の追加でございます。これにつきましては、歳出で説明しましたけれども事業費の2分の1が補助されるものでございます。食料供給基盤強化特別対策事業補助金2,124万円の追加でございます。歳出でも説明いたしましたが、事業名称の変更により従来は諸収入の方で計上しておりましたが、今回から道補助金となったことから4地区分を追加するものでございます。なお、補助率につきましては2分の1と

なっております。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額17万円の追加でございます。1節一般寄附金として17万円の追加でございます。7月15日に南幌ハイヤーさんより7万円の寄附、更に7月20日に昨年転出をされました中村義春さんよりふるさと納税として10万円の寄附を頂いたものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額104万8,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で104万8,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額5,002万1,000円の追加でございます。1節繰越金で平成22年度繰越金5,002万1,584円の追加でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入4項1目土地改良事業調査受託事業収入、補正額743万9,000円の追加でございます。1節土地改良事業調査受託事業収入、晩翠地区道営経営体育成基盤整備事業換地業務受託事業収入34万6,050円の追加でございます。これにつきましては、面積の確定により減額を行うものでございます。清幌地区道営経営体育成基盤整備事業換地業務受託事業収入778万5,250円の追加でございます。新規採択によるものでございます。

5項2目農林水産業収入、補正額が2,505万円の減額でございます。1節農林水産業収入、持続的農業農村づくり促進特別対策事業推進交付金2,505万円の減額でございます。先ほど道支出金で説明いたしましたけれども、事業の名称の変更と併せまして推進交付金から道補助金と移行になったことから減額をするものでございます。

21款町債1項1目農林水産業債、補正額が630万円の減額でございます。1節土地総合整備事業債、青葉地区以下3地区につきましては、事業名称と事業費の変更により精査をするもので、清幌地区につきましては新規採択により追加をするものでございます。

以上、歳入、歳出それぞれ4,762万4,000円を追加し、補正後の総額を45億9,376万6,000円とするものでございます。

次に第2表、地方債の補正の説明を行います。5ページをご覧くださいと思います。第2表、地方債補正、追加でございます。先ほど説明いたしました但青葉地区以下3地区は事業名称と事業費の変更に伴い追加を行い、更に清幌地区は新規採択により追加するものでございます。次ページでは、従来の事業名による3地区分を廃止することで記載をさせていただいております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりで従来と変更はございません。

以上で議案第44号の説明を終わります。

議 長

会議時間の延長についてお諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定により、会議時間を4時30分までと定めておりますが、本日の会議は日程の都合により、本日予定しております

す審議が終了するまで、会議規則第9条第2項の規定を適用し、会議時間を延長したいと思いますがお異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本日予定しております議案審議が終了するまで会議延長をいたします。

都市整備課参事。

都市整備課参事

続きまして、議案第45号の説明を申し上げます。議案第45号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。最後のページ、10ページをお開きください。1款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1目管理費、この目では、歳入で説明いたします平成22年度からの繰越金の計上によりまして財源内訳を一般会計繰入金から特定財源に変更しようとするものでございます。

2目建設費、補正額129万2,000円の追加でございます。13節委託料129万2,000円の追加でございます。平成5年に竣工し供用を始めた夕張太浄化センター施設の一部につきまして、経年劣化によりまして改修の必要が生じたことから、平成24年度の改修工事に先立ちまして実施設計の委託を国の交付金対象事業といたしまして行うために129万2,000円の費用を追加するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額34万2,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金34万2,000円の追加でございます。この節では、平成22年度からの繰越金を計上することにより管理費不足分を30万4,500円減額することとし、歳出予算で計上いたしました浄化センター機能強化実施設計委託料委託費に対し、町の持ち出し分2分の1を計上することにより、建設費不足分といたしまして64万6,500円を追加するものでございます。

続きまして8ページをお開きください。4款繰越金1項1目繰越金、補正額30万5,000円の追加でございます。1節繰越金30万5,000円の追加でございます。この節では、平成22年度からの繰越金30万5,141円を追加するものでございます。

次ページをご覧ください。6款道支出金1項道補助金1目農業集落排水事業費道補助金、補正額64万5,000円の追加でございます。1節建設費道補助金64万5,000円の追加でございます。この節では、歳出予算で計上いたしました浄化センター機能強化実施設計委託料に対し、国から支出されます交付金を道を経由して交付されることから、道補助金として事業費の2分の1を追加するものでございます。

以上、歳入、歳出それぞれ129万2,000円を追加し、歳入歳出総額1,382万4,000円とするものでございます。

以上で議案第45号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会

計補正予算（第1号）について説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

始めに議案第44号 平成23年度南幌町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

23ページの9款の教育費のところですか。小学校閉校準備事業補助金75万円の追加で、先ほどの説明によりますと1校25万円の補助ということでした。この小学校の閉校に伴って開校するのですけれども、その現在の進捗状況というのは総務常任委員会とかでも今、お願いしているところなのですけれども、町民もどんなふうになっているのかということをごく知りたいと思うのです。それで、どのような手立てで町民に知らせていくのか、そこの考えをちょっと伺いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習課長

今回、各小学校3校で閉校準備はそれぞれ進めております。その部分の補助金ということで各校25万円の計上をさせていただいております。その中で今、統合準備に関わる進捗状況についてのお尋ねでございますが、既に第1弾目としては学校名あるいは校歌、校章、校旗、そういうものについては前段で統合準備委員会の方から答申を頂きまして、教育委員会の方として決定をし、更に条例改正ということで来年4月1日からみどり野小学校の位置で南幌小学校という形の中で、新たに学校を開設するというごことばでございます。その細部につきましては、統合準備委員会の中でそれぞれ6部会に分けて細部を検討をし、今、協議中でございます。全体会議につきましては3回、部会6部会についてはそれぞれ多いところでは多分6回くらいの部会を開いた形の中で、なんとか10月中くらいをめでに新しい学校に向けての教育課程も含めたそういうものを提示できるような形の中で、今、準備を進めているところでございます。更に7月末には今までの進捗状況、更に保護者の方からの色んな要望もあつたらという形の中で、みどり野小学校を会場に保護者の方に学校を見ていただくことも含めてご案内をしたところですが、残念ながら保護者の方についてはあまり出席をいただかなかつたというのが現状でございます。いずれにいたしましても、来年の4月開校ということがもう決まっておりますので、4月開校がスムーズに行くような形の中で、それぞれ準備委員会、更にはその中の6部会の中で、鋭意準備を進めているのが現状でございます。以上です。

議長

他にありませんか。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に議案第45号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、議案第45号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第44号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第45号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程11 議案第46号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
町長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第46号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では財政調整基金積立金の追加、歳入では平成22年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは議案第46号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)の説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。10ページをご覧ください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額61万円の追加でございます。7節賃金で臨時事務賃金60万9,120円の追加でございます。本年、導入いたしました福祉システムの受給者データ入力並びに保健事業として新たに実施した人間ドックのデータ管理、そして一般会計の事業として8月から開始いたしました児童生徒等医療費助成が地方単独事業として国保会計に与える影響を調べ、年度末の調整交付金申請に向けての資料を作成するため事務賃金を追加するものでございます。

次ページに参ります。3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金、補正額17万5,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として後期高齢者支援金17万4,806円の追

加でございます。本年度の負担金の確定により追加するものでございます。

次ページに参ります。4款前期高齢者納付金等1項1目前期高齢者納付金等、補正額7,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で前期高齢者納付金7,133円の追加でございます。本年度納付金の確定により追加をするものでございます。

次ページに参ります。9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額2,308万7,000円の追加でございます。25節積立金で財政調整基金積立金2,308万7,000円の追加でございます。平成22年決算に伴い繰越金が発生したため歳入の財源調整後、余剰金を不測の事態に備えるため基金に積み立てるものでございます。

次ページに参ります。11款諸支出金1項3目償還金、補正額516万1,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金516万148円の追加でございます。平成22年度決算に伴い特定健診補助金、それから出産育児一時金補助金、それと退職療養給付費交付金、これらが確定し返還金が発生したため追加するものでございます。なお、国庫負担金分につきましては東北大震災の影響で国からの通知が遅れているため12月において補正する予定をしております。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,052万1,000円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で一般被保険者医療給付費分677万円の減額でございます。2節後期高齢者支援金分現年課税分で一般被保険者後期高齢者支援金分347万3,000円の減額でございます。3節介護給付費分現年課税分で一般被保険者介護給付費分27万8,000円の減額でございます。5月臨時会におきまして条例改正を行い、税率等を引き下げたため一般被保険者分の保険税を減額するものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額192万7,000円の追加でございます。1節医療給付費分現年課税分で退職被保険者等医療給付費分165万3,000円の追加でございます。2節後期高齢者支援金分現年課税分で退職被保険者等後期高齢者支援金分で21万円の追加でございます。3節介護給付費分現年課税分で退職被保険者等介護給付費分64,000円の追加でございます。一般と同様、条例改正により税率等を引き下げいたしましたけれども、退職被保険者数が当初から増加したため予算としては増額となり追加するものでございます。

次ページに参ります。10款繰入金2項1目財政調整基金繰入金、補正額4,125万7,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で4,125万7,000円の減額でございます。平成22年決算により繰越金が発生したため、平成23年度当初予定していた基金繰入金を減額するものでございます。これにより補正後の基金総額は約1億1,637万2,000円となります。

次ページに参ります。11款繰越金1項1目繰越金、補正額7,889万1,000円の追加でございます。1節繰越金で平成22年度繰越金7,889万1,834円の追加でございます。平成22年決算に伴い追加するものでございます。

以上、歳入、歳出それぞれ2,904万円を追加し、歳入、歳出それぞれ10億2,490万円とするものです。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

只今の説明の中で、財政調整基金繰越金がかなりの額が出ています。こういうのは、私、前に質問したのですけれども、やはり町民に国民健康保険税が高いということで、やはりこういうものを使って引き下げる努力というのは常にしていかないとだめだと思っておりますが、その辺でのちょっと考えを伺いたいと思います。

議長

住民課長。

住民課長

前にも議員から指摘がありましたけれども、この基金の積立額については国の指導の中で、保険給付費の3カ年の平均、その25%という積立というそういう指導があります。本町でいけば保険給付費は年間約6億となれば25%であれば1億5,000万円というある程度の数字が出て参ります。それで、5月の臨時会でもその辺の基金の活用ということで繰越金も発生する見込みであったということで、税率を改正して引き下げさせていただきました。今後においても、これから医療費分は下がる傾向にあるとしても後期高齢者の支援金分、それからこれから第5期を迎える介護保険、これらの方の今度納付金等が伸びる可能性もございます。国民健康保険税は医療費だけではなく後期支援金分、それから介護納付金分という3段階で保険税を設定してございますので、そういった将来的な伸びも考慮した中で、基金につきましてはほしい現在1億1,000万円でございますので、これらがもし来年度以降になれば当然そういった医療費の伸び、下がり、それから支援金の伸び、介護納付金の伸び、それらを加味した中で基金も活用しながら検討して参りたいというふうに考えてございます。

議長

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

(再質問)

前回は説明頂いて、今も説明を頂きましたが、先ほども不測の事態に備えるためということで追加になっているのですけれども、では、不測の事態と言って国の示しているパーセンテージ、それを上回った場合はやはり細かく分けて改正していくというか、そういう努力が求められると思うのですけれども、その辺では今の説明のほかにもしあれば伺いたいと思います。

住民課長

(再答弁)

不測の事態と申しますのは、例えば医療費で高額が出た場合、昨年度実績でいけば1人で半年で1,000万円というケースもあります。そういった重症化する医療費に対応する部分、それから極端に、例えば今回先ほどの補正の中でも国庫の負担金の結果がまだ通知が来ていないとお話ししました。今回の大震災でかなり東北関係の医療保険税の免除

ですとか、医療負担、一部負担の免除、いろいろ出ています。そういった要素で、これからどういう形でその医療の部分が変わっていくかと、国庫負担が当然見直しが今度されるケースもございますので、そういった国の減収、保険負担金、国庫補助金の減収もある程度想定した中で基金の活用もそれも含めて検討して参りたいということでございます。以上です。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第46号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程12 議案第47号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)について議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
局長
町長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第47号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、小児科医師の交代に伴う給与費の整理及び事務職増員に伴う給与費の追加が主な理由であります。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第47号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

始めに収益的収入から説明申し上げます。1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益64万4,000円の減額でございます。入院収益では、小児科常勤医師不在期間の3カ月分の入院患者数を29人減で見込み減額するものでございます。

2目外来収益183万円の減額でございます。外来収益では、同様に3カ月分の外来患者数を400人減で見込み減額するものでございます。

次ページに参ります。続いて支出でございます。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費417万7,000円の追加でございます。1節給料137万9,000円の追加、2節職員手当等33万4,000円

の追加、5節法定福利費64万6,000円の追加、次ページ6節退職手当組合負担金36万7,000円の追加でございます。それぞれ小児科常勤医師不在期間3カ月分の減額と事務職員1名増員によるものでございます。6ページの3節賃金では、小児科医師不在期間中の札幌医大小児科からの医師派遣に係る賃金、町立病院医師の当直負担軽減のため、札幌医大からの当直医師派遣に係る賃金の追加でございます。

次ページに参ります。3目経費210万8,000円の追加でございます。5節消耗品費では、40万4,000円の追加でございます。来院者がいつも清潔なスリッパを使用できるように洗浄消毒するためスリッパ大人用、子供用合わせまして600足購入するものでございます。16節手数料では、14万4,000円の追加でございます。スリッパの洗浄代でございます。18節委託料では、156万円の追加でございます。小児科医師不在期間中、週1日の前任の医師派遣に係る委託料でございます。以上で議案第47号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 菅原文子君。

菅原議員

今、ご説明いただきました支出に関しましては私も理解するところですが、すけれども、一番最初の1ページのところの入院患者、外来患者に關しまして今まだ始まったばかりで小児科の先生もおいでいただいたということで、これから挽回するチャンスもあろうかと思うのですが、今の段階でこの補正をしてマイナスというのはちょっと意気込みが感じられないところだと私は思います。今日の同僚議員の一般質問にもありましたように病院改革ということで、これから頑張りたいというみんなの願いもある中で、このような人数のマイナスというのはちょっと意気込みが感じられないのかと思うのですが、そのところをご説明いただきたいと思いますが。

病院事務長

只今の入院、外来の患者数の補正の関係でございますけれども、今後の意気込みと言いますかそういう点もあろうかと思っておりますけれども、実際3カ月、年度で言いますと4分の1が確実にその期間、影響が出てるわけですので病院の予算としてはその分の収入は減額をせざるを得ないと思っております。また、今後についても現時点でまだ赤字となっておりますので、それを解消すべく努力していく所存でございます。以上です。

菅原議員

ありがとうございます。やはり医師がいなくて減額というのは致し方ないと誰もが思うところでございます。今後、1人でも増やすようにご努力いただきたいと思っております。ありがとうございます。

(再質問)

議長

他にありませんか。

(なしの声)

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第47号 平成23年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程13 議案第48号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第48号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましても、歳出では国庫支出金等精算金の追加、歳入では平成22年度繰越金確定に伴う追加が主な理由であります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは議案第48号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。9ページをご覧ください。2款保険給付費4項2目高額介護予防サービス費、補正額2万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で負担金として高額介護予防サービス費2万円の追加でございます。これは1カ月の1割自己負担額が所得区分に応じた以上、上限額を超えた場合に支給するものでございまして、本年2名の方が予定されているため追加をするものでございます。

次ページに参ります。10ページ、6款諸支出金1項2目償還金、補正額672万3,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金672万2,107円の追加でございます。平成22年度の事業確定に伴い国、道、それと支払基金から交付されました負担金等について精算を行い、結果償還金が発生したため追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額518万7,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で介護給付費等準備基金繰入金518万7,000円の減額でございます。平成22年度決算に伴い繰越金が発生したため平成23年度当初予定していた基金繰入金を減額するものでございます。これにより補正後の基金総額は、約2,642万6,000円となります。

次ページに参ります。7款繰越金1項1目繰越金、補正額1,193万円の追加でございます。1節繰越金で平成22年度繰越金1,193万718円の追加でございます。平成22年度決算に伴い追加をするものでございます。

以上、歳入、歳出それぞれ674万3,000円を追加し、歳入、歳

議 長

出それぞれ4億8,106万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第48号 平成23年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日予定しておりましたすべての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 5時10分)

- 議長 おはようございます。 (午前9時30分)
去る9月12日より決算審査特別委員会のため休会となっております。平成23年第3回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程14 議案第49号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
局長をして朗読いたさせます。
- 局長 (朗読する。)
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町議 只今上程を頂きました、議案第49号 町税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い本条例の一部改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 税務課長 内容の説明を求めます。税務課長。
それでは、議案第49号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。
今回の改正は地方税法等の一部改正で、主な理由は寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ及び控除対象寄附金の拡大と個人住民税等の不申告に係る罰則の見直しの改正であります。これら地方税法等の一部改正に基づき町税条例の関係する部分を改正するものでございます。
それでは、別途配布しました議案第49号資料1の町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明いたします。左側が改正後の新条例で、右側が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。
最初に第1条町税条例の一部改正の条例本則の改正についてご説明いたします。第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料については、罰則の見直しにより3万円の過料を10万円に引き上げるものでございます。
第34条の7、寄附金税額控除の第1項は控除額の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げることと、地方税法第314条の7を引用するため控除対象寄附金等の条文整理並びに税額控除寄附金の拡大により町条例において指定した特定非営利活動法人、NPO法人への寄附金が控除対象となるため条文を追加するものでございます。町条例で指定するには、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人、NPO法人の法人名及び主たる事務所の所在地を指定することとなります。また、別途配布しております議案第49号資料の2の個人住民税の控除対象寄附金の拡大で対象寄附金についてご説明いたします。左側の数字3から7の部分が平成20年度の改正で拡大された寄附金

でございます。今回の改正で拡大となる部分は、その下の の 国税庁長官が認定したNPO法人以外のNPO法人のうち都道府県、市区町村が条例で指定したものが今回の控除対象寄附金となるものでございます。なお、条例指定された特定非営利活動法人、NPO法人に寄附された個人は、寄附した金額から2,000円を差し引いて町民税所得割税率6%を掛けた額が控除額となります。また、道条例でも指定されていれば道民税所得割税率4%と合わせて10%の控除となります。

それでは、資料1新旧対照表の3ページにお戻りください。第2項、特例控除額の算出方法は、地方税法を適用するため条文を整理するものでございます。

次に5ページになります。第36条の2、町民税の申告、第34条の7、寄附金税額控除の改正に伴う条文の一部追加及びNPO法人への寄附金が所得税の控除対象外となるため、町への寄附金申告書提出規定の条項追加並びに条項追加に伴う条項の繰り下げのものです。

6ページに参ります。第36条の3につきましては、文言の整理でございます。

第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料は、文言の整理及び第36条の2、町民税の申告での条項追加に伴う条項繰り下げ及び罰則の見直しにより過料を3万円から10万円に引き上げるものでございます。

第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料は、罰則の見直しにより過料を3万円から10万円に引き上げるものでございます。

第61条、固定資産税の課税標準は、地方税法第349条の3において条文の追加に伴い条項を繰り下げのものです。

第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料と、第75条、固定資産税に係る不申告に関する過料と、8ページの第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料は罰則の見直しにより3万円から10万円に引き上げるものでございます。

第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料は、罰則の見直しにより条文の追加でございます。

第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料は、罰則の見直しにより3万円から10万円に引き上げるものでございます。

第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料は、罰則の見直しにより条文の追加でございます。

第139条の3、特別土地保有税の減免は、前条139条の2の条文追加に伴い、条の繰り下げでございます。

第149条、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する過料は、罰則の見直しにより罰金を3万円から10万円に引き上げるものでございます。

次に制定附則についてご説明いたします。第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例については、特例控除額の算出方法を地方

税法附則第5条の5第2項を適用するため条文を整理するものでございます。

10ページに参ります。第8条、肉用牛の売却により事業所得に係る町民税の課税の特例、免税対象飼育牛の売却頭数が年間の2,000頭から1,500頭に引き下げし、上限1,500頭を超える部分の所得については免税対象から除外と、見直しに伴う条文の整理及び適用期限を「平成24年」までを「平成27年」までに延長するものでございます。

12ページに参ります。第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正でサービス付き高齢者向け住宅の登録制度創設に伴い該当条項の改正と、地方税法施行規則の改正により条文の項を繰り上げるものでございます。

第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例から17ページの第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正に伴い各関係条文を整理するものでございます。

19ページに参ります。別表第1、第34条の7第1項第1号関係については、控除対象の寄附金区分等の条号の改正に伴い整理するものでございます。

次に20ページに参ります。別表第2、第34条の7第1項第2号関係については、特定非営利活動法人、NPO法人への寄附金が控除対象となるため法人名、その主たる事務所の所在地を条例指定する欄を設けるものでございます。

21ページに参ります。第2条、町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第20号）の一部改正についてご説明いたします。平成21年4月1日に公布された町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。改正附則、第2条、個人の町民税に関する経過措置の規定では、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等個人に対して支払う上場株式等の配当に係る配当、条約適用配当等に係る配当の各3%軽減税率、道民税1.2%、町民税1.8%の各経過措置期間を「平成23年12月31日」までを「平成25年12月31日」までの2年間延長するものでございます。

23ページに参ります。第3条、町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第29号）の一部の改正についてご説明いたします。平成21年4月1日に公布された町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。改正附則、第3条、個人の町民税に関する経過措置の規定で、条例本則第34条の7、寄附金税額控除の改正により特定非営利活動法人への寄附金が税額控除の対象となるため条文を整理するものでございます。

24ページに参ります。第4条、町税条例の一部を改正する条例（平

成 2 2 年条例第 1 8 号)の一部改正についてご説明いたします。平成 2 2 年 4 月 1 日に公布された町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。改正附則、第 1 条は施行期日の規定で非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の施行期日を「平成 2 5 年 1 月 1 日」から「平成 2 7 年 1 月 1 日」に改正するものでございます。改正附則、第 2 条、町民税に関する経過措置の規定で、「平成 2 5 年度」以後適用を「平成 2 7 年度」以後適用に改正するものでございます。

最後に 2 5 ページの改正附則についてご説明いたします。附則、第 1 条は、改正条例の施行期日を規定するものでございます。

第 2 条は、町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

第 3 条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

第 4 条は、町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものでございます。

第 5 条は、罰則に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第 4 9 号 町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5 番 石川 康弘君。

石川議員 只今、町税条例の一部改正について説明を聞かせていただきました。ただ、この資料の中を見てちょっと感じたことなのですけれども、この今回、過料を 3 万円から 1 0 万円に引き上げるというその措置、各箇所で行われていますが、実際今までもこういった形での義務違反だとかそういったことで過料を科したことというのは、今まで何度かあったのでしょうか。

それともう 1 つ、この資料の中で見ていた中では、備考のところに書かれていますけれども、公布の日から 2 カ月後に施行するというような形で大方書かれているのですけれども、1 つだけ 5 ページのところの寄附金税額控除に伴う町民税のうんぬんというところでは、来年の 1 月施行というような形でこれだけちょっと違ってはいますけれども、この違う理由というのは何なのでしょう。2 つお聞きいたします。

議 長 税務課長。

税務課長 只今、石川議員からご質問がありました過料の実績でございますけれども、今までは実績はございません。

それと 2 点目の公布の日から 2 カ月後の施行と、寄附金の関係で平成 2 4 年 1 月 1 日施行ということでございますが、罰則については公布の日から 2 カ月後の施行と、寄附金につきましては今年度 2 3 年中に支出した分が 2 4 年の 1 月 1 日現在で税の申告と言いますか、その基準日という形になっております。以上でございます。

議 長 他にありませんか。

1 番 熊木 恵子君。

熊木議員 3 つ伺います。1 つ目は今、石川議員も質問された 3 万円から 1 0 万

円になるということがいろいろなところに出ているのですけれども、今の答えでは今まで過料実績はないということでしたけれども、今後そういうことが予想されるのかどうか、それをちょっと伺いたいと思います。まず、この条例の改正が出てきている背景としては、今年の6月の衆議院で採択された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法などの一部を改正する法律案を根拠にして示されているものだと思うのですよね。それで、町民というか納税者に対して罰則の強化がすごく盛り込まれているように感じるのですけれども、その辺でうちの本町の場合、何かそういう影響があるのかどうかというのをちょっと1点、その3万円から10万円になるということの過料の実績は今まではないということでしたけれども、それをちょっとお聞きしたいのと、2点目は、上場株式などの配当を有する場合の配当所得に対する課税配当所得の金額、それが前回も法律改正で延長になっているのですけれども、更にまた2年延長されるということでは更に優遇されるというものではないかと思うのですけれども、その辺をどういうふうにお考えか伺います。

3つ目は、12ページのところの新築住宅に対する固定資産税の減額の規定というところで、サービス付き高齢者向け住宅というのがあるのですけれども、それはどのような住宅を指しているのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

議 長
税務課長

税務課長。

熊木議員のご質問にお答えいたします。まず1点目は、過料を10万円に上げることによって町における今後の予想ということでございますけれども、今まで実績がございませんでしたし、今後も出てくる可能性としては私としては出てこないのではないかと考えております。また、過料ではございますけれども、過料というのは不提出とか何か完全に出さないということでございますけれども、うちの方ではいろいろと所得証明とか必要な方が不申告の方がおられた場合は、即座に申告をしてもらうような指導をしておりますので、そういうことにつきましては今後なんとか対応はできるのではないかと考えております。

それと上場株式等に関して、前回も延長して今回も延長ということなのですけれども、上場株式等につきましては高額者に優遇という形にはなっておりますけれども、南幌町において上場株式等の配当控除を受けている方というのは若干名はいらっしゃいますけれども、高額所得者という形の納税義務者という範囲ではございませんので、延長になることによって南幌町において影響と言いますか、それについては国の方針でもございますので、それに合わせて延長させていただきたいということで条例改正させていただくところでございます。

それと、サービス付き高齢者向け住宅とはという件なのですけれども、これにつきましては、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームに高齢者を入居させて、生活サービス等的高齢者が日常生活を営むための必要な福祉サービスを受けられるような住宅となっております。それに関して

面積要件も35平米以上280平米以下という床面積の条件がございますけれども、それが30平米以上280平米以下という形で今回改正されております。以上でございます。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

本町で過料を今までの実績がないということと、今後も出てこないのではないかとということでしたし、上場株式等の配当に関するところでも、その高額所得者というかそういうところ、現在もお聞きした時もそういう該当する人は、人というか件数はとても少ないということも伺いました。だけれども、今回の一部改正の中で今の高齢者の住宅に対することとかNPO法人に対する税のこととかで良くなる面もあると思うのですけれども、今、現在、本町ではその過料の実績はないということだけれども、そのたくさんある中に罰則ということで大幅に3万円から10万円に上がるというところでは、やはり納税者が受ける影響というかそういうところがすごく大きいのではないかと思います。国がこう決めてくる改正で地方がそれに対して反対とか何とかとは言えないのかもしれないのですけれども、やはり私たち納税する国民側からしてみると、それはすごく不公平な部分というのがあるのではないかと感じるのですけれども、その辺のもし考えていることとかあればちょっと伺いたいのですが。

議 長
税務課長
(再答弁)

税務課長。

3万円から10万円という引き上げなのですけれども、これは法律の改正によって全国一律でございます。ですから、うちだけが10万円を5万円という話しにはならないのではないかと考えております。以上です。

議 長

他にありませんか。

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

議案第49号 町税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞ着席下さい。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程15 議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました、議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い本条例の一部改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この条例は、7月29日に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことを受けまして、3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る弔慰金の支給について条例改正を行うものであります。

それでは、別途配布しました議案第50号資料、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分であります。

第4条に災害弔慰金を支給する遺族の範囲について示されています。改正前では遺族に兄弟姉妹の定義がありませんでしたが、改正後では、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、孫または祖父母がいずれも存在しない場合、その死亡したものと同居し生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えることとしたものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金について適用するというところでございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程16 議案第51号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)

議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 只今上程を頂きました、議案第51号 教育委員会委員の任命につきまして、現教育委員であります仁平良次氏の任期が満了となるため、仁平良次氏を再任致したく提案するものであります。任命につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第51号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程17 発議第17号 南幌町活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)

議 長 提出者より提案理由の説明を求めます。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 発議第17号 南幌町活性化特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。町の現状と今後のあり方についての総合的な調査研究を行う特別委員会を設置するため本案を提案するものであります。内容につきましては、1つとして特別委員会の名称、南幌町活性化特別委員会。2つ目として特別委員会の活動期間、閉会中の継続用務で、特別委員会の任期まで存続する。3番目、特別委員の定数は10名とする。4番目、特別委員の任期、平成23年9月21日から平成27年4月26日まで。5所管する事務、南幌町の現状と今後のあり方についての総合的な調査研究に係る事務。6経費として、予算の範囲内とする。以上、申し上げまして各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。南幌町活性化特別委員会の設置をすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり南幌町活性化特別委員会を設置することに決定いたしました。

只今設置されました南幌町活性化特別委員会の正副委員長についてお諮りをいたします。

2番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員 只今設置されました南幌町活性化特別委員会の委員長には本間 秀正議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。只今、佐藤 正一君から提案がありましたとおり、

委員長には本間 秀正君、副委員長には志賀浦 学君とのご発言であります。さよう決定することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には本間 秀正君、副委員長には志賀浦 学君と決定をいたしました。

日程 18 発議第 18 号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 19 発議第 19 号 総務常任委員会、産業経常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

3 委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 20 報告第 9 号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、報告第 9 号 南幌町土地開発公社経営状況報告につきましては、平成 22 年度における経営状況の報告であります。内容につきましては、土地開発公社事務局長が説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
土地開発公社事務局長

内容の説明を求めます。土地開発公社事務局長。

それでは、報告第 9 号資料に基づきまして南幌町土地開発公社平成 22 年度の経営状況についてご報告いたします。

資料としてお配りいたしました平成 22 年度南幌町土地開発公社事業実績及び決算につきましては、5 月 30 日に開催した土地開発公社理事会において既に認定を頂いておりまして、本日はその内容に基づきご報告させていただきます。

初めに事業実績からご報告させていただきます。報告書の 1 ページ目をお開きください。まず 1 番、用地売却事業につきましては記載のとおり残念ながら南幌工業団地用地、夕張太住環境整備事業用地、いわゆる

ふれあいタウン稲穂ともに売却実績はございませんでした。次に2番、用地賃貸事業につきましては新規の賃貸契約はなく、これまでと同様の2社8,087.98㎡を賃貸実績として掲載させていただいております。一般行政報告でもご説明ありましたが、長年交渉してありました札幌市の株式会社ファクトリーライズという業務用マットの洗浄などを行っている会社と交渉がまとまりまして、賃貸ではございますが8月30日に契約を締結し、12月には操業できる見込みとなっております。また、現在賃貸契約を結んでおります1社から賃貸面積の拡張の申し込みがございまして10月中には契約できる見込みとなっております。続きまして3番、受託事業ですが、まず南幌町より委託された事業はございません。続きまして、南幌ニュータウンみどり野販売促進事業につきましては、北海道住宅供給公社のみどり野団地の販売でありまして、平成22年度の販売実績は13区画となっており10年ぶりに2けた区画を販売することができました。続きまして、南幌ニュータウン用地管理事業でございますが、こちらは前年同様に北海道住宅供給公社の完成土地及び未造成土地の草刈り業務を行っております。以上のように工業団地等の売却につきましては、計画どおりに進んでおりませんが、ここで若干ではございますが平成22年度の企業誘致活動についてご説明させていただきます。資料はございませんので、口頭にて説明させていただきます。企業誘致の活動状況につきましては、主に企業訪問、広告宣伝、情報収集の3つの活動に取り組んでおります。1つ目の企業訪問としましては、32社66回の訪問活動を実施しております。中でも平成21年度に実施しました企業誘致調査の中から抽出しました企業に対しては、積極的に誘致交渉を行って参りました。そのほか有力企業に対しては、町長自ら出向いてのトップセールスによる誘致交渉も行っております。2つ目の広告宣伝活動でございますが、まずインターネット広告といたしまして日経事業用地ナビというサイトに登録しております。南幌工業団地のページには1年間で2,129回のアクセスがありました。そのほかにヤフーとグーグルの検索サイトにも広告を掲載しておりまして、年間で164回広告がクリックされております。その他全国紙の新聞でございますけれども、企業系新聞にも広告掲載しております。3点目の情報収集活動でございますけれども、昨年は札幌市内の金融機関を中心に29店舗訪問、そのほか北海道東京事務所、企業誘致支援センター、投資系企業であります北海道ベンチャーキャピタル株式会社にも訪問して情報収集活動を行っております。以上が平成22年度の主な企業誘致活動でございますが、残念ながら22年度内での企業誘致の実績とは至りませんでした。これらの活動を通じまして将来的には南幌町に進出する可能性が残されておりますので、今後とも定期的に訪問するなど粘り強く誘致活動を行って参ります。以上で平成22年度の事業実績報告を終わらせていただきます。

続きまして、決算状況についてご説明申し上げます。決算状況につきましては、財務諸表の損益計算書等でご説明させていただきます。9ペ

ージの損益計算書をご覧ください。まず、1事業収益でございますけれども、こちら事業実施報告のとおり平成22年度につきましては、南幌工業団地、ふれあいタウン稲穂ともに販売実績がありませんでした。(3)の完成土地賃貸収益は、南幌工業団地既存の2社分の賃貸収益のみの決算額となっております。2事業原価につきましては、(3)の完成土地原価につきましては、既存2社分の工業団地賃貸原価が決算額となっております。次に、3販売費及び一般管理費でございますが、(1)経費につきましては理事の報酬、企業誘致活動に伴う経費、土地開発公社管理用地草刈り業務委託料などの管理費が決算となっております。事業利益としましては、収益から経費を差し引いた220万3,175円が事業損失額となっております。次に、4事業外収益でございますが、(1)貯金の受取利息、(2)につきましては住宅供給公社用地管理等の受託事業収入、(3)雑収益としましては平成22年度の長期借入金利息支払いに伴う南幌町からの補助金などが決算額となっております。5事業外費用でございますが、(1)支払利息は公社事業運営資金17億円の長期借入金支払利息であります。また、(2)受託事業費につきましては、住宅供給公社の管理委託料と調整池整備事業の南幌町への精算金などが決算額となっております。以上、当期純利益につきましては、事業収益が既存2社分の賃貸収益のみだったことと調整池整備事業の精算金を南幌町へ返還したことが主な要因となりまして、2,304万8,087円の損失決算となっております。

続きまして、10ページの貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部でございますけれども、1流動資産、(2)の事業未収金と(5)貸倒引当金9,400円につきましては、みどり野団地の処分済土地の雑草草刈り業務における北成建設株式会社の倒産に伴うものでございます。昨年から2回にわたりまして債権者説明会が開催されましたが、債権回収の可能性はなく、7月29日に開催されました説明会をもって終結し、配当がなかったことから平成23年度の決算の中で整理させていただきます。なお、この度の結果を踏まえまして、23年度の草刈りの業務形態を見直しまして料金につきましては前払い制といたしまして再発防止に努めております。また(4)の完成土地につきましては、販売実績がなかったことから平成21年度決算額と同額となっております。次に2の固定資産でございますけれども、(1)賃貸事業用地につきましては、賃貸用地部分の資産の額でございます。資産合計で8億5,371万5,438円となっております。

続きまして、負債の部でございます。1流動負債の保証金につきましては、賃貸契約2社分の保証金であります。2固定負債(1)長期借入金につきましては、公社事業運営資金であります長期借入金17億円が平成22年度から元金償還が始まり残高が10億8,666万7,000円に減少しますが、元金償還財源を南幌町から借入したため17億円の決算となっております。負債合計で17億555万3,600円でございます。

最後に資本の部でございますが、1番資本金の設立団体の町の出資金と2番(1)前期繰越準備金から前ページの損益計算書の当期純損失を差し引いた8億5,183万8,162円の赤字決算となりまして平成23年度へ繰り越されることとなります。以上が平成22年度土地開発公社決算の説明でございます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第9号 南幌町土地開発公社経営状況報告については報告済といたします。

日程21 報告第10号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

議長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました、報告第10号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成22年度における経営状況の報告であります。内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。振興公社専務。

振興公社専務

只今より振興公社平成22年度営業状況説明をさせていただきます。専務の武田でございます。よろしくお願い申し上げます。

資料1ページの業務報告につきましては、要点を説明させていただきます。3ページをお開きください。別紙3ページ、平成22年度営業実績4月から11月までの入場者と売上額を前年対比させました表でございます。この表の一番下の合計欄をご覧ください。入場者数2万9,676人、前期に比べまして215人、率にして0.7%の減少となっております。年間目標の3万2,000人よりは2,324人の大きな減少となっております。売上額は1億886万円で前期に比べまして235万円、率にして2.1%の減少となっております。この期に関しましては、4月の雪解けが遅くオープンが遅れました。気象の状況も悪く、入場者が大きく減少したものでございます。5月に入りましてその傾向が続きまして、特にゴールデンウィークの後半5日間は悪天候が続きまして雪解け水などで夕張川の増水が続き、渡し船が使用できず14ホールの変則営業となり、お客様に迷惑をかけ減少となり、大幅な値引き営業を続けたものでございます。6月、7月になりまして天候がだんだん良くなって参りまして順調になって参りました。8月になりまして異常な高温、30度を超える日が10日間もあり雨も多く、豪雨2日間のクローズ、2日間渡し船が使用できないというクローズ状態が続きました。9月になりましてからは、順調に推移してございます。この4月、5月、8月の3カ月間の減少で1,552人の減少ということになってございます。この年度の特徴といたしまして、高温で雨量が多くクロー

ズ状態が13日続き、12日間の渡し船が使用できないという状況だったということでございます。4月から11月までの雨量は、その前の年が約650ミリ、本年度は890ミリ、約900ミリで250ミリほど多かったということでございます。下の売上でございますけれども、練習場の売上がここ数年順調に伸びております。

それでは、道内のゴルフ場の現状というものを簡単にご説明したいと思っておりますので、補助資料2の14ページをお開きください。この資料は、表1としまして道内各地域ごとの入場者数を示してございます。総計でございまして364万人、前年より約12万人、3.1%の減少となっております。入場者は前年を上回った地区は15地区中4地区ありますが、微々たる伸びということでございます。18ホール換算入場者数、備考欄に書いてございますが全道平均1万8,627名、これを上回った地区は札幌、石狩南、石狩北、胆振、檜山の5地区のみであります。あとはこの傾向は、前年、前の年とほぼ同じ状況でございます。昨年も申しましたけれども、入場者数を報告しないゴルフ場が出ておるために推定のゴルフ場も出ていまして比較対象がなかなか難しい状況でございます。

次でございますが、次のページは空知地区、南幌リバーサイドゴルフ場が加盟してございます空知地区の入場者数でございます。2万5,000人、5.9%の減少でございまして昨年検討していたのですが、この地域のやはり天候などで減少幅が拡大したと思われまして、この表の備考欄に載ってございます18ホール換算入場者数でございますけれども、3万人を超えたのは1コースのみで名門の札幌ゴルフクラブ由仁コースだけでございます。南幌はわずかですが324人足りなかったという現状でございます。

次は、河川敷のゴルフ場でございます。道内11コースでございますが、この前年対比でございます。6,300人、2.8%の減少でありまして、この中で雁来公園と上湧別、札内川の3コースのみが増加してございます。減少幅も増えているものの微増ということでございます。この中で18ホール換算が備考欄に載ってございますが、雁来公園はミニコースの9ホールということで除外をさせてもらっております。1位は十勝のコースで、十勝は3月、12月も営業できるというそういう条件があるものですから、このような数字になってございます。南幌は、この現在では2位ということでございました。

この最後でございますけれども、先ほどから18ホール換算ということは何回も申しておりますけれども、道内の18ホール換算入場者数の上位のゴルフ場をここに記載してございます。南幌は13位ということで、このような結果になっております。主なゴルフ場は4月から11月の営業が主ですが、やはり3月、12月と日照がありまして営業できる所もこのような形になっております。それと、この備考欄の所の多い入場者が入っている所に再生となってございますが、これが一度経営を破綻したとか身売りをしたとかという形になってございます。この表を見

ますと、やはりそのような再生をかけたゴルフ場が上位を占めているということになってございます。

それでは、本題に戻りたいと思いますので2ページに戻っていただきます。(4)清幌橋架換に伴う損失補償についてでございます。工事期間中の遊休地の維持管理費といたしましてCの578万6,000円を受け取ってございます。また、復元工事としましてB5,193万円を受け取り、グリーン3面、ティーグラウンド3面の復元を行いました。橋の工事は今年度、今年の3月で終わりました一連の工事がすべて終了いたしました。閉鎖していましたが西コースの旧橋撤去部分の復元を今年の春から優先しまして、工事を行いまして7月初めから渡し船を使用しない西、南のコースで営業を始めております。本来の形で戻ってございます。清幌橋の関係の工事でございますけれども、平成15年から18ホール営業に変えまして、翌16年から暫定コース営業ということで、西コースの暫定コース営業ということで8年間も続いたということでございます。待望の今年の7月から西コースをフルに使える形になってございます。それと同時に北コースの復元工事を実施して、今現在に至っております。なお、27ホール営業に関しましては24年度の予定でおります。次に、この下の長期借入金の返済状況でございますが、表のように22年度の償還をいたしまして終了してございます。

次に4ページの資料2、決算報告でございますが貸借対照表、損益計算書につきましては要約版で説明いたしますので資料1の12ページをお開きください。貸借対照表の資産の部についてでございますが、流動資産が1.4%の微増となっております。仮払金は、倒産しまして当社の株を保有していたところの倒産等によりまして、引取要求に応じまして借入金で処理して一時保有している金額でございまして、処理できている分だけが減少してございます。有形固定資産6.5%減は、これはほとんどが減価償却分でございます。資産合計は前期とほぼ同額となっております。

次に下の表は、貸借対照表の負債・資本の部でございますが、流動負債5.3%の増額になっておりますが、ちょうど年度末にボイラーを交換をいたしまして、それが未払金という形の中で載っていたためになってございます。法人税等はこのとおり減額になってございます。固定負債の長期借入金は返済分だけ減額しております。下から3行目の繰越利益余剰金は1,275万円増加しております。負債合計は5.7%の減額になっております。資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は、5億4,166万円で2.4%の増額になっております。

次に13ページに移ります。損益計算書についての説明でございます。当期の売上額は1億886万円で、前期に比べまして235万円の減額でした。Bの売上原価は221万円の減額になっております。経費節減に努力していることが伺えると思います。Cの売上利益は14万円の減額になってございます。Dの一般管理費は103万円の減額になってございます。Eの営業利益は298万円のマイナスで、マイナス幅は89

万円ほど減少してございます。Fの営業外利益でございますが、コース復元補償費などで5,894万円、68万円増加してございます。Gの営業外費用はコース復元費などで3,641万円でございます。Hの営業利益は1,954万円、630万円減少してございます。Kの税引前利益は1,960万円でした。Lの法人税は684万円、前期に比べまして245万円の減額になってございます。Mの当期純利益は1,275万円となっております。次に経費面の特徴についての説明でございますが、下の二重丸のところでございます。一般管理費、販売費は固定費的要素があるものですから、減額にはなかなか結びつかないのですが103万円の減額となっております。当期原価については、下のところの二重丸Bのところでございますけれども、原価合計250万円、2.6%の減少となっております。車両関連費、修理費以外はほぼ減少してございますが、人件費、消耗品費等は減額をしてございますけれども、機械の更新を控えているために修繕費がかさんでいるということでございます。全体を見ますと最大限の節減に努力しているということが伺えます。

次、10ページに戻っていただきまして決算書の中でございますけれども、決算書の内容に関しては先ほど要約版で説明いたしましたけれども、貸借対照表、損益計算書、一般管理費、製造原価報告書に続きまして株主資本等変動計算書、内容は貸借対照表、損益計算書に記載されている特定の項目をピックアップしました形状のものでございます。問題となるのは、この10ページの特別注記表でございます。3の(4)でございますけれども、当期の株主配当の取り扱いでございます。経営再建中、経営努力をしてございますが本業の売上不振を考慮いたしまして配当は見合わせております。以上は6月の株主総会で承認をされてございます。

最後になりますが、18ページをご覧ください。本年度23年度の業務計画ということで、ほぼ前年からの継続を行ってございます。この中で下の方の本社主催のオープンコンペをこのような形で今現在9月11日までの夕焼けコンペまで終了いたしまして、現在で378名の入場者を頂いております。これから3回ほど、全米オープンが2回行われまして最後にラストコール杯という形で今年のオープンコンペを終了しようと思っております。なお、南幌町役場さんの職員の方々から今年うちのコースを使っていただいて、月1回程度来ていただいて入場者の方で多少助かってございます。最後の5でございます。清幌橋架換に伴う補償工事でございますが、先ほど説明しましたとおりこのような形になったございます。以上をもちまして平成22年度の経営報告、経営状況の報告を終了させていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第10号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては

報告済といたします。

それでは、場内時計で11時まで休憩をしたいと思います。

(午前10時47分)

(午前11時00分)

議長

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第20号より追加日程7 報告第12号までの7議案を日程に追加し議題といたします。ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第20号より追加日程7 報告第12号までの7議案を追加いたします。

追加日程1 発議第20号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

議長

提出者より提案理由の説明を求めます。8番 川幡 宗宏君。

川幡議員

(朗読により説明する。)

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第20号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程2 発議第21号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

議長

提出者より提案理由の説明を求めます。5番 石川 康弘君。

石川議員

(朗読により説明する。)

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第21号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程3 発議第22号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
佐藤(妙)議員
議長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。6番 佐藤 妙子君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第22号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程4 発議第23号 原発から自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
熊木議員
議長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 本間 秀正君。

本間議員

今回の事故については本当に危惧するところがたくさんあると思うのですが、最後の文章の方に、「よって国においては、原発からの撤退を明確に宣言するとともに」という文章が載っておりますが、この辺について提出者の方にどういったような方向で明確にするのか、また、この文書をうちの議会として提出する際にこういった文章で良いのかどうかちょっと危惧するところがありますので、質問としてお答えしていただきたいと思っております。

議長
熊木議員

1番 熊木 恵子君。

本間議員の質問にお答えいたします。皆さんもご承知のように、この

原発から撤退する、撤退というか自然エネルギーへの転換を求めるとい
うのは多くの国民の願いではないかと思えます。国に対しては、原発が
起きたにもかかわらずいまだに明確な方向が示されていないというこ
とで、私はうちの議会としてもこのような意見書を提出して早く方向性
をきちんとするよう求めるものです。

議 長
本間議員
(再質問)

4 番 本間 秀正君。

熊木議員の方から説明がございましたが、私としてはどうしても明確
に国として宣言するに至る、今すぐにこのような状況で国に宣言を求め
ていいのか、それから色々な所でも原発事故等ありますし、こういった
中身は非常に重要だということはよくわかりますし、国民の願いもわか
ります。ただ、ここでこの文書が行くのがどうなのかということがちょ
っと危惧されますので、採決にあたっては起立採決をお願いしたいとい
うふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

議 長
熊木議員
(再答弁)

1 番 熊木 恵子君。

私は、前回6月の議会でもこの意見書を提出しています。しかし、時
期が早いということとかで議運の中では見送られました。それで再度出
しているわけですけれども、今、全道でもそうですが多くの自治体から
このような意見書は挙がってきていると思います。原発からの撤退とい
うことがここに明確にということを私は求めているのですけれども、今、
本当に必要なことだと思うのですが、そう思うのでぜひともこれは全会
一致で通していただきたいと思えます。

議 長

他に質疑はありませんか。

志賀浦議員

10 番 志賀浦 学君。

今の関連で質問いたします。私は、この文面の中から今の新しい新内
閣においても原発からの依存を脱却し新規を作らないという視点で、長
期的にこの原発からの撤退というふうに解釈をしたのですけれども、そ
ういう意味で文言整理をしなければならぬのであれば、それはまた1
つの方法なのですけれども、熊木議員にお聞きしたいのは、私の解釈と
しては早期撤退というわけではなく原発からの撤退、またその依存度を
低めるという自然エネルギーに転換していくという観点で理解してい
たので、その辺は熊木議員にちょっとお聞きしたいのですけれども、よ
ろしくお願いいいたします。

議 長
熊木議員

1 番 熊木 恵子君。

志賀浦議員の質問にお答えします。原発からは早期に撤退とか色々な
表現が今されていると思えますけれども、明確にエネルギーをどういう
方向に持っていくかということを確認にしていかなければ、この54基
もこの日本国内にある原発がなくするというにはつながっていか
ないと思います。そういう意味で、今、福島原発に事故が起こって世界
からも国内からも多くその方向性について注目されています。二度とこ
のようなことが起きないためにも、私は早期に撤退するようというこ
とを明確に宣言するということが必要だと思います。

議 長

調整のため暫時休憩をしたいと思います。

(午前11時27分)

(午前11時31分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたしたいと思います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員 今、本間議員、志賀浦議員からの提案とかいろいろありました。その中で私はなんとしてもやはり今回この意見書を通していただきたいと思います。それで、最後のところで「早急に」、「自然エネルギーへの計画的転換に向け早急に」というところのこの3文字、それを削除して提案したいと思いますので、ぜひ通していただきたいと思います。よろしくお計らいください。

議長 今、熊木議員から言われた最後の行なのですけれども、「計画的転換に向け早急に取り組むよう要望します」を、「計画的転換に向け取り組むよう要望します」ということでよろしいですか、熊木議員。

熊木議員 はい。

議長 他に質疑があれば許したいと思います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第23号 原発から自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程5 発議第24号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子君。

熊木議員 (朗読により説明する。)

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第24号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程 6 報告第 1 1 号 平成 2 2 年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長

(朗読する。)

審査報告については決算審査特別委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学君。

志賀浦議員

平成 2 3 年 9 月 1 5 日。南幌町議会議長宛。決算審査特別委員長。委員会審査報告、認定第 1 号 平成 2 2 年度各会計決算認定について。本委員会に審査付託された平成 2 2 年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。以上です。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

報告第 1 1 号 平成 2 2 年度各会計決算認定審査報告について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 1 0 名、着席 0 名)

どうぞご着席下さい。

起立全員でございます。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

追加日程 7 報告第 1 2 号 平成 2 2 年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長

(朗読する。)

審査報告については決算審査特別委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学君。

志賀浦議員

報告第 1 2 号 平成 2 2 年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告について。平成 2 3 年 9 月 1 5 日。南幌町議会議長宛。決算審査特別委員長。委員会審査報告、認定第 2 号 平成 2 2 年度南幌町病院事業会計決算認定について。本委員会に審査付託された平成 2 2 年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきと決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。記。1 付帯意見、(1) 病院経営形態の見直し。住民が求める地域医療を守る国保町立南幌病院存続のため、病院経営形態の抜本的見直しの検討を求める。(2) 病院経営について。今後、町立病院に係る地方交付税算定分の繰出基準内での病院経営を求める。(3) 評価委員会の設置。病

議 長

院経営の改善を図るため、有識者を含めた第三者による評価委員会を設置し、早期に同委員会の報告を求める。以上です。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

報告第12号 平成22年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞご着席下さい。

起立全員でございます。よって本案は原案のとおり認定すること決定いたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午前11時46分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____